

令和7年第450回定例会

矢吹町議会会議録

令和7年12月5日 開会

令和7年12月12日 閉会

矢吹町議会

令和7年第450回矢吹町議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月5日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸報告	4
監査報告	4
会期外付託案件調査報告	5
議員派遣報告	6
町政報告	6
報告第6号の上程、説明、質疑	11
議案の上程、説明(議案第33号～議案第62号)	12
散会の宣告	16

第 2 号 (12月8日)

議事日程	17
本日の会議に付した事件	17
出席議員	17
欠席議員	17
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	17
職務のため出席した者の職氏名	18
開議の宣告	19
一般質問	19
関根貴将議員	19
小島紀子議員	29
富永創造議員	41
三村正一議員	55

会議時間の延長	69
散会の宣告	75

第 3 号 (12月9日)

議事日程	77
本日の会議に付した事件	77
出席議員	77
欠席議員	77
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	77
職務のため出席した者の職氏名	78
開議の宣告	79
一般質問	79
青山英樹議員	79
総括質疑	97
議案の付託	97
散会の宣告	98

第 4 号 (12月12日)

議事日程	99
本日の会議に付した事件	99
出席議員	99
欠席議員	100
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	100
職務のため出席した者の職氏名	100
開議の宣告	101
議事日程の報告	101
議案第33号、第34号、第36号、第37号、第38号、第39号、第40号、第41号、 第42号、第43号、第44号、第45号、第47号、第55号、第56号の委員長報告、 質疑、討論、採決	101
議案第35号、第46号、第48号、第49号、第50号、第51号、第52号、第53号、 第54号、陳情第5号、第6号、第7号、第8号の委員長報告、質疑、討論、採決	106
議案第58号、第59号、第60号、第61号、第62号の委員長報告、質疑、討論、採決	111
議案第57号の委員長報告、質疑、討論、採決	114
日程の追加	115
議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決	116

議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決	116
議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決	117
発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	118
発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	119
発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	120
閉会の宣告	121
署名議員	123

令和 7 年 1 2 月 5 日（金曜日）

（第 1 号）

令和7年第450回矢吹町議会定例会

議事日程(第1号)

令和7年12月5日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸報告
日程第 4 町政報告
日程第 5 報告第6号 専決処分の報告について(専決第12号 損害賠償の額を定めることについて)
日程第 6 議案の上程
議案第33号・第34号・第35号・第36号・第37号・第38号・第39号・第40号・第41号・第42号・第43号・第44号・第45号・第46号・第47号・第48号・第49号・第50号・第51号・第52号・第53号・第54号・第55号・第56号・第57号・第58号・第59号・第60号・第61号・第62号
(町長提案理由説明のみ)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	梅	宮	美和子	2番	小	島	紀子
3番	芳	賀	慎也	4番	関	根	貴将
5番	高	久	美秋	6番	鈴	木	浩一
7番	富	永	創造	8番	三	村	正一
9番	鈴	木	隆司	10番	青	山	英樹
11番	熊	田	宏	12番	角	田	秀明
13番	堀	井	成人	14番	藤	井	源喜

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 蛭田 泰昭 副町長 鈴木 一史

教 育 長 大 杉 和 規	代表監査委員 佐 藤 昇 一
総 務 課 長 正 木 孝 也	企画・デジタル推進課長 国 井 淳 一
まちづくり 推 進 課 長 神 山 義 久	会計管理者兼 総合窓口課長 佐 藤 浩 彦
税 務 課 長 渡 辺 憲 二	保健福祉課長 山 野 辺 幸 徳
農業振興課長 兼農業委員会 事 務 局 長 鈴 木 辰 美	商工観光課長 柏 村 秀 一
都市整備課長 有 松 泰 史	上下水道課長 小 磯 剛
行政管理監兼 危機管理監兼 政 策 管 理 監 阿 部 正 人	教育次長兼 教育振興課長 佐 藤 豊
生涯学習課長 西 山 貴 夫	子育て支援 課 長 小 椋 勲

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 氏 家 康 孝 次 長 鈴 木 直 人

◎開会の宣告

○議長（藤井源喜議長） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第450回矢吹町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（藤井源喜議長） これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（藤井源喜議長） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

4番 関根貴将 議員

5番 高久美秋 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（藤井源喜議長） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、11番、熊田宏議員。

〔11番 熊田 宏議員登壇〕

○11番（熊田 宏議員） 第450回矢吹町議会定例会が本日12月5日に招集になりましたので、それに先立ちまして、12月3日午前10時から議会運営委員会を開き、今定例会の運営について協議をいたしました。

なお、当日、私は欠席しましたので、青山英樹議会運営委員会副委員長が進行してくださいました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について、企画・デジタル推進課、国井課長から説明を求め、さらに議長から提出された日程等について、議会事務局、氏家事務局長から説明を求め、それぞれ協議をいたしました結果、会期を本日12月5日から12月12日までとし、会議日程については、お手元に配付の日程表のとおり協議が成立いたしました。

なお、会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議することいたしますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上で、議会運営委員会の報告といたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（藤井源喜議長） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今定例会の会期は

本日12月5日から12月12日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日12月5日から12月12日までの8日間に決定しました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸報告

○議長（藤井源喜議長） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

初めに、配付資料等についてご説明いたします。

本定例会の議案書及び議案説明資料、例月出納検査結果報告書、令和7年度定期監査結果報告書、陳情文書表並びに議案等説明のため出席を求めた者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

◎監査報告

○議長（藤井源喜議長） これより例月出納検査結果及び令和7年度定期監査の結果について、代表監査委員より報告を求めます。

佐藤昇一代表監査委員。

〔代表監査委員 佐藤昇一代表監査委員登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一代表監査委員） それでは、お手元に配付しました監査結果の報告をさせていただきます。

今回の報告は、例月出納検査結果及び令和7年度定期監査結果の2件であります。

初めに、例月出納検査結果について報告いたします。

検査を執行した日ですが、一般会計及び特別会計については、8月分を9月25日に、9月分を10月23日に、10月分を11月27日にそれぞれ行いました。

上下水道事業会計につきましては、7月1日から9月30日までの第2四半期分を10月24日に行いました。

検査に当たっては、会計管理者及び上下水道課長から関係する必要書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。

その検査結果につきましては、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、係数においても違算はなく、適正なものと認めました。

なお、詳細につきましては、報告書をご覧いただきたいと存じます。

続きまして、令和7年度の定期監査の結果について報告いたします。

監査の実施期間は、10月29日、30日、31日、11月4日、5日、6日の6日間で行いました。

監査の結果ですが、提出された関係資料、書類等を照合審査の結果、全課にわたる事務処理及び事業の執行については、おおむね適正であると認めます。

なお、今後もさらに努力することが適正であると認められる事項についてであります。初めに経費削減についてであります。

令和7年10月の内閣府景気ウォッチャー調査によると、「景気は、持ち直している。先行きについては、価格上昇の影響等を懸念しつつも、持ち直しが続くと思われる。」とまとめられており、景気は回復基調にあるものの、円安等による物価上昇傾向がいましばらく続く見込みであり、依然として厳しい状況にあると言えます。

こうした背景から、町の財政状況においては、財政負担として増加する社会保障関連予算、老朽化する公共施設の大規模な改修や更新など、大変厳しい状況が続くものと考えられます。今後も職員一人一人がこれらの現状を十分に認識し、投資的経費の削減もさることながら、引き続き経常的経費の節減に努められたく存じます。

次に、町税等の収納向上についてであります。

町税等の徴収については、担当各課においてそれぞれ努力されていることを認めます。しかしながら、厳しい財政状況の中、収入未済額の解消は、財源確保と公平公正を期するためにも極めて重要な課題であります。今後も継続して適正な債権回収と滞納整理の全庁的な進行管理に取り組まれたく存じます。

なお、詳細につきましては、定期監査の結果報告書をご覧くださいと存じます。

以上で、例月出納検査結果及び令和7年度定期監査結果の報告を終わります。

○議長（藤井源喜議長） 以上で、代表監査委員からの報告を終結いたします。

◎会期外付託案件調査報告

○議長（藤井源喜議長） 次に、会期外に行われました委員会の調査結果について委員長から報告を求めます。

議会広報編集委員会委員長、7番、富永創造議員。

〔7番 富永創造議員登壇〕

○7番（富永創造議員） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、閉会中の所管事務調査の結果報告をいたします。

閉会中の所管事務調査結果報告について。

第448回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、調査が終了したので、その結果について、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

議会広報編集委員会所管事務調査結果報告書。

報告書の1から5までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

6、調査経過。

人口3万1,535人の寄居町は、埼玉県北西部、荒川が秩父山地から関東平野に流れ出すところに位置する町で、議員定数16名、議会広報広聴特別委員会の構成委員は8名です。

寄居町議会広報紙「お元気ですか 寄居議会です」は、平成29年度より全国町村議会議長会主催広報コンクールで最優秀賞（日本一）を初めて獲得してから、令和5年度までに最優秀賞を6回受賞されていました。

実績が示すとおり、議会と住民とのかけ橋として議会広報紙が全国的に高く評価されていることから、今回の視察研修に寄居町を選ばせていただきました。

今回の研修結果、寄居町議会広報紙が高く評価を受ける要因には、大きく2点あると推察します。

1、平成29年6月に制定された寄居町議会基本条例です。

第18条に広報・広聴活動の充実が掲げられ、議会広報・広聴の在り方が規定されています。

抜粋しますと、①町民に対し、議会活動の情報を分かりやすく周知するように努める。

②より多くの町民が議会と町政に関心を持つように、多様な広報手段を活用して議会広報活動に努め、町民の意見、要望等を取り上げるための広聴活動も積極的に行う。

③議会だよりの充実のため、町民の意見、要望等を取り上げるように努める。

以上、この議会基本条例によって確立された議会本来の動き、議会改革の見える化が議会だよりの紙面づくりの根幹になっていると考えます。

次に、2点目として、2、議員、委託業者、議会事務局による三位一体体制で議会広報紙面づくりが行われていることを挙げるができます。編集に係る役割分担がしっかり機能しています。

①狙いを定めたインパクトある記事・特集づくり、一般質問の原稿、町民取材、写真等を担う議員及び編集委員、②編集、デザイン、各種提案、校正、印刷等を担う委託業者、③取材先、庁内各課、委託業者との連絡、確認、調整等を担う事務局、これら3部門が一体となって機能し合う紙面づくりが実現できていることを知りました。

最後に、編集方針である「読まれない議会だよりは出す意味なし！」を編集委員とともに議会全体で共有できているから、議会活動が身近にインパクトを持って町民に伝わり、同時に議員活動にも生かされていると考えます。

読まれるための議会広報の主役は議員目線ではなく町民目線へと大きく変化との感想もありますように、今回の視察研修で、まず生かしていくべきは、町民の意見、要望等を今まで以上に上げることができるように、取材等を含め、「聴く・動く」の実践を伴った紙面づくりが求められていると思います。

今回の視察研修に参加した議員全員の感想、所感につきましては、報告書にまとめてありますので、後ほどご覧いただければと思います。

最後に、今回の研修に当たりまして、多大なるご配慮をいただきました寄居町議会、吉澤康広議長、鈴木詠子広報広聴特別委員会委員長並びに寄居町議会事務局の皆様方へ心から感謝を申し上げ、報告といたします。

◎議員派遣報告

○議長（藤井源喜議長） 次に、会議規則第122条第1項の規定により、議員の派遣について報告いたします。

派遣の結果につきましては、お手元に配付した報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告は終了いたします。

◎町政報告

○議長（藤井源喜議長） 日程第4、これより町政報告を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） 議場の皆さん、おはようございます。

第450回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、藤井議長をはじめ、議員の皆様にご挨拶を申し上げます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました第450回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋し、ご報告をさせていただきますので、ご了承ください。

1ページをご覧ください。

初めに、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した給付金支給事業についてであります。

昨年度、定額減税の控除不足分を補うための給付金として、調整給付金を給付したところでありますが、令和6年分の所得税の確定によって、昨年度の給付額に不足額が生じた方を対象に、今年度につきましてはその不足分を追加で給付するものであります。

対象と思われる1,593名の方には9月12日付で支給確認の案内文書を発送し、11月末までに1,394名の方に対して4,021万円を給付しております。

次に、矢吹町の公共交通についてであります。

移動手段を持たない方の交通手段を確保し、将来を見据え、誰もが町内の移動を便利に、そして安全・安心に行える交通環境を整備する施策として、既往の行き活きタクシー事業に加えて、A I活用型オンデマンドバスののーと矢吹について、令和7年1月15日より実証運行に取り組んでおり、実証運行開始から10月末までの10か月間で延べ3,267名、1日平均16.2名の利用があり、直近の10月においては1日平均23.2名の利用がありました。

なお、11月末までの直近ということで11か月間では、延べ3,685名、1日平均17.1名の利用となっております。

利用者からは、「バスとタクシーを併せたような使い勝手のよいサービス」「安心感があり、生きる力が湧く」「高齢化を踏まえた必要な対策に感謝している」などの声が寄せられており、「制度を続けてほしい」「範囲の拡大で便利になった」といった前向きな評価もいただいております。実際に、「のーと矢吹のおかげで外出や用事が自分でできるようになった」との意見や、A I活用への好感や料金面、利用しやすさに対する肯定的な意見もいただいております。

また、夜間や土日祝祭日の運行を求めのご意見もいただいております。今後、町民ニーズや課題に対応できるよう検討し、より便利で快適な地域公共交通の拡充に努めてまいります。

なお、12月には、のーと矢吹をより多くの皆様にご利用いただき、その便利さを体験していただくため、試験的に無料サービス運行を実施する予定であります。

次に、防災に関する取組についてであります。9月1日の防災の日に、女性が安心して過ごせる避難所環境、この整備や防災意識の向上を目的として、女性支援防災イベントを開催いたしました。

イベント第1部では、株式会社キャンプから女性専用の防災キット100セットが寄贈されるとともに、同社と矢吹町女性防災アドバイザーの協定を締結いたしました。

続く第2部では、株式会社キャンプの榊原代表を講師として、女性視点の防災講話を実施したほか、女性参加者30名によるグループディスカッションが行われ、女性が安心して利用できる避難所づくりをテーマに活発な意見交換が行われました。

次に、消防団活動についてであります。

10月19日、矢吹町消防団秋季検閲式を、矢吹小学校校庭において、消防団員等約150名の参加の下、来賓の皆様を多数お迎えいたしまして、防火パレード、規律の整った通常点検、各種表彰など、盛大かつ厳粛に開催いたしました。

また、根宿地内におきまして、矢吹町消防団、矢吹消防署、根宿行政区など約100名が参加し、ポンプの操作技術や迅速な伝達、規律、消火器による初期消火訓練など、有事に備えた秋季火災防衛訓練を実施いたしました。

次に、第42回矢吹町統計グラフコンクール審査会についてであります。

8月28日、町複合施設KOKOTTOのギャラリーで行われまして、町内の小学校から55作品の出展があり、町長賞、議長賞などの受賞者が決定されました。

町コンクールへ出展された作品は、全て第75回福島県統計グラフコンクールへ出展され、県知事賞をはじめ20作品が入賞し、うち5作品が第73回統計グラフ全国コンクールへ出展されまして、善郷小学校2年生の星まどかさんが入選、矢吹小学校4年生の須藤真央さんの作品が佳作を受賞いたしました。

次に、敬老会の開催についてであります。

9月15日、矢吹町文化センター大ホールにおいて開催いたしました。今年度の敬老会対象者である75歳以上の方は3,075名おられまして、うち100歳以上の方が16名、最高年齢者は105歳の女性の方になります。

式典に関しては、町より敬老祝い金を80歳、85歳、88歳、90歳以上の764名の方へ、敬老祝い品とともに代表者の方に贈呈いたしました。さらに、プラチナ婚1組、ダイヤモンド婚6組、金婚22組のご夫婦も併せて表彰を行いまして、多年にわたり社会に尽力してこられた高齢者の方々の長寿と多くのご夫婦の円満を祝福いたしました。

式典の前後に行われましたアトラクションでは、前半に花吹流寿々蘭会の演舞、そして後半に福島県立光南高等学校の吹奏楽部による演奏で会場を盛り上げていただきまして、出席者の方々に大変楽しんでいただけたところであります。

また、式典の最後には、大変ご好評をいただいております抽せん会を開催し、32名の方に町内で使用できる商品券やあゆり温泉入浴無料券を贈呈し、大盛況のイベントとなりました。

次に、遊水地事業についてであります。11月10日、三城目集落センターにおいて、福島河川国道事務所から地元住民に対する遊水地事業変更内容についての説明会を、午後3時から、そして午後6時30分からの計2回開催いたしました。

国からは、主に、事業期間が令和10年度完成予定であったものが5年延長しまして、令和15年度完成予定となったことの説明と、そして事業費用の増額に関する説明が行われました。

今般の計画変更は、阿武隈川流域、さらには本町にとって、地域住民の安全・安心が確保されるのか、そして遊水地の維持管理や利活用等、真に求められる遊水地整備となるかなど、大変影響が大きいものであるため、引き続き、国や福島県の動向を注視し、地元住民や協議会との連携を図りながら取り組んでまいります。

次に、矢吹町オリジナル日本酒「開拓のうた」新酒づくり事業についてであります。10月5日、三鷹市・矢吹町姉妹市町交流事業として、三鷹市内の小学3、4年生と三鷹市アドベンチャーだっしゅ村実行委員会の

約70名、神田農事組合及び神田地区の親子約20名のほか、多くの関係者の方々にご協力をいただきまして、酒米の稲刈りが行われました。当日は、手刈りによる稲刈りを楽しんだほか、餅つき体験イベントも行われ、参加者と地元の方々との交流が図られました。

次に、田んぼの学校についてであります。前日の雨天により当日の稲刈りは中止となりまして、10月15日に善郷小学校の体育館で、座学となりましたが、田んぼの学校が開催されました。矢吹小学校34名、善郷小学校67名、中畑小学校24名、東京農業大学の学生5名、ヤマザキ動物看護大学の学生5名が参加し、大学生の手作りの教材等を、学生の皆さん大分工夫していただいたんですが、手作り教材等を用いた農業に関する楽しく有意義な授業が行われました。

次に、オリジナルブランド米、カブトエビと育むやぶきのお米についてであります。本町では、平成19年よりカブトエビを活用した減農薬による米作りに取り組んでおります。町内小学生をはじめ、様々な分野の専門家や著名人の皆様が参加する田んぼの学校で試行錯誤を重ねて取組を進めてきた結果、近年、圃場へのカブトエビの定着が確認されたことから、矢吹町オリジナルブランド米、カブトエビと育むやぶきのお米として商品化を進めてまいりました。

今年度は、特産品化に向けたネーミング及びパッケージデザインの決定、PR用ウェブページの作成、商標登録等を進めており、今後も首都圏イベント等での販売、PR活動を強化しながら、ふるさと納税返礼品としても安定的に提供ができるよう努めてまいります。

次に、やぶきフロンティア祭り2025の開催についてであります。

今年度はイベントテーマを「やぶきから世界へ、文化の垣根を越えて。」と一新しまして、11月9日に、矢吹町文化センター駐車場を第1会場、文化センターを第2会場として、多彩なステージショーや120を超えるブース等が出店しまして、県南地区最大級の規模で開催いたしました。主催は、町、JA東西しらかわ、JA夢みなみ、矢吹町商工会、やぶき経営懇話会で構成されたやぶきフロンティア祭り実行委員会でありまして、今年度も共催として手と手マルシェにご協力いただくとともに、143の協賛団体から381万円の協賛金のサポートをいただきました。

また、あぶくま高原道路利活用促進協議会が主催する、とうろく君まつりが第1会場内で同時開催され、あぶくま高原道路と県道小野・富岡線の接続により便利になった当該道路を知っていただくため、マスコットキャラクターのとうろく君とともに、あぶくま高原道路の沿線12市町村中7市町村、古殿町長もおいでいただきましたが、と県中建設事務所にブースを出していただき、地元の特産品販売やディスクゴルフ体験などのアトラクションを通して、多くの来場者へ向けて利活用促進に向けたPR活動を実施し、会場は大いににぎわいました。

これは、あぶくま高原道路利活用促進協議会の会長を私が、ちょうどコロナのことがありまして、2期続けてやっておりまして、コロナの時期に非常に活動が低調になってしまいましたので、そこをもう一回盛り上げて、何とかして矢吹・玉川間の区間を無料区間にするということ、これ、なかなかハードル非常に高いですが、そのことを皆さんと共に今やっているわけでありまして、その一環でございます。そこが無料化すれば、そこを起点としてこのあぶくま高原道路がいわゆるトラハイ、ダブルトラハイとして浜通りと中通りあるいはこの県南地区をつなぐものとして非常に効果は大きい、特に福島空港も含めてですね、そのようなことを考え

ておりまして、ただし、なかなかハードルは高いです。ちょっと付言であります。

さらに、今年度は、国際交流に関する催しを多く盛り込み、在日外国人の方を支援する団体のステージショーや各国の伝統的な料理の販売、文化を体験するワークショップなどを行い、約12か国の異国文化の交流が図られ、様々な言語が飛び交う、これまでにないにぎわいを見せました。

また、多くの光南高校生にもイベント企画にご協力をいただきまして、3年ぶりとなる光南商店の出店のほか、第1会場のメインステージでは、光南高校応援団チアリーダー部によるチアダンスや光南高校軽音楽同好会によるライブ演奏、第2会場の大ホールステージでは、光南高校吹奏楽部による演奏など、イベント全体を大いに盛り上げてもらいました。

次に、市町村対抗による各種大会についてであります。第26回福島県市町村対抗ゴルフ大会につきましては、9月25日、県内から46チームの参加の下、伊達市にありますパーシモンカントリークラブで開催されました。町からは1チームが参加して、チーム戦で過去最高の成績に並ぶ3位ということで、大変すばらしい成績を収めました。

第19回市町村対抗福島県軟式野球大会につきましては、9月13日から10月5日まで、県内市町村59チームの参加の下、開催されました。矢吹町代表チームは、シードによりまして第2回戦から出場し、9月21日、第2回戦で南会津町と対戦しまして、延長タイブレークの末に4対5で惜しくも敗れました。

第12回市町村対抗福島県ソフトボール大会につきましては、10月4日から10月19日まで、県内市町村54チームの参加の下、相馬光陽ソフトボール場で開催されました。矢吹町代表チームは、シードにより第2回戦から出場し、10月11日、第2回戦で西郷村と対戦しまして、4対16ということで敗れました。

次に、第43回さわやか健康マラソン大会についてであります。町民の健康増進と体力の向上を目的に、走る楽しさと体力の増強、また、交流の場として10月26日に開催されました。今年度の大会は、あいにくの雨模様ではありましたが、幼児・親子部門から一般部門までの16部門に330名の選手がエントリーしまして盛大に行われ、町内をランナーが走り抜け、健脚を競い合いました。

次に、町民文化祭のあゆり祭についてであります。

9月28日、あゆり祭開催式を文化センター大ホールで開催いたしました。開催式は3部構成で、第1部では開催セレモニー、第2部では「あゆり姫物語」の公演、そして第3部では歌踊演舞一座の響ファミリーの公演が行われまして、こちらは大変好評を博し、盛り上がりました。

また、11月3日に音楽祭・唄琴舞を文化センターで実施いたしました。2部構成の第1部では、琴の演奏に始まり、町内小中学校と地元コーラス、バンドグループによる演奏が行われ、第2部では、舞踊、ダンス、カラオケ、体操など、様々なグループや個人による発表が行われ、矢吹町の芸術の秋を満喫する1日となりました。

今年度は、57団体の参加の下、9月27日から11月30日までの2か月間にわたり、矢吹町文化センターと矢吹町複合施設KOKOTTOにおいて、各種の展示会及び発表会等を実施いたしました。

次に、地域おこし協力隊の着任についてであります。

このたび、11月1日付でスポーツ×デジタル分野で1名の隊員が新たに着任いたしました。埼玉県から移住された森崇隊員は、ソサイチ、いわゆる7人制のサッカーの元日本代表でおられまして、これまで高校の体育

講師の経験や企業及び山梨県都留市協力隊でのデジタル分野での活動経験を生かし、スポーツ×デジタル振興プロジェクトにおけるスポーツトレーナーとして活動を行っております。

次に、第37回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会についてであります。11月16日、白河市総合運動公園陸上競技場をスタートし、ゴールの福島県庁までの16区間、96.3キロメートルを57市町村が参加して行われました。矢吹町チームは、昨年を上回るタイムでゴールしまして、総合14位タイ、大変激戦の部門となっております町の部で4位に入賞することができました。

ご活躍された選手の皆様の日頃の努力をたたえとともに、チームスタッフ及び中継所運営にご協力をいただいた皆様、そして沿道で応援をいただいた多くの町民の皆様に感謝を申し上げます。

ここまで、町政報告から16点を抜粋し、ご報告を申し上げます。

矢吹町の地方創生に向け、議員の皆様のさらなるご協力をお願い申し上げ、私からの町政報告とさせていただきます。

その他3項目につきましては、お手元に配付いたしました第450回矢吹町議会定例会町政報告により報告とさせていただきます。それでは、よろしく申し上げます。

○議長（藤井源喜議長） 以上で、町政報告は終了いたします。

◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（藤井源喜議長） 日程第5、これより報告第6号 専決処分の報告について（専決第12号 損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） それでは、説明させていただきます。

日程第5、報告第6号 専決処分の報告についてであります。

専決第12号 損害賠償の額を定めることについて、本件は、令和7年9月7日午後3時30分頃、町道赤沢8号線におきまして、町道先にある東区橋上を走行した際、橋と町道の段差により車が跳ねた衝撃で車両下部のブレーキシステム等の部品が破損する損害を与えたことに対する損害賠償であります。

なお、損害賠償額は2万400円でありまして、相手方との示談は成立しております。

つきましては、地方自治法第180条第1項の規定によりまして、令和7年10月16日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、これにて質疑は終了いたします。

報告第6号 専決処分の報告について（専決第12号 損害賠償の額を定めることについて）は、地方自治法

第180条第2項の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

◎議案の上程、説明（議案第33号～議案第62号）

○議長（藤井源喜議長） 日程第6、これより議案の上程を行います。

議案第33号、第34号、第35号、第36号、第37号、第38号、第39号、第40号、第41号、第42号、第43号、第44号、第45号、第46号、第47号、第48号、第49号、第50号、第51号、第52号、第53号、第54号、第55号、第56号、第57号、第58号、第59号、第60号、第61号及び第62号を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） それでは、日程第6、初めに、議案第33号 矢吹町公告式条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、条例等の公布について、デジタル社会の進展等を踏まえ、町民の利便性の向上と行政運営の簡素化及び効率化を図るため、町のホームページに掲載するものとし、掲示場については3か所から1か所とするものであります。

なお、この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第34号 矢吹町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例、議案第35号 矢吹町コミュニティプラザ条例の一部を改正する条例、議案第37号 矢吹町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例、議案第38号 矢吹町手数料条例の一部を改正する条例、議案第39号 矢吹町公民館条例の一部を改正する条例、議案第40号 矢吹町複合施設条例の一部を改正する条例、議案第41号 矢吹町文化センター条例の一部を改正する条例、議案第42号 矢吹町ふるさとの森芸術村条例の一部を改正する条例、議案第43号 矢吹町屋内外運動場条例の一部を改正する条例、議案第44号 矢吹町体育施設条例の一部を改正する条例、議案第45号 矢吹町勤労者体育施設条例の一部を改正する条例、議案第46号 矢吹町健康センター施設条例の一部を改正する条例、議案第47号 矢吹町農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例、議案第50号 矢吹町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第51号 矢吹町都市公園条例の一部を改正する条例についてであります。改正内容が関連しているため、一括してご説明をさせていただきます。

本案は、公共施設の適切な維持及び行政サービスの安定的な提供を図ることを目的に、関係する15件の条例について所要の改正を行うものであります。

これまで本町では使用料及び手数料の定期的な見直しを行っておらず、特に近年は、施設の維持管理費や光熱水費、人件費などが上昇している中で、行政サービスの受益者の皆様に受益に見合った適正なご負担をいただくことが、公平性の確保、受益者負担の適正化、また、持続的な財政運営の観点から不可欠なものであるとの考えの下、使用料・手数料の設定における基本方針を策定いたしまして、料金の見直しを検討してまいりました。

本方針による統一的な基準に基づき算定した適正料金を踏まえ、使用料及び手数料について増額または減額を行うものであり、見直しに当たっては関係審議会において審議を実施するとともに、施設利用者の意見を伺

いながら料金を定めたものであります。

なお、この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第36号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、職員給与と民間給与水準との均衡を図るため、職員の給料月額及び期末手当並びに勤勉手当を引き上げるものであります。

本年10月の福島県人事委員会勧告において、県内の官民給与の調査結果を基に、給料については民間の水準を2.97%下回ったということから、給料表について改定を行い、また、期末手当及び勤勉手当についても、民間の支給割合に見合うよう、それぞれ年間0.025月分を引き上げる旨の勧告が行われたところであります。

県人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されているということの代償措置として、職員の適正な処遇を確保するために設けられております。

本案は、当該勧告を踏まえ、給料表は若年層に特に重点を置きつつ、全ての号給について引上げを行い、令和7年4月1日に遡及して適用し、また、一般職の期末手当について、年間支給月数を0.025月分引き上げ、令和7年度12月の支給月数を1.25月から1.275月に、一般職の勤勉手当につきましても、年間支給月数を0.025月分引き上げ、令和7年度12月の支給月数を1.05月から1.075月とするものであります。

なお、令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当については、年間0.05月分の引上げに伴い、6月及び12月の支給月数を期末手当は1.2625月、勤勉手当は1.0625月とし、令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第48号 矢吹町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、国が進める農業集落排水施設の広域化、共同化に取り組み、事業運営の効率化を図るため、矢吹町大和久地区農業集落排水処理区を公共下水道に編入するに当たり、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第49号 矢吹町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、矢吹町大和久農業集落排水処理区を公共下水道へ編入するに当たり、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第52号 矢吹町下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、災害その他非常の場合に、復旧工事が迅速に進められるよう、管理者が認めるときは、他の市町村長の指定を受けた指定工事事業者が排水設備の工事を行うことができるよう改正するものであります。

また、使用料・手数料の設定における基本方針による統一的な基準に基づき算定した適正料金を踏まえ、手数料の額について改めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであり、ただし、第25条の手数料の規定につきましては、令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第53号 矢吹町下水道事業受益者分担金条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、矢吹町大和久農業集落排水処理区を公共下水道へ編入することに当たり、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第54号 矢吹町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、災害その他非常の場合に、復旧工事が迅速に進められるよう、管理者が認めるときは、他の市町村長の指定を受けた指定工事事業者が給水装置の工事を行うことができるよう改正するものであります。

また、使用料・手数料の設定における基本方針による統一的な基準に基づき算定した適正料金を踏まえ、手数料の額について改めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであり、ただし、第30条の手数料の規定につきましては、令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第55号 矢吹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてであります。本案は、児童福祉法の一部改正に伴い、関係する3件の条例について一括して所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容は、国家戦略特別区域に限り認められていた地域限定保育士制度が一般制度化されたことにより、新たな資格制度を設けるとともに、虐待対応の強化として、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を新たに規定するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第56号 矢吹町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてであります。本案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、保育所等に通っていない満3歳未満の子供を対象に、保護者の就労状況にかかわらず、月一定時間まで保育所等に通うことができる乳児等通園支援事業が創設されたことに伴い、当該事業の設備及び運営について基準を定めるため、本条例を制定するものであります。

なお、この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第57号 令和7年度矢吹町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ7,447万9,000円を追加し、総額を83億2,919万9,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、町税5,632万6,000円、県支出金1,136万1,000円をそれぞれ増額し、国庫支出金2,784万2,000円を減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費を一般職給料等により3,351万円の増額、民生費を障害児入所給付費等により4,005万2,000円の増額、土木費を町道整備工事等により3,703万円減額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、新たに脱炭素化推進事業債（社会教育施設）を140万円、給食施設整備事業債（小学校）を100万円それぞれ追加するとともに、地方道路等整備事業債を130万円減額、排水路整備事業債を150万円、公営住宅改修事業債を110万円それぞれ増額し、学校教育施設等整備事業債（中学校）を350万円減額するものであります。

次に、議案第58号 令和7年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億4,850万2,000円を追加し、総額を17億3,619万8,000円とするものであります。

歳入の内容は、県支出金1億3,262万円、繰入金158万円、繰越金1,430万2,000円をそれぞれ増額するもので

あります。

歳出の内容は、総務費164万4,000円、保険給付費1億2,020万円、国民健康保険事業費納付金2,665万8,000円をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第59号 令和7年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ6,502万3,000円を追加し、総額を17億2,367万6,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金1,131万2,000円、支払基金交付金1,354万3,000円、県支出金828万2,000円、繰越金4,794万5,000円をそれぞれ増額し、繰入金1,605万9,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、保険給付費4,800万円、地域支援事業費403万7,000円、基金積立金1,717万8,000円をそれぞれ増額し、総務費419万2,000円を減額するものであります。

次に、議案第60号 令和7年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ33万6,000円を追加し、総額を2億3,171万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金33万6,000円を増額するものであります。

歳出の内容は、総務費33万6,000円を増額するものであります。

次に、議案第61号 令和7年度矢吹町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。収益的支出につきましては、既定の額に153万9,000円増額いたしまして、総額を4億4,669万6,000円とするものであり、内容は、営業費用を153万9,000円増額するものであります。

資本的収入につきましては、既定の額に250万円増額し、収入予算総額を7,480万1,000円とするものであり、内容は、企業債を250万円増額するものであります。

資本的支出につきましては、既定の額に250万円増額し、支出予算総額を1億4,145万9,000円とするものであり、内容は、建設改良費を250万円増額するものであります。

次に、企業債の補正につきましては、配水管布設事業債を250万円増額するものであります。

次に、議案第62号 令和7年度矢吹町下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

収益的支出につきましては、公共下水道事業については、既定の額から4万2,000円を減額し、総額を4億2,107万5,000円とするものであり、内容は、営業費用を4万2,000円減額するものであります。

農業集落排水事業につきましては、既定の額に25万8,000円を増額し、総額を1億7,307万2,000円とするものであり、内容は、営業費用を25万8,000円増額するものであります。

資本的収入につきましては、農業集落排水事業につきましては、既定の額に500万円を増額し、総額を1億3,344万円とするものであり、内容は、企業債を500万円増額するものであります。

資本的支出につきましては、農業集落排水事業について、既定の額に500万円を増額し、総額を1億7,591万8,000円とするものであり、内容は、建設改良費を500万円増額するものであります。

次に、企業債の補正につきましては、農業集落排水事業債を500万円増額するものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

◎散会の宣告

○議長（藤井源喜議長） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

ご協力、誠にありがとうございました。

本日は大変ご苦労さまでした。

(午前10時59分)

令和7年12月8日（月曜日）

（第2号）

令和7年第450回矢吹町議会定例会

議事日程(第2号)

令和7年12月8日(月曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	梅	宮	美和子	2番	小	島	紀子
3番	芳	賀	慎也	4番	関	根	貴将
5番	高	久	美秋	6番	鈴	木	浩一
7番	富	永	創造	8番	三	村	正一
9番	鈴	木	隆司	10番	青	山	英樹
12番	角	田	秀明	13番	堀	井	成人
14番	藤	井	源喜				

欠席議員(1名)

11番 熊田 宏

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田 泰昭	副町長	鈴木 一史
教育長	大杉 和規	総務課長	正木 孝也
企画・デジタル推進課長	国井 淳一	まちづくり推進課長	神山 義久
会計管理者兼総合窓口課長	佐藤 浩彦	税務課長	渡辺 憲二
保健福祉課長	山野辺 幸徳	農業振興課長兼農業委員会事務局長	鈴木 辰美
商工観光課長	柏村 秀一	都市整備課長	有松 泰史

上下水道課長	小 磯	剛	行政管理監兼 危機管理監兼 政策管理監	阿 部 正 人
教育次長兼 教育振興課長	佐 藤	豊	生涯学習課長	西 山 貴 夫
子育て支援 課 長	小 椋	勲		

職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 氏 家 康 孝 次 長 鈴 木 直 人

◎開議の宣告

○議長（藤井源喜議長） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、11番、熊田宏議員より、インフルエンザのため本日は欠席する旨、5番、高久美秋議員より、本日の午後通院のため欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（藤井源喜議長） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

あらかじめ質問の時間について確認させていただきます。

一般質問は一問一答方式により行います。質問の回数に制限はありませんが、質問時間は30分以内であります。質問時間の残り時間を議会事務局長前でお知らせいたします。質問時間終了3分前には予鈴を1回鳴らし、30分終了時に終了鈴を2回鳴らし、質問の途中であっても質問は打ち切りとしますので、ご承知ください。

なお、一般質問は登壇して1回目の質問を行い、2回目の質問からは議員発言席により行い、全ての質問、答弁が終わってから自席に戻ることであります。

それでは、通告に従いまして順次質問を許します。

◇ 関 根 貴 将 議 員

○議長（藤井源喜議長） 通告1番、4番、関根貴将議員の一般質問を許します。

4番。

〔4番 関根貴将議員登壇〕

○4番（関根貴将議員） 議場の皆様、おはようございます。また、早朝より傍聴にお越しくございました皆様、誠にありがとうございます。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

1、町民本位の予算編成及び執行について。

質問の目的。

予算編成の経緯と来年度以降の対応について確認するためであります。

質問しようとする背景や経緯、課題等。

令和7年度当初予算においては、物価の高騰や労務単価の上昇など社会経済情勢の変化を踏まえた上で、新たな平時に対応するための予算編成となっており、矢吹町の将来を見据え、知恵と工夫による歳出予算の縮減となったものであると認識しております。

また、財政調整基金を取り崩さず当初予算の編成に尽力したことは、評価できるものと感じております。

しかしながら、こうした令和7年度の予算執行について、町民の方々からの不平不満、苦情などが我々議員に届けられていることも事実でございます。町民あつての矢吹町であることを念頭に置き、町民の安心・安全はもちろん、様々な行政サービス、各世代に配慮した予算編成となされるべきであり、来年度当初予算編成に向け、今年度の事例などを吟味、熟考し生かしていただきたいと考えます。

令和7年9月13日土曜、矢吹町文化センターにおいて敬老会が執り行われました。後日、町民の方々から行政に対する批判の声を至るところで伺いました。これは私ばかりでなく、同僚議員も同じであったとのことでした。

令和7年3月議会における議案第4号で、矢吹町敬老祝金等支給条例の一部が改正され、当初予算において前年より400万ほど減額されていたことは認識しておりましたが、対象者や来場者に対し、今年度はカステラなどの品が渡されなかったと、町民からの多くの嘆きの声を伺いました。

また、今年度は、やぶき太鼓まつりの中止、ことぶき大学の予算の縮減やフロンティア祭りの大幅な予算カットとともに、出店費用は倍になっているなどの声もあったことを申し添えておきます。

我々議員はこうした町民の声を行政に届ける義務があり、共に改善策を模索していかなければと考えます。

加えて、これら町民の方々的心声を受け止め、決して潤沢とは言えない町の予算を考慮しながらも、住民サービスの向上を目指さなければと考えます。

質問事項。1、敬老会で75歳以上の方々へのカステラ等の送付がなくなった経緯と来年度以降の対応についてお伺いいたします。

2、ことぶき大学の受講生の方々には、まさに生涯学習を体現し、高齢になっても学び続けるその姿は敬意を表するに値します。高齢者の方々から受け継がれる学びは大変貴重であり、ためになるものも多く、こうした方々が人生を輝かせるための意欲的な学びへの助成は必要であり、来年度の予算編成に考慮していくべきものであると思うが、見解をお伺いします。

次に、大項目2です。

猛暑による自然界への影響や被害への対応、対策について。

猛暑による農作物被害及び鳥獣等対応について確認するため。

質問しようとする背景や経緯、課題等。

近年の夏の暑さは異常というべきものであり、昨年は熱中症での死亡者数は2,000人を超えているそうです。人体への影響もさることながら、猛暑が自然界へもたらす影響も大きなものとなっており、あらゆる農作物の被害が報告されている状況であります。

白河市、特に表郷地区ではトマト黄化葉巻病の被害が甚大であり、県南地方へ拡大しています。当町のトマト生産者も全戸被害を受けている状況を鑑み、助成金のほかにも病気の蔓延防止などの対策を講じる必要があります。

また、猛暑の影響は、山林において動物の餌となるドングリなどの木の実等が大凶作となり、全国的に熊やイノシシなどが食べ物を求め市街地にまで現れる事態となっております。

こうした鳥獣等への対応として、様々な組織への要請や連絡、町の命令系統の構築などマニュアル化していくべきであると思います。

トマト黄化葉巻病は、トマトばかりでなくキュウリなどにも被害を与えると聞いており、当町の主要農作物であるトマトとキュウリへの被害は最小限にとどめたいと考える中、当町の両JAより被害防止への支援の要望書を受理し、今定例会の補正予算の中に、トマト農家への補助として1,500万円の補正予算が組み込まれたことに対し、当町の迅速な対応と農家を守るという意気込みが感じられる補正予算であると評価できるものがあります。

また、熊の出没や被害に対しては、改正鳥獣保護管理法が9月から施行されたことで、狩猟免許を持つ公務員、ガバメントハンターなどの人材育成なども視野に入れ、対策、対応に余念なく取り組んでいただきたいと考えます。

質問事項。①トマト黄化葉巻病において、苗の購入費や資材等の助成金だけでは、病気を根本から排除する対策には至らないと指摘する農家の方々もおられます。土壌の改善や夏の高温対策を同時に行うべきであるとのことであるが、それらの設備投資には多額の費用がかかってしまう。他に考えられる対応策等があれば伺います。

②今回のトマト黄化葉巻病への助成金の補正予算の財源は全て一般財源であると思うが、今後も続くと仮定した場合、県への要望や働きかけを町及び広域で行う考えはあるか伺いいたします。

③環境省によりますと、全国の熊の被害は11月12日まで時点で、死亡件数が13件と過去最多となっております。全国のような状況の中、当町や近隣自治体においても熊の目撃情報があり、町民が被害に遭う可能性も大いにあるため、警察や猟友会及び協力団体等への連絡系統や町の職員や町民への指示系統など、対応や対策などの体制は十分に整っているか伺いいたします。

大きな項目3番目になります。

小中学校給食費無償化について。

給食無償化が実施された場合の町の対応について確認するためであります。

質問しようとする背景や経緯、課題等。

報道によりますと、現在、令和8年度から、小学校における全国一律の給食費無償化が検討されております。中学校についても可能な限り早期の実現を図る方針を示していますが、いつ頃を目途にするといったものもなく、小学校と中学校の義務教育期間において、給食費完全無償化が一斉にスタートとならないことは非常に残念なことであります。

当町では、令和3年度より給食費の半額補助が実施されており、年間約4,000万円ほどの財源が投入されております。

さらに物価高騰による学校給食費への影響により、令和6年度より1食につき小学生は45円、中学生は40円を増額されました。

来年度から小学校給食無償化が実施された場合、小学生への補助がなくなる分、当町の財政的負担も軽減されるものと思われませんが、軽減された予算をほかに充当するのではなく、矢吹町の将来を担う子供たち、そして子育て世代に優しいまちづくりのためにも、中学生の給食無償化に充当していただければ、来年度より小中学校一斉に給食費無償化をスタートさせることができます。

また、国が予定している助成額は、月額4,700円程度とされております。現在の矢吹町の給食費よりも800円

程度少ない国の助成となっておりますので、成長期における児童生徒の心身の発達に影響が出ぬよう、給食の質の担保といった意味合いにおいても、町として助成していくべきであると考えます。

質問事項。①来年度から小学生の給食費が国により無償化された場合、小学生、約840名への半額補助相当分が予算削減されることが想定されますが、中学生、約430名の給食費を完全無償化するための予算約1,500万円に充当していただければ、当町においても来年度4月より小中学校の給食費無償化がスタートできるが、執行部の考えをお伺いいたします。

②学校給食は日々の食事の3分の1を占め、成長期における子供たちにとっては極めて重要な役割を果たしており、物価高騰や米不足等の影響によって給食の質や量を低下させてはならないものと考えますので、国からの助成では足りないようであれば、矢吹町の子供たちのためにも町からの支援が必要だと考えるが、執行部の考えをお伺いいたします。

③学校給食においては、食育という観点も担っております。適切な栄養の摂取による健康の保持増進などはもちろん、地域の伝統的な食文化や食に関わる人への感謝、食料の生産、流通、消費などを学ぶことができます。食材の確保に当たっては、できる限りの範囲で当町の農家の皆さんから調達されることが望ましいと考えますが、年に数回でも、農家の方々と連携しお米や野菜などを提供していただくようなことも考えてはと思いますが、そのようなことは検討しているかお伺いいたします。

以上となります。よろしくお伺いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） 議場の皆さん、おはようございます。

傍聴に来られた皆さん、ありがとうございます。励みになります。

それでは、4番、関根議員の質問にお答えいたします。

初めに、敬老会で75歳以上の方々へのカステラ等の送付がなくなった経緯についてのおたがしであります。

敬老会につきましては、本年3月議会定例会において、近年の高齢化により受給対象者が毎年増加し、それに伴い支出も増えているという状況を踏まえまして、矢吹町敬老祝金等支給条例の一部改正を行ったところがあります。

見直しの内容といたしましては、80歳、85歳の支給額は従来どおりの5,000円とし、従来1万円としていた88歳、90歳から99歳までの支給額を5,000円に見直すとともに、100歳以上の方への支給については従前の10万円を100歳の誕生日に一度だけ支給する形に変更いたしました。

議員おたがしのカステラの配布につきましては、75歳以上の高齢者の方に喜んでいただくために、令和4年度から開始し、令和6年度の実績では2,971名の方に配布し、費用が433万円かかったところであります。

始めた当初は受領された方からお礼の言葉をいただきましたが、年を追うごとに多くの不満の声もいただくようになり、本来カステラの配布は条例に基づく祝品でもないことから、こうした状況を総合的に勘案し、今年度から配付をしないことといたしました。

カステラや祝金の支給額を見直すことで生まれる財源については、今後も敬老祝金等を継続して支給するた

めの体制の確保、それから高齢者福祉サービスの充実などに活用してまいりたいと考えております。

次に、来年度以降の敬老会の対応についてであります。敬老会の実施内容につきましては、毎年、矢吹町老人クラブ連合会、民生児童委員協議会、社会福祉協議会など関係団体と協議の上、前年度の実施結果や近隣市町村の取組、今年度の予算を踏まえて検討、実施しております。

今年度は、条例に基づく祝い品の引渡しを文化センター小会議室で行ったため、多くの方に来場いただきました。また、75歳以上の方全員に開催通知を送付したことで、会場に来場すればカステラ等の祝い品があると期待された方も多く来られておりました。

その結果、来場した方の中には、受付で何ももらえないのかと不快に感じられた方がいたこと、そして足の不自由な方からは、駐車場から会場までの距離が遠いというご意見もいただきました。会場内では手すりや車椅子の数が不足したことなど、多くの方に来場いただいたということで、多くの方に来場していただいたのはよかったんですが、それによって様々見直しを検討すべき課題もまた見えてきたところであります。

敬老会につきましては、多年にわたり社会に尽くしてこられた方々に対する長寿の祝いとして、これからも大切にしていきたいと考えております。見えてきた課題につきましては、関係団体等と協議しながら、一つ一つ改善策を検討するなど、本町ならではの高齢者の皆様に喜んでいただける敬老会の在り方を検討してまいりたいと考えております。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、来年度の予算編成の見解についてのおただしであります。来年度当初予算の編成に当たりましては、まず、今年度の予算執行の状況を丁寧に検証し、議員おたなしのとおり、町民の皆様から寄せられたご意見やご要望を真摯に受け止めることが重要であると考えております。

今年度は、物価高騰や労務単価の上昇といった日本全体の社会経済情勢の変化に対応しつつ、財政規模をいわゆる有事、新型コロナであったりそれから矢吹では何回か続きました福島県沖地震であったり、あるいは台風第19号以降の様々なことであったり、そういった言わば有事のところから新たな平時へと段階に移行させるため、量入制出、入を量りいずるを制するとよく言いますが、その原則に立ち返りまして予算の見直しを行いました。

財政調整基金を取り崩すことなく、財政調整基金というのは町の蓄えです、一言で言えば、蓄えを取り崩すことなく当初予算を編成できたことは、持続可能な財政運営の観点から一定の成果であったと認識しております。

しかしながら、今年度の各種事業の実施に当たり、町民の皆様から様々なご意見をいただいていることも承知しております。

議員おたなしのことぶき大学に関しましても、今年度は予算縮減の影響により、これまでの事業実施内容と異なる点が生じたことについて多くの声が寄せられたところではありますが、学級委員長をはじめ各役員の方々や講師の先生、生徒の皆様のご協力の下、事業内容や進め方について検討、工夫を重ね、それでもなお不足する事業費については、今回、12月の補正予算に計上いたしまして対応することとしたところであります。

限られた予算の中でも、ことぶき大学の言わば建学の精神とも言える自主、自立の精神の下、ことぶき大学で学び続ける生徒の皆様のご姿勢や、これまで学んだ成果を世代を越えて様々な形で伝えていただいている姿に感服させられているところであります。

本町といたしましても、その意欲的な学びを支えることは生涯学習の推進や高齢者の生きがいがづくりの観点から極めて重要であると考えておりますので、補正予算を含めた今年度の取組状況を踏まえまして、さらに必要な改善点があれば丁寧に整理し、来年度の予算編成の検討においてもさらに考慮してまいりたいというふうに考えております。

一方で、物価高騰や社会保障関係費の増加、公共施設の老朽化対策など、地方自治体を取り巻く財政状況は依然として厳しい状況であることに変わりはありません。将来に向けた財政需要が増大しており、例えば、八潮の上下水道の問題であったり様々なインフラの問題も含めて将来の財政需要が大変増大する見通しでありまして、限られた財源をどのように配分するかについては、これまで以上に見極めが求められているところであります。

その上で、来年度の当初予算につきましては、町民本位の視点を基本に置きながら、町民の安全・安心の確保、各世代に配慮した行政サービスの維持、そして地域の活力を生み出す取組を、財政の健全性と両立させる努力をしつつ組み立ててまいります。

今後とも町民の皆様への丁寧な説明に努めるとともに、議会の皆様からのご意見をいただきながら、よりよい予算編成となりますよう取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、トマト黄化葉巻病の対応策についてのおただしであります。

トマト黄化葉巻病は、タバココナジラミという小さな虫を媒介とするウイルス病でありまして、葉が黄色く変色し内巻きになる症状が見られます。この病気にかかりますと苗は生育不良を引き起こし実がつきにくくなり、発病後の治療がないということから、予防と早期の感染源除去が極めて重要となります。

本町のトマト産出額は、令和5年において約8億円ということで、福島県内で第2位の規模でありまして、本町の主要作物として重要な位置を占めておりますが、本町では近年トマト黄化葉巻病の感染拡大により、トマト栽培に甚大な影響が出ているところであります。町内トマト農家71戸全てで被害が確認されておりまして、特に苗被害本数の割合が約14%と、昨年度に比べ増加傾向にあると町内両JAから報告を受けております。

トマト黄化葉巻病の感染がこれ以上拡大しますと、収穫量の大幅な減少により農業経営に深刻な打撃を与え、トマト産地の存続が危ぶまれる事態となります。

こうした状況及び両JAから対策にかかる支援について要望がなされたことも踏まえ、本町ではトマト黄化葉巻病をこれ以上拡大させないため、本定例会に病虫害支援対策事業助成金として予算額1,500万円補正を補正予算に計上させていただいております。

主な助成内容といたしましては、発病による被害を軽減する耐病性品種苗の導入や、病気を媒介するタバココナジラミの侵入を防ぐ防虫ネット等の対策資材導入にかかる費用の一部助成を検討しております。また、高温対策としてハウス内の温度上昇を防ぐ遮光ネット、遮光剤、遮光カーテン等の高温対策資材の導入にかかる費用の一部助成も併せて検討しております。

本町といたしましては、被害エリアが県南地域全体に拡大していることから、本対策を近隣市町村における同様の支援策と連携させて進めることで、広域で蔓延防止を図るとともに、トマト産地の存続に向け、今後も両JAや県、生産者等の関係機関と密接に連携し、効果の高い防除技術の普及や対策への支援をしっかりと進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、県への要望や働きかけを町及び広域で行う考えについてのおただしであります。

トマト黄化葉巻病の被害エリアが県南地域全体に拡大し、地域一体での蔓延防止に向けた対策が講じられなければ、本町や近隣自治体のトマト産地の存続が危ぶまれるという深刻な状況でもあるとの強い危機感から、11月8日に行われた私と内堀知事との意見交換会の際に、私から直接、トマト黄化葉巻病対策について、福島県においても生産者の負担軽減に資する緊急的な支援措置の実施及び広域的な防除対策に対する適切な指導の徹底をお願いしたところであります。

その後、県では11月18日に、本町を含む関係市町村、両JA及び県の担当部署による対策会議を開催し、県内の被害状況の共有と今後の見通し、さらには来年度に向けた蔓延防止策について活発に意見交換が交わされたところであります。

また、西白河町村会においても危機感を共有しておりまして、トマト黄化葉巻病の被害状況について情報交換を行うとともに、今後も足並みのそろった対策が打てるよう鋭意検討を重ねているところであります。

本町といたしましては、被害が広域に及び、町単独で対策できる範囲を大きく超えているということから、県を中心として被害が拡大している市町村とも緊密に連携し、一体的な蔓延防止対策を講じることが最も効果的であり、県による支援が不可欠であると考えております。

今後も、産地を守り、生産者の皆様が安全・安心な環境の中でトマト栽培が継続できるよう、実効性のある支援策を引き続き検討し、県、市町村、両JAなどの関係機関が連携した取組を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、熊の対応や対策などの体制整備についてのおただしであります。矢吹町鳥獣被害対策実施隊は、11月30日現在15名が所属しておりまして、その隊員の中で過去3年以内に熊やイノシシ等を捕獲した経験があるなど緊急銃猟を実施する要件を満たす隊員は4名となっております。

近年、テレビ等マスコミでも言われているとおり、全国的に猟友会の高齢化と担い手不足が課題となる中、本町では令和4年度から狩猟免許等取得補助金事業を実施し、免許取得にかかる経費のほぼ全額を補助する制度を設けております。令和5年度に1名、令和6年度に2名が本補助制度を活用し鳥獣被害対策実施隊に入隊もしくは入隊予定となっております。若い隊員の増加につながっております。

実施隊との連絡体制につきましては、常時連絡を取れる体制を構築しておりまして、熊の目撃及び足跡等の確認通報を受けた際は、実施隊員と白河警察署矢吹交番の警察官、町職員が連携し、現場の状況確認、周辺の見回りや箱わな、よくテレビでやっているあの箱わな等の設置を行うとともに、防災無線や広報車を利用して迅速に熊出没情報の周知と注意喚起を行い、地域住民への安全対策に万全を期しているところでございます。

本町における本年度の熊の目撃情報は2件にとどまっており、大きな農作物の被害、人的被害は出ておりませんが、令和6年度、昨年度には、町内全域で熊の目撃情報が相次ぎ、これは迷い熊があちこちに出ていたということのようでもありますけれども、目撃情報が相次ぎました。そして、町民や関係者の皆様から安全確認に対する心配の声が多数寄せられ、目撃情報があつた際に迅速に対応できるように、休日の当番制を設けるなどの緊急対策を実施してまいりました。

この経験から、万が一の熊出没に備え、担当者研修会への参加や、追い払い用の花火、熊よけスプレーを用意するなど、対策の強化に努めております。

加えて、9月1日から施行された市町村の判断で市街地でも銃猟が可能となる緊急銃猟制度についても、本町で熊の出没が確認された場合に迅速に運用できるよう、国が定めるガイドライン及び実際に緊急銃猟が行われた他の自治体で使用されたチェックシート等を参考に準備を進めております。

緊急銃猟につきましては、周辺住民の生命または身体に危害を及ぼすおそれがないことなどを確実に確認するという必要があり、これは本当に自治体としては、私としても大変極めて難しい判断になることから、今後は国や県、他自治体の緊急銃猟の動向を注視しながら、捕獲体制のさらなる強化や新たな対策手法の導入、訓練の実施等についても検討を進め、鳥獣被害対策実施隊や白河警察署等の関係機関と密に連携を図り、様々な状況を想定しながら町民の安全・安心な生活環境づくりに努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、4番、関根議員への答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

大杉教育長。

〔教育長 大杉和規教育長登壇〕

○教育長（大杉和規教育長） 議場の皆様、おはようございます。

傍聴席においでいただきました皆様、本当にありがとうございます。

4番、関根議員の質問にお答えいたします。

初めに、小中学校の給食費無償化についてのおただしですが、学校給食費については、学校給食法第11条に、設置者が負担するのは運営経費のうち施設整備費や人件費等とし、それ以外の食材費については保護者が負担すべきことと定められておりますが、保護者への補助を禁止した趣旨のものではないことから、町では子育て世代の負担軽減への支援策として、令和3年度より小中学校の学校給食費の半額補助を行っております。

また、今年度は、昨今の物価高騰による学校給食への影響が懸念されることから、保護者負担を増やすことなくこれまでどおりの栄養バランスや量を保った状態の給食を提供できるよう、各学校が管理する学校給食費に国の重点支援地方交付金を活用し、1食当たり小学校30円、中学校40円の食材費の助成を行っております。

新聞等で報道されております小学校における全国一律の給食費無償化については、現在、国の動向を注視しているところでありますが、現時点で国や福島県からの文書等による説明はなく、検討する段階まで至らない状況でありますので、正式に国が決定しましたら内容を確認し対応の方向性を固めた上で、議員の皆様にご説明させていただきたいと考えております。

小中学校の給食費無償化につきましては、子育て環境、教育環境の充実、ひいては子育て世代に選ばれる町の評価に結びつくものと考えており、将来の町財政への影響なども勘案しながら検討を深めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、国からの助成で不足があった場合の支援についてのおただしですが、現時点の報道によりますと、国では令和5年にまとめられた学校給食実施状況調査に基づき、小学校の年間給食費を11か月で除して得た全国平均の額4,700円程度を、児童1名、1か月当たりの助成額と設定した上で、児童数に合わせ自治体に一律助成を行い、その不足分は保護者負担にするか、あるいは自治体が充当することで学校給食費を賄う制度

設計を想定しているとの報道内容であります。

現在の本町における小学校の給食費につきましては、1食当たり340円、年間180食の提供で、児童1名当たり年額6万1,200円、11か月で除した1か月当たりの額は5,500円となっております。

しかしながら、昨今の物価高騰の影響から、町からの食材費の助成をしてもなお、これまでどおりの栄養バランスや量を保つことが難しくなっており、来年度学校給食費の増額改定を検討しているところであります。

議員おただしの国からの助成で足りない状況となるかは現段階では断言できませんが、仮に、報道されているとおり児童1名当たり月額4,700円程度の助成となった場合には、現在の本町の児童1名当たりの月額である5,500円との間に800円の差があることに加え、令和6年度及び今年度の物価上昇率が勘案されていないため、不足が生ずるのではと懸念しております。

そのため、11月下旬に閣議決定された地域の実情に合わせ、地方公共団体が事業を実施する際に支援できる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用を検討を行うなど、できる限り保護者負担の軽減を図るとともに、安全・安心でおいしい給食の提供に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、学校給食の食材調達についてのおただしであります。学校給食は学校給食法に基づき、学校教育の一環として、児童生徒の健全な心身の育成や食習慣の形成、食文化への理解促進などを目的に実施されております。

現在、町内の小中学校の給食では、週に3回程度米飯給食が提供されており、御飯は全て矢吹町で作られたコシヒカリであり、大変おいしいと児童生徒、先生方から好評を得ております。また、野菜や精肉等については、2か月前に決定された献立に基づき、主に矢吹町学校給食納入組合を通し、品目、数量の発注依頼を行っております。

なお、納入組合には、毎年、福島県産品や矢吹町産品の納品協力をお願いしておりますが、物価高騰の影響により、産地よりも価格を優先せざるを得ない状況などもあり、令和7年度学校給食における地場産物の活用状況調査では、県産品の使用割合は42.36%、そのうち矢吹町産品の使用割合は9.85%となっております。

加えて、学校給食の調理の過程等における衛生管理に係る衛生基準では、給食の食品は原則として前日調理を行わず、全てその日に学校給食調理場で調理し、調理後2時間以内に給食できるように努めることとの基準が定められております。

そのため、野菜等の食材については、町内の5つの小中学校に、限られた時間までにその日に使用する決められた量の食材を安定的に供給しなければならず、農家の方からの調達は、現在、行うことが難しい状況であります。

その一方、食育の観点から、地元産の食材を活用することにより町で作られている農作物を知ることができ、また、身近な方の苦労や努力により食生活が支えられていることなどを学習することができます。その学びにより、食に対する感謝の心を通じ、より矢吹町への愛着が高まり、ふるさとを大切に思う郷土愛が深まっていくものと考えております。

その実践として、本町では各小学校の5学年児童が毎年田んぼの学校において、春の田植え、秋の稲刈りを体験する活動を行っており、ご協力をいただいている農家の皆様から、水稻の育て方や収穫するまでの工程な

どを教えていただき、そして自らが収穫したお米を給食で食する経験を通し、食の大切さや感謝の心を育む取組を行っております。

議員おただしのとおり、食育の観点からも地元産食材による学校給食は大切であることから、価格、納品数量及び搬入時間等の課題等に関し、他市町村の事例等の調査研究を進めながら、各小中学校及び納入組合との協議を重ね、給食における矢吹町産品の使用割合をより一層高められるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、4番、関根議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

4番。

○4番（関根貴将議員） 詳細かつご丁寧なご答弁ありがとうございました。

大項目1番に関しましては、来年度の予算編成に関わることでありますので再質問はございませんが、答弁にもありましたように、町民本位、町民に寄り添った予算編成となることをお願いいたします。

大項目2番についての連絡系統、指示系統について1点質問させていただきます。

熊の被害や出没に関する報道が毎日のように流れてきます。県内でも高校付近に出没し、時間を繰上げ、一斉下校としたなどのニュースもありましたが、秋田県や山形県などでは休校の措置を取る学校もありました。

当町においてそのような事件が発生した場合の指示系統についての質問でございます。当町の小中学校施設内及び付近に熊が出没した場合、休校などの判断は最終的に町長、教育長、学校長の誰になるかお伺いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美課長兼局長登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美課長兼局長） 4番、関根議員の再質問にお答えいたします。

まず、熊の目撃情報などがあつた際には、迅速に町から教育委員会のほうへ報告させていただきまして、そこから各小学校などへ連絡する体制が整っております。併せて、防災無線などで周知を実施しております。

昨年度、三神地区を中心に熊の目撃情報が相次ぎましたが、その際にも、町から教育委員会、そして小学校へという連絡体制の下、最終的には学校長の判断によりまして保護者による送迎などを実施した経過がございます。

今後も、町、教育委員会、小学校などの関係機関と連携し、鳥獣被害対策実施隊や白河警察署などの関係機関のご意見を参考にしながら、子供たちの安全を第一に考えた対策に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、4番、関根議員への再質問への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

4番。

○4番（関根貴将議員） ご答弁ありがとうございました。

次に、3点目の学校給食費無償化についてであります。こちらにつきましては、最近になっても二転三転

しておる状況でありまして、国も最終決定には至っていないことから町としても詳細について判断できない状況であると思います。現時点では、私からは小中学生児童のため、子育て世代負担軽減のため、町として最大限の補助をしていただければと思います。

ということで、質問は以上となりますので、ご答弁ありがとうございました。

○議長（藤井源喜議長） 以上で、4番、関根貴将議員の一般質問は打ち切ります。

ここで、暫時休議します。

再開は11時であります。

(午前10時47分)

○議長（藤井源喜議長） 再開いたします。

(午前11時00分)

◇ 小 島 紀 子 議 員

○議長（藤井源喜議長） 通告2番、2番、小島紀子議員の一般質問を許します。

2番。

〔2番 小島紀子議員登壇〕

○2番（小島紀子議員） 議場の皆様、こんにちは。

傍聴にお越しの皆様、ありがとうございます。とても励みになります。頑張ります。

通告により質問いたします。

質問は2つあります。

1番、ふるさと納税について。

矢吹町へのふるさと納税寄附額が右肩上がりと聞いて、職員の皆様のご尽力に心より感謝いたします。

矢吹町ふるさと思いやり基金条例施行規則第3条に、事業として、（1）未来を担う子供たちに関する事業、（2）矢吹町の自然や環境の保全に関する事業、（3）安心して暮らせるまちづくりに関する事業、（4）地域のにぎわい創出に関する事業、（5）その他、前4号に掲げる以外の事業が挙げられています。

同じく同第7条、町長は寄附金の適正な管理を図るため、寄附金台帳を作成しなければならない、第8条、町長は毎年6月末日までに、前年度までの寄附金の運用状況について公表しなければならないと記載されています。

寄附をしてくださった方々が上記のどのような事業に使ってほしいと希望されたのか、また、町はどのような事業にどれくらい使ったのかなどの活用報告を望みます。

そこで質問です。

1、これまで3年間のふるさと納税寄附額の推移、返礼品ランキングなど、基礎情報を伺います。

2、これまで3年間の寄附金の使い方についてお尋ねします。

3、矢吹町の魅力をもっとアピールするために努力していることなどについてお尋ねします。

大きい質問の2番、文化・スポーツ振興基金の今後についてお尋ねします。

文化・スポーツ振興基金は、町民の文化事業とスポーツ活動をサポートするもので、一定条件を満たせば助成が受けられます。

文化事業であれば、成果発表、出版事業、講師伴奏謝礼などに助成率2分の1以内、団体は上限10万円まで、個人は5万円が助成されます。スポーツでは、奨励費として、全国大会出場個人3万円まで、東北大会出場では団体20万円または10万円まで、個人2万円または1万円までが助成されます。

利用者が増えることはよいことですが、基金残高は令和5年3月末時点で約966万円、同6年3月末847万円、同7年3月末754万円と、年間約100万円ずつ目減りしています。基金の性格上、増加することは見込めないことから将来が危惧されます。

質問1、基金が誕生した経緯などについてお聞きします。

2、過去にどのような利用者がいたか、おのおのの事業内容について伺います。

3、このままで行けばあと7年で基金が尽きてしまう計算になります。原資を増やす工夫などをお尋ねします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） それでは、2番、小島議員の質問にお答えいたします。

初めに、これまで3年間のふるさと納税寄附額の推移、返礼品ランキング等についてのおたがしであります。過去3年間のふるさと納税の状況につきましては、寄附件数、寄附額の順に答弁させていただきます。

令和4年度は711件、1,103万4,000円、令和5年度は854件、1,025万9,000円、令和6年度は3,782件、6,148万7,000円となっております。今年度につきましては、10月末現在で寄附件数2,289件、4,186万5,600円となっております。前年同月と比較しまして約1.8倍の伸びとなっております。

次に、返礼品ランキングにつきましては、寄附件数で上位5位を各年度順に答弁をさせていただきます。

令和4年度は、1位、柏屋のごますり餅12個入り、2位、大木代吉本店のこんにちは料理酒3本セット、3位、西村屋珈琲の西村屋ブレンド豆100グラム1袋、4位、西村屋珈琲の西村屋ブレンド挽き100グラム1袋、5位、柏屋のごますり餅24個入り。

令和5年度は、1位、柏屋のごますり餅12個入り、2位が大木代吉本店のこんにちは料理酒3本セット、3位、やまさ味噌こうじ店の究極の生みそ2キログラム、4位、日本酒開拓のうた四合瓶2本セット、5位、矢吹町三神地区産のコシヒカリ5キログラム。

令和6年度は、1位、大木代吉本店のこんにちは料理酒3本セット、2位、やぶき観光案内所の令和6年産コシヒカリ無洗米5キログラム、3位、やまさ味噌こうじ店の究極の生みそ800グラム、4位、やぶき観光案内所の令和6年産こしひかり無洗米10キログラム、5位、矢吹町三神地区産の令和6年産コシヒカリ5キログラム。

今年度は10月末現在で、料理酒、米、みそ、日用品商品等が人気の返礼品となっております。

なお、令和6年度の寄附者が希望する使途につきましては、未来を担う子供の教育、育成対策事業が861件、安心して暮らせるまちづくりに関する事業が225件、自然や環境の保全に関する事業が199件、地域のにぎわい

創出に関する事業が92件、自治体に一任が2,405件となっております。

今後も、寄附目標額1億円を目指して寄附額増加に向けた取組を強化してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、寄附金の使い道についてのおたただしであります。寄附金は矢吹町ふるさと思いやり基金条例に基づきまして、基金に積立てをしながら、寄附者のご意向に沿うよう様々な事業に充当しております。

各年度の寄附額は先ほど申し上げたとおりですが、そのうち、まず、令和4年度は、農家の支援のためのガバメントクラウドファンディングの寄附額約300万円を除いた約780万円を基金に積立てし、基金からは680万円を一般会計に繰り入れております。

その内訳は、放課後児童クラブ事業に450万円、ごみ減量化を目的とした遺魂し運動推進事業に200万円、犬、猫の里親探しや避妊手術の助成を行う動物愛護活動事業に30万円となっております。

次に、令和5年度につきましては、約1,000万円を基金に積立てし、基金からは3,517万1,000円を一般会計に繰り入れております。

その内訳は、小中学生の学力向上対策を目的とした学力向上対策事業に1,335万2,000円、小中学校の教材購入等を行う小中学校教育振興運営事業に900万円、地球温暖化対策や再生可能エネルギーの推進に取り組む自然環境保全事業に410万円、遺魂し運動推進事業に387万4,000円、地域のコミュニティ活動を推進する行政区活動支援事業に269万8,000円、協働のまちづくりを推進するまちづくり団体支援事業に180万円、動物愛護活動事業に34万7,000円となっております。

最後に令和6年度につきましては、受領した寄附金のうち766万7,000円を直接各事業に充当し、残り約5,400万円を基金に積み立てております。

充当した内訳といたしましては、公共交通推進事業に521万円、防災行政無線管理運営事業に182万7,000円、自然環境保全事業に50万円、中心市街地復興、まちづくり支援事業に13万円となっております。

今後も、基金に積み立てている寄附金を含め、寄附者のご意向に沿った事業を選定した上で有効に活用してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、町のアピール向上手段についてのおたただしであります。ふるさと納税は、本町の魅力を全国に伝え、町民の暮らしを支える財源を確保する上で、重要な施策の一つであります。

矢吹町の返礼品の魅力をアピールするための取組として、まず、町には数多くの地域資源があることを伝えられるよう、返礼品の拡充を行っているところであります。中でも、料理酒やみそ、日用品商品、自転車のオーダー券、田んぼの学校事業で栽培したカブトエビと育むやぶきのお米など、本町にしかない返礼品や本町ならではの返礼品も数多く掲載しているところであります。

また、一度寄附いただいた方が満足しリピーターになってもらえるような返礼品が提供できるよう、質にも気を配っているところであります。特に、農作物はなるべく農家直送となるよう、事業者の皆様にご協力をいただいております。生産者と寄附者がふるさと納税を通してつながることができる機会を大切にしております。

さらに、実際に来町してもらうことも、矢吹町の魅力をアピールするよい方法と考えております。

現在は、宿泊つきのゴルフ施設の利用券やあゆり温泉等の利用券などを返礼品として用意しており、さらな

る体験型の返礼品を提供できるよう、各事業者と交渉を行っているところであります。

そのほかにも、令和4年度に実施したふるさと納税を活用したクラウドファンディングのように、寄附者からの関心が高い事業をより具体的に使い道として指定し寄附を募る方法も検討しておりまして、現在は、光南高校さんの応援を用途とした寄附ページの開設を進めているところであります。

ふるさと納税の寄附が一番盛んになる12月中旬頃には、町公式SNS等において、返礼品の紹介や使い道をより具体的に指定した事業についての寄附をPRしていく予定でありまして、引き続き寄附者とのつながりを大切にしながら寄附額の増加に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、小島議員への答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

大杉教育長。

〔教育長 大杉和規教育長登壇〕

○教育長（大杉和規教育長） 2番、小島議員の質問にお答えいたします。

初めに、基金が誕生した経緯についてのおたかしであります。本町における文化、スポーツの振興を図るため、平成8年3月に矢吹町文化・スポーツ振興条例を制定するとともに、町民の自主的な文化、スポーツ活動を支援する財源を確保する目的で、同年3月に矢吹町文化・スポーツ振興基金条例を制定し、基金を設置したものであります。

この基金は、利子収入等の積立てによって運用しており、文化、スポーツ振興のために必要な事業に充てられると規定されております。

主な対象事業といたしましては、地域のクラブ等に所属している方々の文化活動の成果発表や発表会等への参加、各種スポーツ等で東北大会以上への出場に対する支援が挙げられます。

さらに、基金の適正な運用を確保するため基金運営委員会を設置し、助成に関する判断や運営方針を協議する体制を整えており、適切かつ効果的な運用に努めているところであります。

本基金は、町の文化、スポーツ活動を幅広く推進する上で重要な制度であり、今後も引き続き適正な運用を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、過去にどのような利用者がいたか、おのおのの事業内容についてのおたかしであります。基金の助成対象は文化事業とスポーツ事業に大きく区分され、それぞれについて条例施行規則及び運用規程に基づき、助成上限及び助成率が定められております。

初めに、過去3年間における文化事業の助成状況についてであります。助成件数、助成総額の順に、令和4年度は3件、23万円、令和5年度は1件、20万円、令和6年度は助成の実績なし、今年度は12月1日現在4件、8万円となっております。

主な内容といたしましては、民謡民舞団体の全国大会への出場、調理技術全国コンクールへの出品、女性コーラスの全国大会への出場等に対する助成であります。

次に、スポーツ事業の助成状況についてであります。助成件数、助成総額の順に、令和4年度は58件、96万円、令和5年度は49件、73万円、令和6年度は53件、80万円、今年度は12月1日現在31件、52万円となっております。

主な内容といたしましては、町内に住所を有し、学校の部活動以外のクラブチームに所属する小学生、中学生、高校生及び大学生や成人の方の各種スポーツ競技での全国大会と東北大会への出場等に対する助成であります。

このように、本基金を活用した助成制度は、町民の文化、スポーツ活動の機会を広く支援し、文化、スポーツの発展に大きく寄与しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、基金の原資を増やす工夫についてのおただしであります。基金残高は、令和3年度末で約966万円、令和4年度末で約847万円、令和5年度末で約754万円、令和6年度末で約674万円と、近年は年間おおむね100万円程度の減少が続いております。

基金は、寄附金等による積み増しがなければ増加が見込めない性格のものであり、このまま現行の助成規模が継続した場合、将来的に資金が不足することは認識しております。

今後の原資確保に向けた取組といたしましては、町内企業や団体への寄附の働きかけ、基金や助成制度の趣旨を広く周知し協賛を得るための環境づくり、さらには他自治体の基金運用状況の調査や事例研究など、様々な方策を検討してまいりたいと考えております。また、基金残高が減少する状況を踏まえ、ふるさと納税制度等の活用も視野に入れながら、持続可能な財源の確保を検討してまいります。

今後も、町民の文化、スポーツ活動を継続的に支援するため、原資を着実に確保しつつ、文化、スポーツ振興と基金の持続可能な運用を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、小島議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） 町長様、教育長様、丁寧なご答弁ありがとうございました。

再質問させていただきます。

まず、ふるさと納税についてなんですが、令和5年から令和6年にかけて急激に伸びた要因、こういったものでそういったことが起きたのか、それをお知らせください。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

柏村商工観光課長。

〔商工観光課長 柏村秀一課長登壇〕

○商工観光課長（柏村秀一課長） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

令和6年度にふるさと納税の寄附額が伸びた要因についてでございますが、令和6年度に商工観光課内にふるさと納税係を新設いたしました。これで体制を強化いたしました。体制を強化したことで、返礼品の数を相当増やしております。

また、例えばお米が昨年度人気だったんですが、お米となりますとやっぱり迅速な対応が求められたわけですから、そこにきちんと対応できた、そういうことがよかったのではないかと考えているところであります。

以上であります。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） ありがとうございます。

今、返礼品のことでお米ということが出ましたが、三神地区産というのはいいんですが、矢吹観光案内所のお米というのはどういったお米ですか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

柏村商工観光課長。

〔商工観光課長 柏村秀一課長登壇〕

○商工観光課長（柏村秀一課長） 2番、小島議員の再質問にお答えさせていただきます。

観光案内所で扱ったお米であります。昨年度、米不足で、ただその一方で寄附のニーズは相当ありました。そうした中で、観光案内所のほうでは各農家さんに呼びかけをお願いしまして、そこで各農家さんが保有している保有米とかそういうことをちょっとかき集めて返礼品として扱った。それが寄附額の増加につながったということでございます。

以上であります。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） ありがとうございます。

事業内容についてお尋ねしたいと思います。

事業内容として、未来を担う子供たちの教育、育成対策事業として861件、これは令和6年なんです、やはり子供さんに使ってくださいという寄附者の方が多いのかなと思われまして、それがパーセンテージでいうと22%になっております。

それで、安心して暮らせるまちづくりに関する事業が6%、自然や環境の保全に関する事業が5%、地域のにぎわい創出に関する事業に2%、それ以外、自治体に一任しますが63%ということになって、先ほどの報告でありましたが、それは令和6年度に関してなんですけれども、大体毎年同じかなと思われるんですが、そうしますと、子供さんに使ってくださいというのが2割くらいありますということで、それをどういうふうに分けて使っているのかということについてお尋ねしたいと思います。令和5年度のところで、学力向上対策費ということで1,335万円を使っています。学力向上対策事業というのは、具体的に言うとどんなことなのかお知らせください。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也課長登壇〕

○総務課長（正木孝也課長） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

学力向上対策事業の中身といたしましては、学校図書システム保守委託、夏期講習会委託、漢字、英語、数学検定試験の受検料負担金、こちら中学生でございますが、町内小中学校へのA Iドリル導入等となっております。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） ありがとうございます。

同じく令和6年度に関しては、5,400万円を基金に積立てして、766万7,000円を直接各事業に充当しておりますということなのですが、内訳としては、公共交通推進事業に521万円、防災行政無線管理運営事業に187万7,000円、自然環境保全事業に50万円、中心市街地復興まちづくり支援事業に13万円とありますが、そうしますと教育費に使う分20%というのはどこに出てるのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也課長登壇〕

○総務課長（正木孝也課長） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

小島議員がおっしゃっているその割合、パーセンテージというのは、恐らく答弁の中の件数。

○2番（小島紀子議員） はい、件数で。

○総務課長（正木孝也課長） からですね。

実際に先ほどおっしゃったのは、6年度の実績の寄附金の金額だと思います。

寄附金ってまちまちといいますか大小ありますので、令和5年度までは一旦基金に積んで充当しております。令和6年度からは直接充当して、残額を基金に積み立てているということで、その充当のタイミングというのにはちょっとタイムラグが発生する場合もございますので、そこはきちっと台帳で管理をしておりますが、寄附者の意向に沿って充当できるように、基金の中で調整をしながら充当をしております。そういった意味で、ちょっと合わないといいますか、割合が小島議員さんがおっしゃった件数と金額のタイムラグがあるのかなどというふうに考えておりますので、ご理解のほう、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） ありがとうございます。

基金について調べたんですが、ふるさと思いやり基金のほかに、企業版ふるさと思いやり基金というものがございます。

それぞれについてのここ3年の残高推移についてお知らせ願えますか。ご用意があれば。

○議長（藤井源喜議長） 小島議員。ふるさと納税についてのご質問はあるんですが、今回、数字を過去3年間のというのを、それをもし事前であればいいんですが、この場では確認は難しいところがありますので、後ほど、個別に話をさせていただければと思います。

○2番（小島紀子議員） じゃ、後ほどよろしく願いいたします。すみません。

○議長（藤井源喜議長） 再質問は別のものでもしていただけますか。

○2番（小島紀子議員） 企業版ふるさと納税も駄目ですか。

○議長（藤井源喜議長） 中身ですか。

○2番（小島紀子議員） はい、中身です。中身、内容をお願いします。

○議長（藤井源喜議長） 企業版ふるさと納税の中身について。

じゃ、もう一度、再質問の中で、質問をもう一回してください。

○2番（小島紀子議員） 企業版ふるさと思いやり基金についてお尋ねいたします。

中身はどういったものなのでしょうか。内容についてお知らせください。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

柏村商工観光課長。

〔商工観光課長 柏村秀一課長登壇〕

○商工観光課長（柏村秀一課長） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

企業版ふるさと納税についてでございますが、企業版ふるさと納税につきましては、町外に本社がある企業が、国が認定した地方創生の取組に対して寄附を行った場合に、法人関係税を税額控除するものでございまして、企業としては最大1割の負担で寄附が可能になるというものでございます。優遇措置があるというものでございまして、制度はこういうものだということでございます。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） ありがとうございます。

続きを聞きたいので、ここ3年間の企業版ふるさと納税の推移状況をお知らせください。

○議長（藤井源喜議長） 数字については。

○2番（小島紀子議員） 駄目ですか。

○議長（藤井源喜議長） 通告がないので。

○2番（小島紀子議員） でも、今、おっしゃろうとしている。

○議長（藤井源喜議長） 全協の中で話をしたように、一般質問の中でもし聞きたければ、事前に、この一般質問の通告の中に入れてくださいということにしてあります。数字については、この一般質問の場で確認をすることではなくて、後ほど確認するなりしていただければと思います。

次の質問に移ってよろしいですか。

再質問はありますか。

○2番（小島紀子議員） 今の、次の言葉だけ聞きたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 通告に入っていないので、それは。

○2番（小島紀子議員） 通告に入っていないんですか。

○議長（藤井源喜議長） 小島議員の一般質問の通告に入っていないことなので、この場での答弁はありません。できません。

よろしいですか。

再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） 質問事項の1番で、これまで3年間のふるさと納税寄附額の推移ということを質問し

ますと書いてあるんですが。

○議長（藤井源喜議長） それについては、答弁書のとおりです。

再質問はありますか。

○2番（小島紀子議員） 再質問できないんですか、それについて。あと、おっしゃろうとしていたので。

○議長（藤井源喜議長） 全協の中で、議員全員で確認をした内容でしたよね。数字についての確認はということとはやっておりますので、この場で答弁をするということはありません。

再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） 同じことについてなんですが、議員は分かっているかもしれませんが。でも、傍聴に来ている方がいらっしゃるんですね。一般住民の方。私も再確認したいし、そういうことでの再質問なんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 数字の確認はしないということにしてありますので、その内容ではない質問を、数字を確認する再質問ではない再質問をしてください。通告に従った再質問をお願いします。

再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） 細かい事業についてお尋ねします。

遺魂し運動というのがありますが、ごみ減量化を目的とした遺魂し運動推進事業というのは、具体的にどういったことでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久課長登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

主に、今、行政区で行っていただいておりますごみ回収ボックス、リサイクル、資源回収のボックスの設置であったり、資源回収に伴う奨励金、こちらのほうを交付したりして、ごみを減らして資源化するという取組に使用させていただいています。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） ありがとうございます。

同じく行政区活動支援、地域のコミュニティ活動を推進するとありますが、どういったことに使われているかと具体的にお知らせください。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久課長登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

行政区活動支援事業につきましては、主に集会所の駐車場、砂利のところを舗装したり、あとは共同で使う町道でまだ未整備のところを地区の方々で出て舗装をするといったような形で、各行政区、集落単位での利便性向上のために皆さんで整備するような事業、そちらのほうに補助をしてございます。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） ありがとうございます。

同様に、協働のまちづくりを推進するまちづくり団体支援事業180万とありますが、これも具体的にはどういったことでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久課長登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

こちらの事業につきましては、各団体さんのほうで地域活性化であったり、環境整備、環境美化運動といったようなところでイベントを実施していただいて、花植え、草刈り、そういった事業に助成補助をさせていただいてございます。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） ありがとうございます。

ふるさと納税サイトで矢吹町のほうをクリックしますと、返礼品についてとかいろいろ出てくるんですが、団体からの寄付金の活用報告というところをクリックしても、使い道の最新情報はありませんと出てくるんですね。内容がどういったものに、今、言葉ではお話しいただいたんですが、寄附者が寄附する場合に、この町に寄附しようというときに、実際にどういったものに使われているか、先ほどの事業として5つありましたが、それ以外にそれが実際どういうふうに運用されているのかということを出していただきたいんですね。

ぜひともそういうことができるかどうか、そういうことを検討しているかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也課長登壇〕

○総務課長（正木孝也課長） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

小島議員ご指摘のとおり、寄附された方がご自身が寄附したものがどのように活用されているのかということと、ところを広く知らしめるためにも、今後、町としてもできるだけ分かりやすくできるように検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） どうもありがとうございます。

次に、文化・スポーツ振興基金の今後についてお尋ねします。再質問として。

先ほどありましたように、利子収入などの積立てによって運用とありますが、令和5年度は193円の利息、令和6年度は80円の利息しか積み上がりはないんですね。それで、それ以外にどういったこと、そうすると先ほども答弁にもいただいたんですけれども、目減りしてしまうばかりなんですね。

それを私もすごく危惧しております、それをどういうふうにしていけばいいのかということで、国会でもジャパンファンドということが言われているんですが、そういったファンドで運用するとか、まだ国会でもこれからなんだろうが、地方自治体でも資産を増やす運用の手だてを考えてもいいんじゃないかと思うんですが、そういったお考えはあるかどうかをお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

まず、基金のこれからの運用についてのご質問だと思いますが、教育長答弁でもありましたように、今後、他自治体の運用状況や事例なども研究した上で、様々な方策を検討して基金の運用をしていきたいと。

やはりふるさと納税等の活用も考えていくというのも一つとしてはあると思いますので、そういうふうなことも含めての運用を今後検討していきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） 答弁ありがとうございます。

課長がおっしゃっておられましたように、ふるさと納税、商業観光課さんのほうのふるさと納税、生涯学習課さんのそちらのほうに活用するということはとてもいいことだと思いますので、ぜひともそれが可能であれば、推進していただきたいなと思います。

それで再質問なんです、文化・スポーツ振興基金とネーミングがありますように、文化が前に来ているんですね。スポーツ・文化ではなくて、文化・スポーツになっているんですね。文化部門が少ないのはなぜ、部門の申請というんですかが少なくなっている理由というのは、どういったことにありますか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 2番、小島議員の再質問にお答えします。

文化のほうの助成がスポーツに比べるとあまり多くないというような内容でございますが、今般、スポーツ団体のほうが活発といいますか活動の範囲が広いというところがまず1点挙げられるのかなとは思っておりま

す。

ですので、文化団体のほうの活動につきましても、これからさらに周知を図って、活動がこの基金等に該当するのであれば、大いに活用していただけるような周知方法もこれから図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） 今、文化面のことということで、令和4年が文化のほうで23万円、スポーツのほうで96万円、令和5年が20万円、スポーツのほうで73万円、令和6年に至っては8万円、それでスポーツのほうで80万ということなんです、私、10年ほど前に、文化・スポーツ振興基金のメンバーになっていまして、その頃はまだスポーツの周知が少なかったせいもあるかもしれないんですが、文化面での、例えば出版費用であるとかそういうことの援助ということでしたような記憶があるんですが、申請方法が難しいのかどうかということをお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、スポーツ団体のほうが今関連する団体数だったり活動範囲が広いというところがまず1点挙げられますが、文化に対する申請について難しいのかというようなご質問だと思いますが、内容自体はそんなに難しい内容ではございませんので、もしそういう不明な点とかあれば、当課のほうにお問合せいただければお答えはしていきたいとは思っておりますし、広報等でもそのような事業をやっているということで載せてありますので、そういうところも今後さらにPRしていきたいというふうに思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） ありがとうございます。期待しているものと思っております。

実はなぜそういうことが出てきたかということ、ついこの間、矢吹町信州高遠石工系譜の石造物というのを自分で造られて、全部で自分で写真も言葉も全部調べて造られたんですね。でもこれを出版する手だてがない。

あと、この前もお見せしたかもしれないんですけども、矢吹に生息するチョウということ、これもやはりみんなご自分でされているんですね。

そういったことで、これ矢吹に関する冊子なので、あとはいろんなことがあるんですが、そういうことに関して、矢吹に関することに関して、もうちょっと文化的な面に関して補助があつていいのではないかと私思いますので、それをどうにか、例えばふるさと納税のほうにこういったことをされている方があるんですよとか、そういったことで寄附を募りますとか、そういうことがあればもっともって矢吹町、スポーツはすごく有名ですが、文化面は矢吹ってすごいねということができてくると思うんです、皆さんに周知、全国の方たちに

周知されてくると思うんです。そういうことも併せて、ぜひともご協力願えれば幸いかと思います。

それで次の質問にさせていただきます。

あと、先ほどの、利子収入などの積立てによって運用とありますが、収入に関して、やはり皆様からの、例えばクラウドファンディングまでいかななくても、町民の方たち、福島県の方たちに寄附を募るということも大事ではないか、そのポータルサイトを通してこういうことをやっていますよ、こういう事業をやっていますよということで、それでクラウドファンディングまでいかななくても、地域の人たちが応援していますよということで寄附ということがあればいいと思います。

それでご提案なんです、私もほかのことでやっていますが、お金を差し上げる時返礼品は要りません、その代わり寄附金控除をしてください。私もほかのことで応援している団体がありますが、そういうことで寄附金控除があるとないのではやり方が全然違いますので、そういったお考えがあるかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 2番、小島議員の再質問にお答えします。

今おっしゃっていただいたご提案、そういうのも含めて、今後どのような運用が矢吹町にとって最適なのかというところを検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） 答弁ありがとうございます。

前向きにやってくださるということを確認しておりますので、よろしく願いいたします。

私も微力ながらいろんなことでこうしたほうがいいんじゃないか、ああしたほうがいいんじゃないかというアイデアを物すごくたくさん持っていますので、こちらのほうにもお声をかけていただいて、一緒にまちづくりをしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（藤井源喜議長） 以上で、2番、小島紀子議員の一般質問は打ち切ります。

ここで昼食のため、暫時休議します。

再開は午後1時10分です。

（午後 零時03分）

○議長（藤井源喜議長） 再開いたします。

（午後 1時10分）

◇ 富 永 創 造 議 員

○議長（藤井源喜議長） 通告3番、7番、富永創造議員の一般質問を許します。

7番。

〔7番 富永創造議員登壇〕

○7番（富永創造議員） 議場の皆さん、こんにちは。午後一番ということで、質問させていただきます。

まず、健全な行財政運営についてであります。

町民の福祉向上に取り組むに当たって、住民の立場に立った情報発信や各種公共サービスとどう向き合っているのかをお尋ねしたいと思います。

令和8年4月の施行を目指した公共施設等の使用料・手数料の見直しを大規模に進めようとしておりますが、いかなる課題があって見直しを実施する予定なのか、その背景や理由、公平性の確保等について明確な説明を求めたいと思います。

次に、情報発信に関して、公共サービスの行政情報をタイムリーに住民に知らせ、効果的な周知を図る媒体として広報やぶきがあります。2025年10月1日の広報やぶきの記事で、「定額減税し切れなかった方への給付（不足額給付）」、この見出しで始まるページをよく読んでも、どうしていいのかわからない、迷ってしまう内容だという指摘を受けました。

不足額給付金①に該当するのか、②の原則4万円に該当するのか。②の場合には自身で申請書の提出が必要になる。町ホームページへ誘導されることになるのですが、頭を抱えてしまったとのこととあります。対象者の立場に立った周知内容が求められていると考えます。国からの通知をそのまま記載しているのではないかと指摘もいただいております。

質問ですが、1、なぜ使用料・手数料の見直しが今なのか、その背景をお尋ねします。

2、大池公園キャンプ場の使用が無料設定の理由をお尋ねします。

3、給付関係の申請には、分かりやすい内容の発信が必要と考えるが、所見をお伺いいたします。

次に、大きな質問2、矢吹西部地域づくりについてであります。

豊かな自然を保全し、緑と共生した都市づくりを目標に掲げる矢吹町都市計画マスタープランとその方針が反映されたまちづくり総合計画との整合性と西部地域づくりの取組の考えをお尋ねしたいと思います。

矢吹町都市計画マスタープランの中で、公園・緑地整備に関する基本的な考えとして、本町を特徴づける特に重要な資源については、水と緑の拠点などとして活用し、公園・緑地などを結ぶ特徴のある水と緑のネットワークを形成する方針を掲げております。

その方針から現状を見ますと、三十三観音史跡公園があります。田園を潤す隈戸川が流れ、せせらぎの音を聞きながら、春は100本近い桜の花が咲き、夏にはアジサイが咲き、四季折々の自然の変化を楽しむことのできる自然豊かな憩いの場里山の風景が出現しております。さらに、山の頂には戦国時代の頃まであったと思われる矢吹町文化財の袖ヶ館城跡が存在し、この西側地域里山エリアを川に沿って開拓ロードが整備されております。こうした景観は、都市マスタープランが掲げる特徴ある水と緑のネットワークを指すものと考えられます。

この貴重な地域を交流と心身の活力を育む西側里山エリアとして長く管理維持されることを願っております。次世代に継承できることを願っております。そのために、本町はこのエリアの環境美化整備や町民参加のイベント等の事業に積極的に推進を図ることが求められると思っております。

しかし、都市マスタープランの考えが反映すべき第7次矢吹町まちづくり総合計画では、5次、6次にあった西側地域里山づくり事業が消えました。5次の自然環境の保全から6次では景観・公園づくり取組の扱いに変わり、矢吹西部地域の水と緑の範囲は狭まり、委託された公園づくりに限定的化された事業になったと考えております。

質問ですが、1、西側地域里山づくり事業がまちづくり総合計画から消えたのはなぜか。

2、開拓ロードや袖ヶ館の環境美化整備を本町が主体的に取り組む考えはないか。

3、開拓ロードや袖ヶ館の環境整備だけでなく、利活用をどう図るのか。

以上の点にご回答よろしく願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） それでは、7番、富永議員の質問にお答えいたします。

初めに、使用料・手数料の見直しについてのおただしであります。本町では、昭和60年以降、7次にわたり行財政改革大綱を策定し、行財政の健全化・効率化に努めているところであります。

現在は、第7次矢吹町行財政改革大綱及び実行計画に基づき、これまでの改革を継続し、より効率的で効果的な行政運営を目指しており、本定例会に上程いたしました使用料・手数料の見直しは、公共施設の適切な維持及び行政サービスの安定的な提供を図る取組の一つであります。

これまで本町では、東日本大震災や新型コロナウイルス感染症等の影響、利用者負担の状況を踏まえ、使用料及び手数料の定期的な見直しを行っておらず、近年の物価上昇や人口減少等の社会経済情勢の変化に十分な対応ができていない状況でありました。

そのため、行政サービスの受益者に対し、受益に見合った適正なご負担をいただくことが、公平性の確保、受益者負担の適正化、また持続的な財政運営の観点から不可欠であるとの考えの下、使用料・手数料の設定における基本方針を本年6月に改定し、全ての使用料・手数料を対象として見直しの検討を進めてきたところであります。

なお、本基本方針において、使用料・手数料は5年ごとに見直しの検討を行うことを原則としており、今後も継続的に適正な受益者負担の確保を図るよう努めてまいります。

今回の使用料・手数料の見直しは、公共施設を将来にわたり安定的に運営し、公共サービスを継続して提供するとともに、施設利用者とそうでない方との公平性を図るための重要な取組でありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、大池キャンプ場の使用が無料である理由についてのおただしであります。

大池キャンプ場は、近年のキャンプブームの影響もあり、町内よりも町外からの利用者が多い大変人気のある施設であります。町外にまでキャンプ場使用者の拡大が図られていることは、本町の魅力発信や地域活性化にもつながり、大変意義深いものと受け止めております。

当キャンプ場は無料で使用いただける施設ではありますが、使用者の安全確保や万一の際の連絡体制を整える必要があることから、使用に当たっては、原則事前の予約申請をお願いしているところであります。多

くの利用者の皆様はルールに基づき、適切に施設を使用いただいておりますが、中には予約を行わずに使用される方がいるという実情もあります。

また、現在、施設管理者が常駐しているわけではなく、現地で使用者の予約状況や仮に使用料金を設定した場合の納入状況を個別に把握し、確認することは困難であります。加えて、キャンプ場とその他の公園施設における塀や柵などによる明確な区分けがなされておらず、自由な往来が可能であるため、キャンプ場使用者を適正に把握することも、現時点では難しい状況にあります。

これらのことを踏まえますと、有料とした場合には使用状況を適正に把握、管理するための塀や柵の設置、公衆トイレ、水道施設などのさらなる利便性の向上、管理業務を担う職員の配置及び管理受付施設の整備などが必要となり、新たな費用負担が生じることが考えられます。この新たな費用負担は、料金設定による収入よりも大きく上回ることが予想されるため、現時点では無料とせざるを得ないと判断したところであります。

しかしながら、大池公園は四季折々の美しい自然を感じることができ、町内外に誇れる大変魅力のある施設であります。町では、令和6年度に自然との調和を大切にしながら、さらなる魅力の向上、利用価値の向上及びにぎわい創出を図るため、民間活力導入についての可能性調査に取り組み、公園整備や維持管理、様々な管理運営手法を検討してまいりました。サウンディング型市場調査のヒアリングでは、民間業者からも取組次第で大池キャンプ場はさらなる発展の可能性があると評価もいただいております。

以上のことから、当キャンプ場については料金設定に伴う課題がある現状を踏まえ、皆様の憩いの場として、多くの方に気軽に訪れていただける無料での環境を継続する一方で、将来に向けては、地域の皆様や関係者の皆様方からご意見をいただきながら、大池公園全体を通して多角的な視点でよりよい施設の在り方について、調査研究をしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、不足額給付金の情報発信に関するおたただしであります。情報発信につきましては、町民の皆様に行行政情報を正しくご理解いただくためにも、できる限り分かりやすくお伝えすることが大切だと認識しております。

議員おただしの定額減税し切れなかった方への給付金、いわゆる不足額給付金につきましては、国の経済対策に基づき全国一律で実施されたもので、制度そのものが非常に複雑に設計されております。本町でも、誤りのないよう丁寧に案内することを心がけてまいりましたが、結果として今回分かりにくいというご意見をいただいたことを真摯に受け止めております。

今年度給付された不足額給付金には「1」、「2」の2種類がありまして、それぞれで対象者が異なります。不足額給付金「1」につきましては、前年の調整給付の不足分を町で計算し、対象と思われる方をあらかじめ抽出し、約1,600名の方へ個別にお知らせをお送りしました。こちらは町が対象者を把握できる制度設計になっております。

一方で、不足額給付金「2」につきましては、事業専従者の方など、国が定めるごく一部の方だけが対象となり、支給の可否を判断するために確定申告の内容や扶養の状況、過去の給付金の受給歴など、非常に細かな確認が必要となります。不足額給付金「1」に比べると支給要件が分かりにくく、非常に複雑であり、町で全ての対象者を漏れなく抽出することが難しいことから、ご自身で該当するかを確認していただく仕組みになっております。

そのため、広報やぶきでは、対象者とならない多くの町民の方々の混乱を避けるため、紙面の限られたスペースの中で必要最低限の情報を掲載し、詳細は町ホームページで確認いただく形を取ったところであります。ホームページには該当するかどうかを順番に確認できるフローチャートを掲載いたしましたので、これを基に実際に申請された方もおられます。一方で、判断が難しいというご相談もあり、その場合には電話や窓口で個別に事情を伺い、確定申告書などを基に丁寧に説明を行ったところであります。

今回のご指摘は、町としての情報発信をより分かりやすくする上で大変貴重なご意見であると捉えております。今後も給付金事業等の実施に当たりましては、制度の内容や対象者の状況に応じて、紙面、ホームページ、電話や窓口など、適した手段を組み合わせながら、町民の皆様にとって理解しやすい情報提供に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、西側地域里山づくり事業が第7次矢吹町まちづくり総合計画から消えたのはなぜかのおたただしであります。西側地域里山づくり事業につきましては、矢吹町西側地域の活性化を図るために、この地域の自然の豊かさと人々の暮らしを調和させた空間を里山として守り、生かしていく自然環境保全の取組として、第5次矢吹町まちづくり総合計画において自然環境の保全の施策における主要事業の一つとして掲げておりました。

総合計画に基づき、地域団体による当該地域の保全活動に併せ、三十三観音史跡公園から隈戸川を結ぶ町道等をサイクリングロードとして整備するとともに、サイクリングロード沿いにあずまやを設置するなど環境整備を進め、ハード面が一段落ついたことから、第7次矢吹町まちづくり総合計画において、隈戸川沿線や三十三観音史跡公園、袖ヶ城館跡の整備など、景観や環境のさらなる保全を課題としながらも、公園管理事業との事業統合を図ったところであります。

当該地域に存する隈戸川や農地、山並み等の自然環境については、都市計画マスタープランの公園・緑地整備に関する基本方針にも掲げているとおり、日常生活に潤いを与え、本町を特徴づける重要な資源であり、自然環境の保全と景観の魅力向上を図ることが重要であると認識しております。

今後も、行政区や里山創生やぶき等の地域団体と連携し、サイクリングロードの維持管理や当該地域におけるイベントの開催支援等、当該地域の魅力発信及び水と緑のネットワークの形成に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、開拓ロードや袖ヶ城館跡の環境美化活動についてのおたただしであります。初めに、開拓ロードは隈戸川河川管理用道路と町道を活用し、歴史が感じられる三十三観音史跡公園やあじさい広場、水車跡広場など四季の景観を楽しめる道路としてサイクリングロードの一部に位置づけております。また、袖ヶ城館跡につきましては、福島県埋蔵文化財包蔵地台帳に登録されている史跡でもあります。

現在、隈戸川周辺の三十三観音史跡公園や袖ヶ城館跡周辺の矢吹町西側地域の里山エリアについては、里山創生やぶき等の地域団体により、自主的な草刈り作業や植樹活動に加え、福島県のうつくしまの川・サポート制度を活用した河川の環境美化活動等を行っていただいております。

町では町道など多くのインフラ施設を管理しており、町が単独で全てのインフラ施設を維持管理することは困難な状況であるため、これまでも地元行政区や各種団体との協働活動により維持管理に努めてまいりました。しかしながら、地域の人口減少、高齢化が進み、体力的負担の大きい草刈りなどの継続が難しくなっており、インフラ施設を維持管理する上で大きな課題となっていることも十分に承知しております。このような状況下

におきましても、インフラ施設の維持管理における行政区や里山創生やぶき等の地域団体、そして地域住民の皆様これまでの多大なご尽力、ご労苦に対し、この場を借りて心より感謝を申し上げます。

開拓ロードや袖ヶ城館跡など、矢吹町西側地域の環境美化活動につきましては、西側地域の里山エリアを次世代に継承し、地域の実情に応じた持続可能な活動ができるよう、隈戸川河川管理用道路の管理者である福島県や、町道及び施設の管理者である町、里山創生やぶきなどの地域団体等と連携し、負担の大きい草刈り等の環境美化活動の在り方を検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、開拓ロードや袖ヶ城館跡の利活用についてのおただしであります。開拓ロードや袖ヶ城館跡を含む本町の西部地域及び隈戸川周辺につきましては、里山創生やぶきの皆様をはじめ、多くの地域住民による長年の環境美化活動によって、昔ながらの美しい自然や里山の風景が保全された、次世代に継承すべき本町の未来遺産であり、貴重な観光資源であると認識しております。これまでに、開拓ロードを通り自然を満喫できるモデルコースを案内するやぶきサイクリングマップの制作や、やぶき観光案内所が行っているレンタサイクル事業での周遊コースの紹介等により、袖ヶ城館跡、三十三観音摩崖仏群、あじさい広場など、西部地域一帯の観光PRを実施してまいりました。

さらに、今年度は来年4月から6月までの期間で開催されるJRグループと福島県、市町村が連携した大型観光企画でありますふくしまデスティネーションキャンペーンに向けた観光誘客の強化を図る取組の一つとして、町内の桜の名所を案内するやぶきお花見マップの情報を更新し、隈戸川の河川沿いにある桜ヶ丘公園とひまわり広場の桜を新たに追加いたしました。

また、里山創生やぶきの皆様には、県と連携した夏休み里の川体験による水生生物や水質の調査、川流れ体験など、小学生の子供たちを中心とした水環境活動のほか、町補助金を活用した里山ロードバイクやぶきによる親子サイクリングイベントを開催していただき、地域のにぎわい創出と活性化にご尽力をいただいているところであります。

民間団体等による、このような地域貢献活動が継続して実施できるよう、町ホームページやSNSでの情報発信、予算の範囲内とはなりますが、助成金の交付などの支援を行うとともに、隈戸川の管理者である県と情報を共有し、連携を図ってまいります。

今後とも、ふくしまデスティネーションキャンペーンにおける観光客の誘致と関係人口の創出・拡大を促進するため、駅を拠点とした町独自のキャンペーン企画の検討及び観光資源である西側地域の自然や里山の風景などの魅力を積極的に発信してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、富永議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

7番。

○7番（富永創造議員） ご答弁ありがとうございました。

再質問なんですけれども、まず手数料関係になりますか。なぜ今かということで、質問させていただきました。

恐らく見直しの環境が今整ったからだとは私は考えております。大震災とか、あとコロナとか、そういったものも理由に挙がるかなと思うんですけれども、やはり財政面ですか、こちらが大きな理由ではないかと思いま

す。そこら辺の考え、お聞かせ願えればと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也課長登壇〕

○総務課長（正木孝也課長） 7番、富永議員の再質問にお答えいたします。

使用料・手数料の見直しにつきましては、町長答弁にありましたように、これまで長きにわたり本町では行ってこなかったというところがございます。

今、富永議員おっしゃるとおり、環境が整ったという見方もあろうかと思えます。一番はやはり受益者と非受益者の方の公平性というところも大事なポイントになってまいります。この新たな平時というところで、歳出に対して歳入が追いつかないような状況がコロナ禍以降、コロナ明けで、そういった社会経済情勢になりました。

そこで、やはり限られた財源を必要なサービスに分配していくに当たって、施設の手数料であったり、使用料というところもしっかり収入として頂いていかないと、今後の施設の維持管理、もう老朽化が進んでおりますし、そういったところの財源としてもしっかりとそのマネジメントをしていかなければならないというところで、今というところになっております。もちろん物価高であったり、社会経済情勢、町民の方にとっても非常に心苦しいタイミングとはなっておりますが、そこは丁寧に説明しながら、ご理解をいただいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

7番。

○7番（富永創造議員） 率直なご答弁ありがとうございました。

続きまして、関連ですけれども、この見直しに当たって各説明会等をやられております。あと、市議会というか、そういった関係団体等にも話を聞いて、そしてまとめているということを知っておりますが、そういった方からの、ある意味ちょっと町民ではなくて限定された方というところになってきますが、その見直しに対する声はどのようなものがあつたのか、お聞かせください。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也課長登壇〕

○総務課長（正木孝也課長） 7番、富永議員の再質問にお答えいたします。

説明会につきましては、KOKOTTOにおきまして、11月に入って2回に分けて説明会を開催いたしました。そこでの対象者としましては、中央公民館使用者であったり、あと文化センターの利用者の方も対象として、団体が主になりますので、団体の方にご連絡をしてお集まりいただきました。

通知を出した団体の約八、九割の方にご出席いただきましたが、その中でのご意見としましては、やはり急に値上げされても困るというようなお話をされた団体の方もいらっしゃいましたし、一方では、今までこれでいいのかと思っていたと、今までの使用料でこれだけ新しい施設を使わせていただいているのに大丈夫なのか

矢吹町というご意見もいただきました。そう思っていることが、後者のほうですけれども少なくともないという声があるということもおっしゃってまして、今回の使用料・手数料の改定案を見ると、まだ安いかなとは思っているものの、異論はありませんというふうに後者の方には言うていただきました。前者の方につきましては、KOKOTTOが年間でどのぐらいの人件費と光熱水費がかかっているというところをご説明したところ、分かりましたということで、それ以上のご質問はなかったんですが、やはり突然その説明会で聞いたというところでは、唐突感はあったのかなという反省点はありますが、前段私から財政状況についてというところと、なぜこの使用料・手数料の見直しが必要なのかというところをご説明させていただいた後、生涯学習課長からもご説明しながら、具体的な話をさせていただいたところ、おおむねご理解はいただいたかなという経過でございました。

あゆみ温泉、健康センターのほうにつきましては、決して多くの皆様がいらっしゃったわけではございませんが、使用者の方、お集まりいただいた方からは特段の反対のような意見はなかったと認識しております。ただ、やはり知らなかったわけではなくて、説明会があるのはご存じだったようで、受付のほうには、幾らになるんだというように聞かれたという話は伺っておりますが、特段のご意見というのは伺っておりません。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

7番。

○7番（富永創造議員） 説明する、そしてそれがお互いに理解に向かうと。そういう意味で、全体的なこういう課題に対しての解決、見直しに対して共通した認識が生まれると。これはやっぱりまちづくりが前進するには大切なことだと思います。答弁ありがとうございます。

続けて、同じ関連になりますけれども、料金改定に当たって2つ、ある程度使用料・手数料を取るというのと、見直し予定なしというのを2つ大きく分けてあります。この根拠というか、理由というのがあれば、ご説明願います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也課長登壇〕

○総務課長（正木孝也課長） 7番、富永議員の再質問にお答えいたします。

今回、町長答弁にもございましたように、見直しに当たりましては、使用料・手数料の設定における基本方針というものを改定いたしまして、共通の一定のルールの下、見直しを図ってきたところであります。

その中で、適正料金というところにつきまして、現状が適正であったものは見直しの改定をしていないということになります、簡単に申し上げます。先ほどのそれ以外の施設でまだ見直しには至れないという施設もございまして、全体的には全ての使用料・手数料を見直した結果、その基準に照らし、算出し、現状の使用料・手数料が適正であると判断したものは見直しを据え置いております。それ以外に逆に下がったものも一部ございまして、ご理解のほうをよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

7番。

○7番（富永創造議員） ご答弁ありがとうございます。

いろんな複雑なものが絡んでありますから、2つにばっと分けて、現状では分かれてはいるんですけども、いろんな理由があつてということで、合理的な説明といってもなかなか難しいかなと思いました。

引き続き、今度は大池公園キャンプ場、これが無料と。これは無料のほうで動いたということなんです。大池キャンプ場、ここ本当、震災の後かな、それとも4年前くらいから、あのキャンプ場増えています。今日は月曜日ですけども、この前の土曜日6日、8団体というか8つのテントが張られておりました。その前にも、10月頃にはあそこにある駐車場満杯、驚きました。どうも最近、この数年間でキャンプ利用者、今までになく増えているなど、そう感じております。

確かに無料いいです。だからあれだけの人数を確保できるのかなと。しかし、説明にありましたように、受益者負担との整合性どうなんだということになってきますけれども、施設をあそこで町としてキャンプ場をやっていくにはいろんな経費がかかるんだと。管理するのも非常に今では難しいゆえに無料という、見直しをしないで無料だという説明なんですけれども、果たしてこれから考えると、あそこにちゃんと施設を造るにはちょっと時間がずっと長くなるなど。しかし、そのまま無料にして、ここでは受益者だけが何も負担しないで利用し続けるなど。そのちょっとした矛盾、一般の人からいえば、それちょっと変だよなというふうに思われてしまうのではないかと。こういった課題、問題に対してどのように説明していくのか、またこの説明に対してどのような認識を持っているのか、この件に関してですね。そこら辺のほうをお聞かせください。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也課長登壇〕

○総務課長（正木孝也課長） 7番、富永議員の再質問にお答えいたします。

大池キャンプ場につきましては、確かに利用者がいて、その方々は自由に使っているところで、受益者負担の原則に反しているのではないかと課題があるというところは認識しております。

現状、町長答弁にもありましたように、整備がなされていない中で利用料を取るとことはなかなか難しいわけではありますが、これは現時点ということで、答弁にもありましたように、昨年度サウンディング調査もやっています、そういったところのヒアリングで、民間業者から取組次第では発展の可能性があるとの評価をいただいているところもありますので、大池キャンプ場を、大池公園全体をどのようにしていくかという中で、そういった受益者負担の部分も今後検討を進めていくというところで、今回の使用料・手数料の見直しには間に合ってはおりませんが、今後そこは課題も含めて調査研究していく必要があるというふうに捉えておりますので、ご理解のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 富永議員、発言の際、少しだけマイク近づけてもらっていいですか。

再質問はありますか。

7番。

○7番（富永創造議員） ご答弁ありがとうございました。

続いて、不足額給付金に関係した内容で再質問させていただきます。

これ、町民にとっては給付金云々というところ非常に関心が高い。この関心が高いところで、自分がそれに該当するのか該当しないのか、読んでいて、この場合は広報やぶきですけれどもね。持ってきているんですよ。すばらしい表紙の写真だと思います、10月号ね。

そういった中で、それなりに本当、1ページにこの内容を分かりやすく伝えるというのは非常に大変だと。私、議会広報を作っている身分として強く認識しております。そういった中でフローチャートと、いわゆるホームページに移動とかね。そういうのが確かに、そこら辺になってくるとだんだん使えない人とかもいたり、またそれに対してちょっとなど、そういうような町民の方もいらっしゃる。そういった中で、やはり分かりやすく伝えるというのは難しいんですけども、ちょっと言えば、電話番号だけそこにあるのではなくて、気楽に町のほうにお問い合わせくださいという一言、そういったものが大切ではないのかなと思うんです。そういった一つの検討材料としての考えはあるかどうか、お尋ねいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也課長登壇〕

○総務課長（正木孝也課長） 7番、富永議員の再質問にお答えいたします。

今回の広報やぶきの記事でございますが、町長答弁にあったとおりの理由で、なかなか全てを網羅することは難しいというところではありましたが、今、富永議員さんおっしゃったように、やはり電話番号だけではなくて何でもお問い合わせくださいと、そういう姿勢で今後は広報広聴に努めてまいりたいというふうに考えております。ご指摘ありがとうございました。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

7番。

○7番（富永創造議員） 前向きなご答弁ありがとうございました。

ところで、この不足額給付金1に該当する方1,600名、こちらには封書で該当者に送られていると。しかし、2つ目というのは、自らが申請しないと手続が行われていかないと。そこで、この後者のほうに関して、実際全体の何%くらい申請され、手続が終了しているのか。これは数字に関係するから難しいかな。もし分かれば、ご答弁お願いします。

○議長（藤井源喜議長） 数字はやめましょう。別の質問、別の内容。

○7番（富永創造議員） 大体でいいんですけども、いわゆる半分くらいなのか7割くらいなのか。どれだけ町民の方が理解されて、これに関して完了しているのかどうか、そういう状況の実態を知りたいということで、お尋ねいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也課長登壇〕

○総務課長（正木孝也課長） 7番、富永議員の再質問にお答えいたします。

不足額給付金2の該当者につきましては8件でございました。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

7番。

○7番（富永創造議員） ありがとうございます。

続けて、大きな見出し質問の矢吹西側地域づくりに関する再質問をさせていただきます。

この第5次矢吹町まちづくり総合計画において、私個人としても1年近く携わらせていただきました。そして、そういった中で、この答弁の中にもありましたように、西側地域里山づくり事業を盛り込んでいただいたという経過があります。その中で矢吹町西側地域の活性化を図るために、この地域の自然の豊かさと人々の暮らしを調和させた空間を里山として守り生かしていく、自然環境保全の取組としてという、そういう内容を載せていただいております。

そこで、こういった里山として守り、そして生かす。生かすというのは利活用であります。これがまだ道半端ではないのかと、そういう認識が私にはあります。しかし、答弁の中では、もうハード面が一段落したという答弁が入っております。それゆえに、矢吹町西側地域里山づくりが消えてしまったのではないかと私は思っているんですけれども、つまりもうこの事業は一段落したんだと、そういう認識でよろしいのか、お尋ねいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

有松都市整備課長。

〔都市整備課長 有松泰史課長登壇〕

○都市整備課長（有松泰史課長） 7番、富永議員の再質問にお答えいたします。

里山の事業の道半ばではないかというおただしではありますが、確かにサイクリングロード整備等につきましては、事業のほう完了しております。あずまや関係につきましても町としてもサポートをしながら、建設に至ったわけではありますが、だからといって、ハードが終わったからといって事業が完成したというふうには認識しておりません。

今回の総合計画の統合につきましては、公園管理事業に里山事業を統合という形で施策を合わせたところがあります。といいますのも、どちらの公園につきましても里山につきましても、どちらも共通な課題を持ってございます。その課題というのが維持管理する上での人員不足であります。こちらについてどのような対策を取っていくかというのが今後大きな課題となっておりますので、そういった意味も含めまして、公園管理事業と事業を統合した上で、お互いに互換性があるというところで、今後の維持管理について検討していくというような課題を持っております。

以上であります。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

7番。

○7番（富永創造議員） 公園管理事業との事業統合という中で西側地域里山関係を見ていきたいと、取り組んでいきたいという答弁だったと思います。

私の印象とすれば、また認識とすれば、ずっと見ていますけれども、確かに公園管理のほうに向いているなど、でもその先は何かと。西側だけではなく、大池のほうに大きく最優先的に向かっているなど。悪くはないですよ、それはそれで、その整備で。決して批判はしておりませんが、その分西側のほうの優先的なものが薄れてしまっているなど。その薄れてしまっているのに危機感を感じているわけです。

そういった中であって、ハード面では一段落したと言っていますけれども、例え話で申し訳ないんですけども、例えば夫婦がおります。子供ができた、この子供ができた、ある意味例え話なのであれですけども、これがハード面と考える。でもその後何の子育てもやっていない、子育て放棄。つまり利活用においてあまりにも薄いし、その子供に対してもう優先的とかとても大切とか、そういった価値を認識した上で取り組む地域づくり、里山づくりに取り組むという、そういったものが薄れているなどという私自身の認識であります。

もう少し、もう一つ例えを言えば、これも失礼かなとは思いますが、箱物を造った、何も利活用していない、運営のほうは何やっているのか。そのような例えなんですけれども、私には認識されてしまっております。ということで、もうまちづくり総合計画の中には、事業としてはのっかっておりませんが、これから今後どれだけ力を注いで、西側地域里山づくりを支援していかれるのか、その気持ちとか、考えというのをお聞かせください。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） それでは、7番、富永議員の追加の質問にお答えします。

これまでの西側の自然を守り育てて、そしてまた、そのことについて非常に努力をされてきたということから、何か一つを造ったからそれで終わりではないだろうということ、それについてやはりそのことをしっかり受け止めながら、どのような形で西側を守り育ててこれからしていくのかということについて、何か造ったからこれで終わりではなくて、そのようにちょっとお話もいろいろ、これまでの歴史も含めて聞きながらやっていきたいというふうに思います。

今日はここまでぐらしかお答えできないですけども、そのように受け止めて考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上であります。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

7番。

○7番（富永創造議員） 前向きなご答弁ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

再質問は続きます。

それで、本当にこの1つの団体がボランティアとして里山づくりに取り組んできました。24年近くたっております。そういった中で具体的に言いますと、この里山づくりで大変なことは何か、草刈りなんです。下草刈りなんです。これ袖ヶ館、最初はもう草ぼうぼう、荒地、そこを会員が自分の手で刈りました。それが3年間続いて、その後ようやく落ち着いてきました。そして、毎年暑い夏の間も草刈りは勝手にやらせていただい

ております。つまり、ボランティアなんです。手弁当、何かあったら自分持ち、そうやって23年やっております。自慢話というより、自分たちでそういうふうな活動をしながら楽しんでいると。社会貢献だからお前長生きするなど、そんなことも話しながらやらせていただいております。しかし、年齢にはどうしても負けます。会員のほとんどは70以上、私が一番若い。そうすると、草刈りをやると腰痛いとか、そういうふうになると、その後げがとか、そういったものが本当に心配になる。保険も入っておりません。

そういった中で、また自治会、開拓ロードは5キロ近くあります、両側も含まれます。そこは年に2回なんですけれども、建設協力会との合同で草刈りをさせていただいております。それから、1区自治会、これが今答弁にありましたように、あずまやから鶯橋、これが1区自治会の範囲と言われておりまして、やはり年2回か3回、草刈りをやっております。しかし、やっぱり言うことは同じ、高齢化。みんな年を取って、なかなか参加する人が少なくなってしまっているんだと、そういう声は区長を通して聞きます。

こういった中で町はどれだけそれに、草刈りも含めて協力してきたか。私はその認識がそんなにない、理解はしている、草を刈るのは大変だと、そういう言葉があり、それに対して検討、支援できるような、そういうふうな検討もしますというのを聞きますけれども、もう少し具体的に、こういった開拓ロードを含め、また袖ヶ館、そういったところの下草刈りを含めた基盤整備、どうもインフラと言っていますが、インフラというよりも本当に生活に密着したものだと思っていますけれども、この里山というのは非常に今我々の生活にも密着しつつあります。もっと端的に言えば、熊です。私は実際にイノシシを見えています。隈戸川の草刈りをやっているときに。それから、太陽光が南町に造られました。そのときがこの里山づくりのきっかけにもなっております。でもそれをやめさせる力は今日本の中でも問題になっています。福島市でも先達山で闘っている2団体もおります。そういった中で、この里山をもっと守らなきゃならないという認識、価値、その役割、それを十分認識していただきたいなという私の考え、またいろんな活動をしている人たちの声があるということで、ここら辺の認識の強さというか、これからもう少し具体的、積極的な考えがあるか、お尋ねいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

有松都市整備課長。

〔都市整備課長 有松泰史課長登壇〕

○都市整備課長（有松泰史課長） 7番、富永議員の再質問にお答えいたします。

袖ヶ館跡並びに矢吹町西側地域のあちらのエリアにつきましては、富永議員の里山創生やぶき、さらに1区自治会等の自主活動により保全されておりまして、その活動に正直頼るところが大きい事業でございます。

西側の資源は非常に大切なものであります。その大切な西側の自主活動が行えなくなっていることについては大変大きな課題というふうに認識しております。

今後につきましては、先ほど町長答弁にもありましたように、隈戸川を管理する福島県、あとサイクリングロードを管理する矢吹町、自主団体の方皆さんと、そういった方々とどうやったら長期的に継続してそういう活動ができるのかというところを、まずは話合いの場を設けて、その後でどういった活動ができるかというのを検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

7番。

○7番（富永創造議員） ご答弁どうもありがとうございました。

できたらもう近いうちに、具体的な活動として、事業として見えることを期待しております。

さらに再質問させていただきます。

福島県のほうでは、ふくしまDESTINATIONということで観光誘客にも力を入れて、町のほうでも桜を含めたパンフレットもできるということだと思います。県といいますと、最近新聞でも、「自然楽しむ観光全県で盛り上げ」これは新聞記事ですが、グリーン復興構想対象拡大というのがあるんですね。このように県のほうでは、今までは会津方面に観光の重点を置いておりました。それを県南全域に拡大しようという、そういう発想なんですね。それによって協議会とかもつくられております。市町村もその中にも入っております。

そういった中で、この里山創生云々のその範囲と、それと水と緑の拠点の範囲、これはちょっと狭いなど、このように広げると、そういう発想も必要ではないかと思うんです。開拓ロードというあの部分だけではなくて、さらにその先にもあります。またその周囲、田園、そして里山と思われるような里地もあります。広げて充実する必要がある、それだけの価値があるかどうか、お尋ねいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

柏村商工観光課長。

〔商工観光課長 柏村秀一課長登壇〕

○商工観光課長（柏村秀一課長） 7番、富永議員の再質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、西側エリアについては豊富な里山として貴重な資源がありますので、観光面におきましても、今回、先ほど町長答弁で、やぶきお花見マップというものを作成いたしました。今までの桜マップというものを一新しまして、新たに今回、里山地区でいいますと、桜ヶ丘公園とひまわり広場の桜を追加したところでございます。

それ以外にも、情報冊子とサイクリングマップにつきましても年数も経過している等がありますので、今後は観光面が広くPRできるように、情報誌の刷新等を含めまして検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

7番。

○7番（富永創造議員） 質問は以上になります。

今後とも西側地域も含めて、地域資源として非常に価値のある場になっておりますので、町としても力を入れていただければと思います。ご答弁どうもありがとうございました。

○議長（藤井源喜議長） 以上で、7番、富永創造議員の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は午後2時30分です。

（午後 2時16分）

○議長（藤井源喜議長） 再開いたします。

◇ 三 村 正 一 議 員

○議長（藤井源喜議長） 通告4番、8番、三村正一議員の一般質問を許します。

8番。

〔8番 三村正一議員登壇〕

○8番（三村正一議員） 議場の皆さん、こんにちは。

ただいまより、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず、傍聴ありがとうございます。一生懸命頑張ります。

それでは、最初の質問でございますが、地域公共交通事業等の運営と今後の対応についてでございます。

質問の目的でございますが、地域公共交通事業運営の確認とA I活用型オンデマンドバス事業等の課題解決の見直しや補助金なしでの地域公共交通の取組検討の必要性を確認したいと思います。

質問事項でございますが、地域公共交通事業としてコミュニティバスの実証実験が令和4年12月から令和6年12月まで実施され、事業費3,520万円、利用者数4,997人、1人当たり経費が約7,000円となっております。また、令和7年1月よりA I活用型オンデマンドバスの運行がなされ、6年度の事業費2,789万円、財源はデジタル田園都市国家構想交付金で、一般財源の支出は1,364万円、利用者数が634名で、一日平均12.4名となっております。令和7年度のA I活用型オンデマンドバス事業の運営実績と年度末の見込み、歳入歳出、財源、利用者数、乗り合い乗車等の状況等を伺いたいと思います。

同じ項目での2番ですが、来年度の地域公共交通については、財政健全化の取組中であることを鑑み、原点に戻り、高齢者等の真に困っている交通弱者等の対策をすべきであり、利用者を増やすために新たな需要拡大策を目指すべきではないという観点や、補助金事業を前提とする不安定なA I活用型オンデマンドバスの運行事業を見直し、別な形の公共交通事業を模索、検討が必要と思われるので考えを伺いたいと思います。

3つ目でございますが、令和6年度のコミュニティバス実証運行事業について、当初4月から9月までの運行が諸事情により12月までの延長運行となりましたが、当初855万1,000円の予算が、12月末まで延長になり1,411万円と555万9,000円が増額されているが、その経過についてお伺いをいたします。

次に、大きな項目の2番で、町の財政運営等についてでございますが、質問の目的ですが、財政健全化と住民生活の安定を図るのが質問の目的でございます。

質問事項でございますが、広報やぶき11月号2ページに記載の財政調整基金、町の貯金ですね、の状況について、令和5年度10億3,000万円から令和6年度4億円と6億3,000万円が減少しているが、その減少の要因、内訳、金額をお尋ねします。金額の多い順に5番目までお願いします。

2つ目でございますが、12月補正予算について、人件費等の歳出が多く見受けられますが、正職員、会計年度任用職員、臨時職員、各種業務委託者等の人員及び人件費等の増加額と補正後の金額、令和8年度の増加見込額をお尋ねします。

3つ目でございますが、令和8年度の使用料、手数料の条例改正（案）を実施することにより、どのくらいの収支改善になるのかをお尋ねします。これは100万円以上の増えるものについてお願いをいたします。

続きまして、大きな項目の3番でございますが、仮称スマートパーク基本計画の見直しについてでございます。

質問の目的でございますが、矢吹町スポーツデジタル振興プロジェクト事業は、令和5年から令和7年度までの3か年で、デジタル田園都市国家構想交付金対象事業として仮称スマートパーク基本計画により実施されておりますが、9月に見直しされることになったので、その見直しの内容を明らかにして町民の理解増進に努めたいと思います。

質問事項でございますが、現在の計画内容と仮称スマートパーク基本計画は令和5年度から令和7年度の3か年で施設建築の概算事業費は1億9,563万円であり、ソフト事業は8,391万円となっておりますが、事業見直しによる事業費、財源の実績、見込み等の変更内容について、ソフト事業、ハード事業別の明細等をお尋ねします。

2つ目ですが、管理運営について、提供するサービスに見合った適切な対価を基に、持続可能な運営を目指すとしておりますが、運営主体となるスポーツコミッションの設立と事業内容、運営費補助金、ランニングコスト、事業収支計画書等について検討、状況をお尋ねします。

3つ目でございますが、仮称スマートパーク事業の委託契約と履行の状況について、委託先、委託金額、委託内容、単価金額等についてをお尋ねをいたします。

以上でございます。よろしくご答弁お願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） それでは、8番、三村議員の質問にお答えいたします。

初めに、今年度のA I活用型オンデマンドバス事業の運営実績と年度末見込みについてのおただしであります。まず、歳出につきましては、当初予算額が4,631万5,000円であり、年度末の歳出見込額としては4,605万7,000円を見込んでおります。

また、歳入に係る当初予算額につきましては、共創モデル実証運行事業交付金が2,545万円、福島県地域公共交通活性化事業補助金が250万円、A I活用型オンデマンドバス利用料が150万円、一般財源が1,686万5,000円であります。一般財源を除くこれらの歳入見込額につきましては、共創モデル実証運行事業交付金が1,828万4,000円、福島県地域公共交通活性化事業補助金が250万円、A I活用型オンデマンドバス利用料が135万7,000円であります。

次に、利用者数につきましては、4月から11月までの8か月間の実績として、運行日数215日、利用者数は延べ3,685名、1日当たりの平均利用者数は17.1名であります。

なお、年度末までの利用者数見込みににつきましては、直近3か月の1日当たりの平均利用者数が約22名であることから、5,400名程度になると見込んでおります。

次に、乗り合い乗車の状況につきましては、4月から11月までの平均乗合率は約21%、11月単月では約38%、4割近くとなっております。利用者数の増加に伴いまして乗合率も増加してきております。これはちょっと付言いたしますと、ドライバー不足の状況からして、例えばタクシーと比べた場合に、こういった乗り合いタ

タクシー、あるいは乗り合いバスのような形で乗った場合に、1人のドライバーで稼げるお客さんという意味で、大変大きな数なのかなと、計数なのかなというふうに大事な数字ともいうふうに考えております。

引き続き、地域公共交通が持続可能な形となるよう、利用者の増加や財源の確保等に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、AI活用型オンデマンドバスの見直しと別な形の公共交通事業の検討についてのおたがしであります。人口減少、少子高齢化が進む中、運転手不足や免許返納者の増加、増加させないといけないという方向性があるということで、しかし返納したくない、あるいは返納できない環境を変えないと、これが進まないという、そういう課題があるかというふうに考えております。

公共交通を取り巻く環境は一段と厳しくなっているかと思えます。現在の町あるいは地域社会において、公共交通体系を充実させていくことは、免許の返納や少子高齢化の中で高齢者の皆様の移動手段、言わば足を確保すること、また、教育施設の再編など、あるいは教育施設だけではなくスポ少であるとか様々な子供たちの活動にどのような形で移動手段を提供するかと、そういう様々な課題に対応していく上で、極めて重要であると考えております。

特に、コロナ禍で萎縮してしまった様々な社会活動を再び盛り上げ、高齢者の皆様がフレイル化、非常に弱くなってしまって要支援、要介護化するということですね、孤立化するなど社会的な課題を抱えることのないよう、先手を打って対策を立てていく必要があるのではないかと考えております。そして、その様々な対策や事業を行っていくに当たり、大事になってくるのは、やはり移動手段の確保であります。

このような中、AI活用型オンデマンドバスののり一と矢吹は、高齢者を含む交通弱者への対応はもちろんのこと、老若男女を問わず町民の皆様の利便性の向上を図るとともに、来町者の増加や商店街などの地域活性化にも寄与するものと考えております。のり一の利用者として、これは高齢者だけでなくというよりは意外と30代、40代の方が多く乗っていたという数字があったと思います。そういったことは意外かもしれませんが、そのような数字、ここでは出し切れませんでした。その数字はございます。

さらには、タクシーに比べ、1人の運転手が輸送できる人員が多く、また、矢吹町の地理に明るくない運転手であっても、これも大事なことでありますが、AIによる運行ルートに従い、安全安心に目的地まで乗客を輸送できることから、ドライバーの確保が大変難しい状況であります。そのドライバー運転手の確保の面においても優れた仕組みであり、総じて運転手不足の課題解決にも資するものであると認識しております。

なお、行き活きタクシー利用料金助成事業につきましては、これは私も付言いたしますと大変優れた制度だと思っておりますし、スタートしてから多くの担当者、あるいは担当課で改善を図っていただきました。制度としては大変優れた制度に私はなっていると思っております。

問題はドライバーとタクシーがないということであり、それは何度も言いますが、新白河駅に私が東京から出張から帰って来てもいつもタクシーはいないと、もう日本全国そういう状況でありますので、そういうドライバーがない、タクシーがないというところから、どうするかということが私は問題だと考えております。タクシーを呼んでもすぐに来てくれないなどのご意見もいただいており、タクシーの需要に対して供給が追いついていない厳然たる状況があります。この乗務員不足は業界全体の課題となっており、本町においても乗務員の確保、タクシー台数の増加は非常に困難な状況にあります。

こうしたことから町といたしましては、高齢者の皆様をドア・ツー・ドアでしっかり運ぶことができるA I活用型オンデマンドバスが、現時点では本町にとって最善の公共交通手段であると考えております。本事業は、令和9年度までを実証実験期間と位置づけ、実証で得られた課題について改善を図りながら、令和10年度以降の本格運行を目指しており、来年度からは町民アンケートで特にご要望の多かった土日祝日の運行及び運行時間の延長を実施する予定であります。

今後の人口減少や高齢化と、それに伴って免許返納が一層進んでいく、進んでいってもらわなくてはある面困る、それを見据えていきますと、持続可能な公共交通体系を構築していくことは、町の特に関心が高齢者の方々、あるいは免許を持たない子供たちにとって、極めて重要なことであるというふうに考えております。こうした新しい取組には一定の試行錯誤も伴いますが、未来を見据えて勇気を持って取り組み、修正と改善を継続しながら、皆さんの声も聞きながら、さらなる利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。

今後とも、国及び福島県の補助金を最大限に活用し財源を確保するとともに、町民の皆様のご意見や課題等を十分に把握しながら、将来を見据えた持続可能な公共交通の構築に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、令和6年度のコミュニティバス実証運行事業の予算増額の経過についてのおたただしですが、まず、令和6年度当初予算におけるコミュニティバス実証実験運行事業の令和6年4月から9月までの金額855万1,000円につきましては、本年9月議会定例会において、A I活用型オンデマンドバス事業、矢吹泉崎バスストップ事業、行き活きタクシー利用料金助成事業を合わせた地域公共交通の委託費の科目の総額6,422万2,000円の内訳として答弁しておりましたが、実際の契約額は940万7,000円であり、契約額を基に算出される1か月当たりの単価は、約156万8,000円であります。

また、令和6年10月から12月までの契約額は470万3,000円であり、契約額を基に算出される1か月当たりの単価は、約156万8,000円となりますので、それぞれの期間における1か月当たりの単価に金額の差異はありません。

なお、事業期間を延長した理由といたしましては、A I活用型オンデマンドバス実証事業の事業開始が皆様も御存じの理由によりまして、本年1月ということによって延びたことで、地域公共交通の空白期間をなくす、皆様の町民の皆様の足がない期間、空白をなくすという必要が生じ、当初の令和6年9月末までから12月末までに事業期間を延長したためであります。

今後もA I活用型オンデマンドバスを運行し、町民の皆様の移動手段を確保してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、財政調整基金の減少の要因と内訳についてのおたただしですが、

令和6年3月末以降の財政調整基金の主な増減といたしましては、令和5年度一般会計への繰入金として約2億円の減、令和5年度決算による積立金として約9,000万円の増、令和6年度一般会計への繰入金として5億2,000万円の減となっております。令和6年3月末から本年3月末までの増減額の合計は、約6億3,000万円の減となっております。

減少した主な要因といたしましては、物価高騰や労務単価の上昇といった社会経済情勢の著しい変化の中で、歳入の根幹である地方税や地方交付税等が歳出の増加に追いついていかない状況にあることから、財政調整基

金を活用し、行政サービスを維持してきたということによるものであります。

財政調整基金は、国や福島県の補助等の特定財源や町税等の一般財源を用いても、なお不足する財源の一部として活用されるものであり、特定財源のように個別の事業に充当するものではありませんので、財政調整基金の充当先を具体的に申し上げることはできません。

令和6年度決算を例にしますと、歳入決算額約89億5,000万円のうち、特定財源を除いた一般財源が54億3,000万円となっておりますので、これらの金額の中に財政調整基金の充当分が含まれているということになります。

これら一般財源のうち、歳出費目の性質別に金額の大きい順に5番目まで申し上げますと、補助費が14億5,000万円、人件費が13億6,000万円、物件費が12億2,000万円、公債費が7億1,000万円、繰出金が5億1,000万円となっております。

なお、本年9月末時点での財政調整基金の残高は約5億円となっております。引き続き第7次矢吹町行政改革大綱に基づき、計画的に積み増しを行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、12月補正予算及び令和8年度当初予算に関する人件費についてのおただしであります。12月補正予算における人件費の増加につきましては、本年10月の福島県人事委員会による勧告にて、民間の支給割合に見合うよう、給料及び期末勤勉手当を引き上げる勧告がなされたということから、増額改定を行うものであります。

本勧告に伴う職員の人件費の増加額及びその人員数につきましては、再任用職員、任期付職員を含む一般職の常勤職員は159名が対象で4,149万7,000円、パートタイム会計年度任用職員及びフルタイム会計年度任用職員は88名が対象で2,423万7,000円となり、合計6,573万4,000円の増額となります。

当初予算編成においては、新年度の採用や退職、人事異動を加味できませんので、例年12月に人件費の整理及び補正を行っているところであります。

このことから、本定例会で上程させていただきました一般会計及び各種特別会計における人件費の補正額につきましては、給与改定に伴う増額分6,573万4,000円から、人件費の整理分として、今年度における会計年度任用職員の採用を控えたことなどによる減額分を差し引きした結果1,789万6,000円となり、補正後の人件費は、一般職の常勤職員分が13億3,276万3,000円、会計年度任用職員分が3億1,512万6,000円となります。

なお、今般の給与改定に伴う人件費の増額に対しては、総務省より普通交付税において追加措置がなされるとの通達があったところであります。また、各種業務委託者等の人件費につきましては、社会情勢の変化に伴い人件費が上昇傾向にあることから、各種委託料に含まれる人件費は増額しているものと見込まれますが、委託料の内訳としては、人件費以外にも様々な物件費等が含まれており、予算全体の中から委託料に含まれる人件費を算出することはできかねますので、ご理解をお願いいたします。

来年度当初予算に関する人件費につきましては、現時点で詳細を答弁することはできかねますが、本定例会で上程している議案第36号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の改正内容をベースに、人件費に係る予算を編成する予定でありますので、今年度当初予算よりも増額となることを見込まれます。

今後も、適正な職員の定員管理と資質の向上に努めながら、町民サービスの維持向上に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、使用料及び手数料の条例改正による増収についてのおただしであります。改正条例案のとおり料金改定を行う場合、令和6年度の収入実績額と比較して100万円以上の増収を見込んでいます。使用料及び手数料を答弁させていただきます。

まず、屋内外運動場の未来くるやぶきであります。有料化に伴い利用者数が令和6年度と比較して20%減少すると仮定した場合、約400万円の増収を見込んでおります。

次に、健康センターであります。料金の値上げに伴い利用者数が令和6年度と比較して10%減少すると仮定した場合、あゆり温泉につきましては約880万円の増収、温水プールにつきましては約90万円の増収となり、合計で約970万円の増収を見込んでおります。

次に、矢吹駅前の東口第1駐車場であります。これまで無料としていた2時間以内の利用を有料化し、24時間の最大料金を600円とすることに伴い、利用者数が令和6年度と比較して20%減少すると仮定した場合、約400万円の増収を見込んでおります。

最後に、手数料条例であります。令和6年度と同じ申請件数と仮定した場合、約120万円の増収を見込んでおります。

なお、住民票謄本や印鑑証明書等につきましては、マイナンバーカードを用いたコンビニ交付サービスを利用すると、役場窓口で取得するよりも安くなる改正条例案としておりますので、こうしたこともしっかりと周知してまいります。

使用料、手数料の見直しによる増収分につきましては、公共施設を将来にわたり安定的に運営し、公共サービスを継続して提供するために活用してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で8番、三村議員への答弁とさせていただきます。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

大杉教育長。

〔教育長 大杉和規教育長登壇〕

○教育長（大杉和規教育長） 8番、三村議員の質問にお答えいたします。

初めに、仮称スマートパーク基本計画の事業見直しに伴う事業費等の明細についてのおただしであります。スポーツ×デジタル振興プロジェクトは、デジタル田園都市国家構想交付金の採択を受けた事業であり、スポーツや運動を軸に多様な交流が生まれ、人と町を育む場となるよう事業の拠点施設として、仮称スマートパーク基本計画を策定し、施設の整備を進めてまいりましたが、本年9月議会定例会でも答弁しましたとおり、事業計画を見直し、今年度の施設整備は見送ることいたしました。しかしながら、スポーツ×デジタル振興プロジェクトにつきましては、第7次矢吹町まちづくり総合計画に掲げる政策であることから、事業の見直しを行いながら引き続き取り組んでまいります。

まず、今年度のハード事業にかかる事業費につきましては、9,079万7,000円を予算措置しておりましたが、既に発注している用地測量委託、雨水浸透阻害調査業務委託及び外構設計業務委託について1,128万6,000円を執行しております。これらの財源内訳は、交付金が176万円、地方債が150万円、一般財源が802万6,000円です。残予算である7,951万1,000円につきましては令和6年度からの繰越しであり、施設整備を見送ること

から、このまま不用額として残し執行いたしません。

次に、ソフト事業にかかる事業費につきましては、施設整備の見直しに伴い、今年度実施する内容について精査し、来年度以降も継続して取り組める形で当初の事業計画を見直しており、業務支援委託費につきましては、年度当初1,892万円で契約しておりましたが、901万650円を減額し、12月5日付で990万9,350円での変更契約を締結したところであります。

なお、財源内訳につきましては、交付金が495万4,000円、一般財源が495万5,350円であります。このようにハード事業、ソフト事業ともに、しっかりと見直しを進めましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、管理運営に関する検討状況についてのおたかしであります。先ほど答弁したとおり施設整備の見送りに伴い、ソフト事業の内容についても見直しを図った中で、運営主体として想定していたスポーツコミッションの設立や運営主体への運営費補助金、ランニングコスト等についても、一から調査、検討をしているところであります。

なお、今年度につきましては、既存施設を活用し、主に成人を対象としたセミパーソナルトレーニング、町内企業へ訪問し、体成分測定やストレッチ、筋力トレーニングを行う企業向けのヘルスケア、中学校、高校の部活動を対象にフィジカルトレーニングや体力測定を行うジュニアアスリート向けの活動支援、地域おこし協力隊を対象としたWEBや動画によるトレーナー人材の育成、専用WEBサイト等での積極的な情報発信を実施し、町民の皆様の健康増進や子供たちの運動能力向上を支える事業に取り組んでまいります。

来年度につきましては、ハード整備にかかる予算は計上せず、地域おこし協力隊と町職員が中心となって、町民の皆様に直接体験していただけるソフト事業を進めてまいりたいと考えており、今年度に引き続き、町民の皆様にとって健康の増進、体力の向上を実感いただける事業内容となるよう進めてまいります。

これらの取組みにより、スポーツ×デジタル振興プロジェクトへの理解とともに、町民の健康増進と体力向上を図り、にぎわいの創出につなげられるよう取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、委託契約と履行状況等についてのおたかしであります。令和5年度から今年度までの委託金額と委託内容等につきましては、令和5年度はスポーツ×デジタル振興プロジェクト構想事業計画策定業務委託を385万円で契約し、プロジェクトの企画、立案及び構想策定等を委託いたしました。また、スポーツ×デジタル振興プロジェクト支援業務委託を3,578万3,000円で契約し、ソフト事業の実証事業の企画と実施、スポーツイベントの開催やハード整備の企画検討等を委託したところであります。令和6年度は、スポーツ×デジタル振興プロジェクト支援業務委託を2,956万8,000円で契約し、プロジェクト推進事業体の設立支援、ソフト事業の展開、トレーナー人材育成支援、スポーツイベントの開催や情報発信等を委託いたしました。

あわせて、仮称スマートパーク基本計画策定等業務委託を536万8,000円で契約し、ハード整備の基本計画策定を委託いたしました。

今年度は、スポーツ×デジタル振興プロジェクト支援業務委託を1,892万円で契約し、プロジェクト事業体の自走に向けた支援、人材育成支援、ソフト事業の開発、スポーツイベントの開催等を委託しておりましたが、先ほど答弁したとおり施設整備の見直しに伴い、既存施設や町内企業、学校等で実施できるよう当初の事業計画を見直し、5つの項目に限定して取り組むことといたしました。

その結果、今年度の業務支援委託費につきましては、1,892万円から減額し、990万9,350円での変更契約を締結したところであります。

なお、令和5年度から今年度までのいずれの契約も、広島県広島市に本社を置く、みらい株式会社と契約しておりますが、同社は、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金事業の採択を受けるに当たり作成した実施計画書の検討過程から参画し、本プロジェクトにかかる調査分析や構想策定に継続して携わってきた経緯があり、業務内容に精通していることから、随意契約で締結したものであります。

次に、各年度の事業費につきましては、令和5年度は、ハード事業が46万2,000円、ソフト事業が4,269万6,940円、合計で4,315万8,940円であり、この財源内訳は、交付金が1,925万2,000円、一般財源が2,390万6,940円であります。

令和6年度は、ハード事業が4,071万7,840円、ソフト事業が3,493万6,000円、合計で7,565万3,840円であり、この財源内訳は、交付金が1,701万1,500円、地方債が3,040万円、一般財源が2,824万2,340円であります。

今年度は、令和6年度からの繰越分として、ハード事業が1,128万6,000円、現年度分として、ソフト事業が990万9,350円、合計で2,119万5,350円の見込みであり、この財源内訳は、交付金が671万4,000円、地方債が150万円、一般財源が1,298万1,350円であります。

これらを合計した本プロジェクトの総事業費につきましては、ハード事業が5,246万5,840円であり、この財源内訳は、交付金が199万1,000円、地方債が3,190万円、一般財源が1,857万4,840円であります。ソフト事業については8,754万2,290円であり、この財源内訳は交付金が4,098万6,500円、一般財源が4,655万5,790円であります。

なお、ハード事業における地方債の約30%、ソフト事業における一般財源については交付税措置の対象となっております。

本事業につきましては、町民の皆様健康の増進や体力の向上を身近に感じていただき、理解の浸透が図られるよう、着実に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で8番、三村議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） ご答弁ありがとうございました。

それでは再質問をさせていただきます。

まず最初に、AIデマンドバスのほうのご答弁いただいた中から3番目のコミュニティバスの運行についてのご答弁がございました。これについて答弁がちょっと間違っていたというような意味合いに私受け取ったんですが、855万1,000円でなくて9,940万7,000円だというようなことでご答弁いただいたと思うんですが、これこのままでいいわけですか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久課長登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

9月議会、こちらのほうでおたただしいいただきましたのは、令和6年度の予算額として855万1,000円だとお答えいたしましたが、本契約実施額については町長答弁のとおり940万7,000円ということでございますので、このとおりでございます。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） 私、言葉足らずで申し訳なかったです。訂正の必要はないのかというようなことで、このままでいいのかという質問だったんですが、内容は分かっているんですけども、数字的には了解したんですが、9月の議会の答弁そのまま生かしておいていいのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

[まちづくり推進課長 神山義久課長登壇]

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

あくまで予算見込額としての金額でありまして、今回の説明でいう実施額については訂正の必要はないというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） この件については、そういう訂正の必要がないということですので、そのように受け取りました。

それでは最初に戻って、ご答弁いただいたAIデマンドバスについて、当初予算が4,631万5,000円、年度末見込みが4,605万7,000円と、ほぼ同額の予算額どおりの事業執行が予定されているところでございますが、歳入予算の交付金が2,545万円の交付金を見込んでいるわけですが、予算額ですが、歳入見込みでは1,828万4,000円と717万円減額になっているんですね。その理由と不足額の処理、これをどのようにするのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

[まちづくり推進課長 神山義久課長登壇]

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

交付額について減額になった理由といたしましては、予算計上時ですけれども、当初7月から3月までの交付期間を見込んでおりましたが、本申請、今回、交付金の申請を出す時点で国の申請受付期間が遅れたこと、また、その際に初めて把握したのが、年度内に事業完了して実績報告までが全て終わらないと駄目だということで、まず交付期間が8月からなったと、当初7月から見込んでおりましたが8月からで、終わりの期間ですけれども3月まで見ていたところですが、1月までの実績報告が必要になったということで8月から1月というふうに交付の認められた期間が減ったということで、その分で、まず金額が下がってしまっております。

なお、今後のその減った分どうするんだということにつきましてですが、いずれにしても1月の実績報告確定後でない、国の交付、補助金額が確定しないということがございますので、その確定後に補正をしたというふうに考えてございます。

なお、それにつきましては一般財源で補正を行う必要があるというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） 当初予算の説明では補助率2分の1ということだったと思うんですけども、そういうような状況だというようなことなんですけれども、これは今の説明だと7月からとか8月からというような話の説明があったんですが、議員の中でも受け止め私だけかもしれませんけれども、私は4月1日から3月まで補助金の対象で、その事業費の2分の1というふうに理解していたんですが、このお使いになりました補助金というのはどのような期間の設定の持って行き方になっているんですか。私の認識が間違っていたならば、説明がそのようでなかったならば、再度説明いただきたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久課長登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 8番、三村議員の再質問に答弁いたします。

まず、応募期間というものがございまして、それが国の申請受付の期間でございます。そちら当初、我々のほうで4月初めに受付開始されて、そこから採択決定というのがされて、いわゆる内示になります。そこから交付申請、本申請というものがございまして、そこで初めて交付決定がされるという期間がございました。

補助対象期間について、交付決定後から交付決定になるまでの事前着手というのが一切認められないということで、交付決定後からが補助対象期間であって、実施後、実績報告までが年度内というところで、そこまでは事前に分かっておったんですが、当初の応募受付が我々のほうで考えていた4月初めというところが、国のほうから申請受付開始というふうになったのが、そこで1か月、我々の考えと遅れが生じたというところで、そこから採択決定であったり、本申請であったり、交付決定を受けるまでの間が1か月ずれ込んだことによって、補助対象期間となるところが8月からになってしまった。最終的な3月までの補助対象期間で見込んでいたところも実績報告というのを年度内にするとした場合に、どんなに遅くとも1月末までで締めて実績報告をしないと、この国のほうに対する実績報告が間に合わないということが実際進めていく中で分かったというところで、今回このような交付決定の金額になったと、補助対象期間もそのようになったということでございます。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） 説明いただいて大体内容は分かりました。それで契約書が4月1日から6月30日までの契約書、それから7月1日までの事業委託の契約書、それから8月1日から1月31日までの契約書というよ

うな形で、今のところ公文書開示請求したところは今年3回契約延長しながらやっているというようなことで、この後2月、3月で4回の契約になるのかなと。当初、私は1年間の契約で済ましているのかなと思ったら、その補助金の実態に合わせた関係で契約がなさっているということで了解をいたしました。

それで、先ほど不足額は一般財源でということなんですが、一般財源の予算が1,686万5,000円ということで、これは当初予算であるんですけども、不足したから安易に補正で対応するというのはおかしいと思うんですね。やはり議会で決定した予算の範囲内で運営できるように経費削減に努めるべきだと思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久課長登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

先ほど町長答弁したとおり、高齢者の方、町民の皆様の利便性向上というところを継続的に事業を進めていくに当たりまして、事業内容についてとても大事なもので必要なものだとところで、もちろん削減できるところというのは考えてございましたが、どうしても削減できるところがないというところで、それが難しいというところで、今回実施するものについては、何とか町の財源を、大事な財源でございますが使わせていただきたいというふうに考えて、3月補正で説明させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） やり方はいろいろあると思うんですね、経費の削減は。AIデマンドバスですが、AIをなくせば700万円で走れるんですね。AI事業のためのAIにして、AIじゃなくて電話受付だけの対応でやれば1か月60万円、電話受付係1人30万円ずつ2名で60万円払っているんですね。それでどちらか、電話受付の受付率が70%で、AIの受付率が30%ということだと、AIでなかったら700万円減額になるとか、いろいろ方法はあると思うんですね。そういったことも課題として検討されてはいかがかなとは思いますが。

それで次に、12月からAIデマンドバスが無償運行になってチラシが入ってまいりました。利用料について150万円契約組んでいるものが150万円に満たない中で、こういった無償運行というのはちょっとおかしいんじゃないのかなと。150万円収入を超えたから予定以上の収入があったから、あとは無料にするよというならば話は別ですが、ちょっとその辺おかしいんじゃないのかなと思うのですが、その辺のご見解をいただきたいと思っています。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久課長登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

今回の取組については、普及、周知を図って、体験していただいて、このAIオンデマンドバスについてのよさを分かっていただいて、1月以降の利用人数を大幅に上げたいという考えの中で実証検証をして、それも

生かしていきたいということで取り組んだものでございます。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） ご答弁の中に、2番目なんですけど、タクシーを呼んでもすぐに来てくれないというような意見もあったということなんですけど、これはどのくらいの、どういう形の意見があったということなんでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

[まちづくり推進課長 神山義久課長登壇]

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

今、手元に具体的な数字としてお示しできるものがないんですが、実際の利用者の声として、行き活きタクシーの利用者の方のほうで以前行ったアンケートで、呼んでもすぐ来ていただけないというところの話があった、それを利用者の声を元に答弁、ご説明とさせていただいているところであります。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） 乗務員の確保、タクシー乗務員の、それからタクシー台数の増車は今年度あたり言われておりますが、これはタクシー会社で検討すべき問題じゃないのかなと私は思うんですが、その点についての見解をいただきたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

[まちづくり推進課長 神山義久課長登壇]

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

運転手の確保等については民間事業者が行うべきことというのは、全くそのとおりでございますが、ただ、そのような中で地域の足が不足している実状、町長答弁でもございましたが、やはりタクシーが走っていないというようなところございます。このような中で、これまでもご説明させていただいておりますが、やはり高齢者の足、今後、免許返納が増加していく中で送迎できる方がいない、そういった社会の場に出る機会をなくしてはいけないというところを、何とか移動手段を確保していかなければいけない状況がある中で、まさしく今回取り組んでいる地域公共交通A I デマンドバス事業につきましては、行政が行わなくてはならない大切な事業だというふうな認識を持って取り組んでおります。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） 町内の交通サービスの提供は、やっぱりタクシー事業者だと思うんですね。町はタク

シー不足の空白解消のために補完的な役割として地域公共交通の取組を図るわけで、タクシー事業者と競争する気ではないと思うんです。このまま来年度、土日の運用をしたり時間を延長したりということで、タクシーよりも便利なタクシーが出てきたら、矢吹町にタクシーがなくなっちゃうんじゃないかと、こうなったときに町は責任取れるのかと。逆にいなくなって追い出してから、私はやめますよと、やはり共存共栄というか、補完的な役割をきちんとやるべきだと思うんですが、笑っていることじゃないでしょう。これだけの赤字出しながらやっていると私は思いますが、いかがですか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久課長登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。答弁いたします。

町のほうでは、あくまで今後の人口減少、高齢化、持続可能な公共交通体系を構築していく、継続していく、運行事業者については赤字等にて撤退するということがございますが、町といたしましては公共事業、継続的な公共サービスを実施するというで進めておりますし、民業を圧迫しないように既存のタクシー会社さんのほうとは協議を十分に重ねて、いわゆる共存、補完的な立場で今実施しているということでございます。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） AIデマンドというものと共存できるようにお願いしたいと思うんですが、AIデマンドでやっていく場合、補助金が50%なくてはこの事業の継続は困難だと思っているんですが、補助金がなくてもこの事業を進めるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久課長登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

財源の確保の重要性、非常によく分かっております。今回、AIデマンドバスにつきましては、令和9年までを実証期間として国の交付金、その実証期間だからこそ採択の可能性のある事業に手を挙げて財源確保をしながら進めております。令和9年度、その後ですね、実証期間が終了した後、今のところ国の財源というところが不明な状態でございます。実証期間中にそういった通常運行に移行するに当たっての検討、説明というのはしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） 9月にちょっと申し上げたんですが、田村市では自動運転バスの補助率が、実証やっていたんですが、100%だったのが80%になったということから、費用対効果の面で時期尚早だと判断して1億5,000万円の事業費を白紙に戻しています。当町でも費用対効果、重要視して、まず財政健全化のほうに持

っていく考えはないかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久課長登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

当然、我々として本当に必要なものだと、これまでも町長答弁もございますし、我々のほうでも必要性を十分ご説明させていただいていると考えておりますが、いずれにしましても令和9年まで実証期間中ということでの国への申請を進めながらやっておりますし、その中で初期投資でかかっている金額についても継続するか否かを検討する際に、そこは十分に考えなくちゃいけない。いずれにしましても、その後の事業の進め方につきましては慎重に、当然、財政状況を鑑みながらも慎重に町民の行政サービス、利便性向上を確保していくところと鑑みながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） 別な形での見直し、事業見直しということで、同じような交通空白、予算の中にも公共日本版ライドシェアとか、乗り合いタクシー、自家用有償運行、無償送迎とかいろいろな形あるんです。そういうった中で、やはりいろんなこと矢吹町で一番マッチしたのも、そして経費的にも町民の皆さんに理解が得られるものに持っていくべきだと思うんですが、その辺についてのご検討をなさる考えはないかをお尋ねしたいと思います。これ一応は質問事項に挙げておいたので、ご答弁いただければと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久課長登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

三村議員おただしのように様々な公共交通の形ございまして、ライドシェアについても我々のほうでも十分内容のほうは勉強させていただいてございますが、繰り返しになりますが、これまで公共交通、矢吹町としてどういう形がいいのか、運転手不足等を解消する、運行ルートについても地理的な優位性がない運転手でもすぐに運行が開始できるような状況を見たときに、やはり今はA Iを活用した、A Iにルートの決定をさせていただいて、それに従って二種免許を持った運転手さんがきちんと町民などを安全安心に運んでいただけるというところを見たときに、A I活用型オンデマンドバスが今のところ一番いいものだというふうな認識でございます。いずれにしましても、実証期間含めて、それ以外についても当然いい地域公共交通の取組があれば、そういったところも検討、勉強していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 三村議員、申し訳ございませんが、時間延長についてお諮りをしたいと思いますので、少しお時間をいただいてよろしいでしょうか。

○8番（三村正一議員） はい。

◎会議時間の延長

○議長（藤井源喜議長） ここで、お諮りいたします。時間を延長して一般質問を続けたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認め、時間を延長します。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はございますか。

8番。

○8番（三村正一議員） 私の質問に当たって、 にしたらいいかなと思ったんですが、タクシーの運転手不足というような形だとすれば、今のAIデマンドバスの運転手さんをタクシー運転にお願いをして切り替えていただくとか、もう一つは、タクシーの増やすことについて、需要があるなら町外のタクシー事業者さんにも、今、町で行っている行き活きタクシーの契約をすることができないかとか、それからもう一つは、まだ、これ通告していなかったから聞かなかったんですが、待機時間と運行時間の関係ですね、2台でやっけてどのぐらいの運行時間で、どのぐらいの待機時間があるのか、それで1台で何とかなるんだったら1台でやってもいいんじゃないかとか、そういったことの検討の必要があれば、何かの機会に検討していただきたいなと思って、AIデマンドのほうの質問は置いて、次に移りたいと思います。

スマートパークについてお尋ねをいたしたいと思います。

スマートパークかなり細かくご答弁いただきました。ありがとうございました。

その中で、今年度の事業予算ということで9,079万円ということでしたが、事業予算変更前、施設を建てる予定でしたよね。建てる予定だった事業費が7,079万円であったのかどうかについてお尋ねしたいんですが、確認の意味です。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

予算ベースということですのでよろしいですかね。当初、整備する予算でハードの事業は9,079万7,000円ほどの予算を計上しておりました。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） 地元でできることは地元の業者にとという視点から何うんですけれども、本年度、執行された用地測量委託などの事業費1,128万円ということですが、これは交付金が176万円であるという答弁内容でしたが、委託先と事業費の内容というのをお願いしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

用地測量につきましては町内の業者でございまして、雨水浸透阻害に関わる調査、こちらにつきましても町内の業者、最後に外構設計、こちらにつきましては制限付一般競争入札で町内の業者が落札しているというような内容でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） 事業見直しで施設建てないということになったんですけれども、事業用地として敷地として大体4,000万円で購入した用地、これはどのようにになりますか。

○議長（藤井源喜議長） どのようにになりますか。

○8番（三村正一議員） どのような取扱いで、事業なくなったら逆に言うと目的外取得みたいな形になっちゃうんじゃないのかなと思いますんで、その辺のところの考え方をお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

用地取得したところでございますが、当面そのハード的な整備を行わないというところでありますが、今現状の駐車場での運用を進めるということで考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） その隣の、取得した用地の隣に賃貸借をした用地がございますが、これはどうするんですか。返すのか、そのまま借り続けるのか、その辺のことについてお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

KOKOTTOを利用する方に駐車場として利用していただいているというところもありますので、KOKOTTOの利用者が多いときには、その駐車場が大部分利用されるという状況を踏まえまして、賃貸している土地につきましても、そのまま賃貸契約を結びまして駐車場としての利用で、今考えているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） ご答弁ありがとうございました。

ご答弁の中に、スポーツコミッションについてどうするんだというような通告をしたところ、スポーツコミッションの設立については一から調査検討をしているとの答弁でございましたけれども、6年度の事業委託、未来への事業委託の中に運営組織の設立事業として481万円支払われているんですね。それコミッションの設立できなかつたら契約不履行じゃないかと私は思うんですけども、それはどのような取扱いになっていますか。6年度の事業です。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

スポーツコミッション、要は事業推進事業体というところで考えて表現されていたのかなと思っておりますが、そちらのほうの設立の支援というところで、設立に向けた支援として各関係者との協議、もちろん職員との協議も含め、あと事例調査だったり、どういうふうな在り方といたしますか、希望だったりというところで、その設立には至らなかつたんですけども、そこに向けた支援としての準備段階では様々な業務を行っていたというところでありますので、よろしく願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） 運営団体のスポーツコミッションの立ち上げについては、私も一般質問で何度か以前から早く立ち上げすべきだと、町の人の顔が見えないよと、今のままの進め方ではというようなこと申し上げてきておりますし、自立自走の運営と補助事業がなくなった場合の運営についても伺ってきましたけれども、明確な回答はなかつたんですが、今、ご答弁いただいた中で480万円分の仕事はやっていただいたという考え方でよろしいですか。契約はきちんと履行されたということで、会議とかの内容が480万円分の仕事をやりましたという中身でよろしいですか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 8番、三村議員の再質問についてお答えいたします。

設立には至らなかつたんですけども、その準備段階だったり、先ほど申し上げましたとおり、自走に向けた様々な検討、資料の作成等を行っていただきましたので、そのような形でのお支払いに至ったということになっております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） そうすると、スポーツコミッションの団体の集まりとか何かは、もう何回かやっているということであるとすれば、一から調査検討という答弁にはならないと思うんですが、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

様々な検討調査を行った上で進めていたところではございますが、今回、拠点施設の今年度の整備を見送ったということで、その規模的なところも含めまして、どうやって運用していくかということは改めて再検討、内容改正も含めた検討をした上で行っていくと、取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） そうすると、コミッション自体は、まだ集まりとか何かは、そういう団体の設立総会とか説明会みたいなものはやっつけいらっしやらないということによろしいですか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

その事業体というところの設立には至っていませんので、設立に関するそういう総会といいますか、設立の形での会合というのは行ってないということになります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） ぜひ今度、そのことについて、支払いの段階で契約が不履行だったから削減してほしいということで請求すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 8番、三村議員の再質問にお答えします。

令和6年度に関しての業務内容というところでございますので、そこは十分に内容を確認した上でのお支払いというところになっていきますので、今、三村議員がご提案されたような内容ということは今のところ考えてございません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） それはそうだと思いますけれども、そういう話が議会のほうから出ましたよということ一言申し上げておいていただきたいと思います。

それで、9月の議会でもちょっと申し上げたんですが、三神小学校の英語の教室、2回、2時間ですか、大体やっていただいたんですが、1回の授業単価が178万円というような単価で、これ1時間だと思ってるんですが、こういった授業というのはやっていただいたんですが、それらの成果というのはどんなものがあったのかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 8番、三村議員の再質問について答弁いたします。

三神小学校で実証実験を、回数的には2回でございますが、そこに至るまでの準備だったり、小学校の先生との協議だったり、授業の確保だったり、日程調整だったりも含めまして、あと、その指導だったりということの内容の確認ということも含まれての授業費となっております。あわせて、学校向けのプログラムだったりということや教材の提供ということもありますので、そういうふうなところで、回数の前準備だったり、後のところだったりということも含めての業務内容となっているということで、ご理解いただければと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） 普通、一般的な塾の単価と比較すると、1人1回当たり1時間で2,000円か3,000円、12名 すると3万6,000円か、17名だと5万1,000円ぐらいになりますけれども、スタッフが4名いても20万円ぐらいではないのかなということで、この人たちの単価が非常に高いんですね。チーフが10万円、1日ですね。1日10万円、それからその下の方が8万円、スタッフの方が6万円というような、私らのこの辺の単価では考えられないような値段で仕事を請け負っていらっしゃるわけなんですけれども、こういったことはやはり地元でやったほうがよいと思ったんですが、広島業者だということだったんですけれども、私としては地元の人に少しでもお金を落としたほうがよいというような形で、地元でできなかったのかどうかという点をお伺いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

地元でできなかったのかどうかということの質問だと思いますが、こういうある程度、先進的な取組ということになりますと、企画段階だったりとか、他の事例だったりとかということだったり、その情報だった

りとかということも含めると、それなりのノウハウを持っている業者でないと、なかなか最初の出発というのが難しいというところがあったんだろうというふうに思っております。ですので、そういう短い間での、ある意味専門的な知識的なところがある業者として、今回、当該業者との契約に至ったものと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） スポーツ、今回のプロジェクトは令和5年度から7年度までの3年間で終了するわけですが、ご答弁いただいた数字を合計しますと、総事業費が1億4,000万円で、交付金が4,200万円、地方債が3,190万円、一般財源が6,512万円出ているということで、1億4,000万円使って残ったのは求めた土地の4,000万円だけだったのかなと、あとは未来から学んだノウハウだけが残ったということなんで、それを今後いかに有効活用していくのかについて、お尋ねをしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

確かに、ハード的なもの的なところにつきましては、土地の取得といいますか、土地の確保というところできたところで、KOKOTTOだったりとかの利用に資しているところではあります。ソフト的なところといいますと、ノウハウは先ほど申し上げたとおりでございます。スポーツトレーナーの育成のノウハウだったり、そういう実証事業をやる際の段取りも含めた、そういうところの企画立案のやり方ということもノウハウとして蓄積されていますし、スポーツのデータの蓄積だったりとかということで、そのものがあるおかげで来年度、地域おこし協力隊と町職員を中心としてやれるという、やっていこうということでの今考えで進めているところでもございますので、ご理解のほどよろしくお願いたしたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） 来年度の進め方については、おおむね了解しておりますけれども、本来、年度当初はスポーツコミッションでやるよということにしていたわけですね。だから、先に今の活動をしている団体があって、本来はそういう団体からの要請に基づいて行政が支援するのが通常ですけども、今回の場合、町が必要をつくって運営団体ができなかった、主導で進めた計画見直しに至ったということでございますので、今後の補助事業については、あったらいいではなくて、需要と必要性の確認、確保してからどうしていこうか自立自走を前提に取り組む必要があると思っておりますが、考えをお伺いたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

西山生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西山貴夫課長登壇〕

○生涯学習課長（西山貴夫課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

三村議員おっしゃるように、そういう視点も確かに重要な部分であると思っております。それだけにとらわれず、町として今後こういうふうな取組をする中で、将来的なところをどう捉えて進めていくかというところが重要になってくる場所もございますので、それらも全て勘案して今後いろいろな多角的に検討してまいりたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

○8番（三村正一議員） ありません。ありがとうございました。

○議長（藤井源喜議長） 以上で、8番、三村正一議員の一般質問は打ち切ります。

以上で、本日の一般質問は打ち切ります。

◎散会の宣告

○議長（藤井源喜議長） 本日の会議はこれで閉じ、これにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。ありがとうございました。

（午後 4時26分）

令和 7 年 1 2 月 9 日（火曜日）

（第 3 号）

令和7年第450回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

令和7年12月9日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案の付託

議案第33号・第34号・第35号・第36号・第37号・第38号・第39号・第40号・第41号・第42号・第43号・第44号・第45号・第46号・第47号・第48号・第49号・第50号・第51号・第52号・第53号・第54号・第55号・第56号・第57号・第58号・第59号・第60号・第61号・第62号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	梅 宮 美和子	2番	小 島 紀 子
3番	芳 賀 慎 也	4番	関 根 貴 将
5番	高 久 美 秋	6番	鈴 木 浩 一
7番	富 永 創 造	8番	三 村 正 一
9番	鈴 木 隆 司	10番	青 山 英 樹
12番	角 田 秀 明	13番	堀 井 成 人
14番	藤 井 源 喜		

欠席議員(1名)

11番 熊 田 宏

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	蛭 田 泰 昭	副 町 長	鈴 木 一 史
教 育 長	大 杉 和 規	総 務 課 長	正 木 孝 也
企画・デジタル推進課長	国 井 淳 一	まちづくり推進課長	神 山 義 久

会計管理者兼 総合窓口課長	佐藤 浩彦	税務課長	渡辺 憲二
保健福祉課長	山野辺 幸徳	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長	鈴木 辰美
商工観光課長	柏村 秀一	都市整備課長	有松 泰史
上下水道課長	小磯 剛	行政管理監兼 危機管理監兼 政策管理監	阿部 正人
教育次長兼 教育振興課長	佐藤 豊	生涯学習課長	西山 貴夫
子育て支援 課長	小椋 勲		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 氏 家 康 孝 次 長 鈴木 直 人

◎開議の宣告

○議長（藤井源喜議長） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、11番、熊田宏議員より、インフルエンザのため本日は欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（藤井源喜議長） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより前日に引き続き一般質問を行います。

◇ 青 山 英 樹 議 員

○議長（藤井源喜議長） 通告5番、10番、青山英樹議員の一般質問を許します。

10番。

〔10番 青山英樹議員登壇〕

○10番（青山英樹議員） 議場の皆様、おはようございます。

また、傍聴にお越しにられました傍聴者の皆様におかれましては、早朝より、また議会等に関しましての関心をお持ちいただきまして心よりありがたく感謝を申し上げますところでございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まずは、大きくは2つの項目でございます。

まず1点目から始めてまいります。町行財政経営等についてという視点において質問をさせていただきます。

皆様ご存じのとおり、日本経済は戦後の焼け野原から約半世紀もの間、右肩上がりの経済拡大の時代を続けてきました。市町村の収入もおおむね景気に連動して増え続けてきており、また不景気の場合には国が経済対策を積極的に行ってきたことから、経済対策実施の受皿にもなってきた市町村の収入は不況時の民間企業ほどの落ち込みもなく確保されてきたこともあって、むしろ財政的には歳入等が増加することさえもあったという事実がございます。しかしながら、およそ20年前から地方交付税も抑制され、市町村の財政は歳入全体が減少する時代になってきていることは皆様周知のとおりでございます。

家計において見れば、収入が増え続けるときのお金の使い方と、収入が減っていくときのお金の使い方は当然異なるものであります。この仕組みは市町村も同じであり、これまでの考え方を変えていかなければならず、これまでの予算を中心とする財務全体に関する考え方は約半世紀続いてきた歳入右肩上がりの時代の遺物とも言えます。サービスが少なくなることは悪いこと、負担が増えることは悪いことという考えに支配されてしまうと、どの市町村でも行財政改革が遅々として進まないことになってしまう懸念が生じます。行

財政改革とは、歳出予算の削減という住民サービスの切捨てをすることではなく、歳入身の丈に合わせて歳出予算との最適化、変動する歳入に対して住民サービスの在り方を最適化していくことと考えます。

また、市町村の行財政の経営に欠かせないのは情報公開と住民の意識調査であると考えております。ともに市町村行政の役割として重要な案件であると認識いたしております。市町村はかつての国の庇護の下から、自己決定、自己責任を求められる自立した存在になりました。これは例えば、財政面でいえば破綻する自由をも与えられたということとも解釈されます。しかし、この自由には住民との情報の共有を前提にした明快な行政サービスの選択という前提条件が備わっている必要があります。法律に従った財政の公表はどこの市町村でも行われておりますが、公表された情報は住民が持つ一般的な知識で理解でき得るものであるかどうか疑問が残ります。加えて、行財政経営には最終的な意思決定としての政治判断もあり、行財政経営の仕組みの透明化は情報を共有化するためのものであり、それ自体が方向性を決めるものではないと考えます。一定の条件や考え方でどうなるのかが仕組みで明らかになり、その上でどの道を選択するのかという重い責任はいつも政治に課せられております。

市町村行政は地域という限定された条件の中で、より必要な住民福祉を向上させるという最適化を目指し続けるものであり、また幅広く、時として住民の権利を制限したり、義務を負わせたりする分野もあります。したがって、行政経営に必要とされる情報は住民の満足度ではなく、住民が町の将来像の実現に向けた課題がどの程度解決されたと考えているのか、非受益者の立場から見て適正な負担を求めているのかという情報が重要であり、住民対象に必要な調査とは、各施策の主たる成果指標に設定される項目に対応する住民意識調査ということになります。

これらを施策、事務事業等としてどのように実践していくのか、このような観点から以下の項目について質問をする次第であります。

まず1つとして、市町村行財政の経営について、歳入身の丈の行政による住民サービスの最適化をどのように捉えているのか等についてお尋ねいたします。

次に、2点目として、行財政に関する施策や事務事業、住民生活、そして使用料・手数料改定などの変更といったお知らせ等を一般的な地域住民に情報公開を行ったり、またはこれらに対する意見、要望などの聞き取りを行うという、言わば町民の声についていつでもどこでどのようにして聞いていくのかをお伺いいたします。町政懇談会等の実施等を含んで、お伺いしたいと思います。

次に、3点目、行財政の経営に関して、事務や事業などの仕事が現在どのような状況にあるのかを判断するには、住民と共有する一定の視点がなければできないものと考えます。これは事業の仕分けに関しても同じであり、事務事業評価がその仕組みとも言えます。そもそも仕事を振り返ることから始まりますが、その視点としてどのようなことを考えられているのかお尋ねいたします。

次に、大項目の2点目となりますが、重要施策、事業等、公共交通オンデマンドバスのるーと矢吹事業、行き活きタクシー事業、仮称スマートパーク事業、公共施設使用料・利用料等の改定などへの事業等の検証と住民の視点、評価などについてお尋ねをする次第であります。

オンデマンドバスのるーと矢吹事業、行き活きタクシー事業については、オンデマンドバスのるーと矢吹事業は運行開始以来10か月が過ぎましたが、利用者の顕著な増加は認められていないのが実態であると思います。

地方自治法第2条には、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とあり、また町民からは、行き活きたクシーのほうが利便性が高いとの声もあり、運行の実態について把握する必要性を感じるものであります。

仮称スマートパーク事業については事業の一部見直しが行われますが、そもそも本来の目的との整合性、有効性、効率性、非受益者の立場から見て適正な負担を求めているのか等不透明であります。また、公共施設使用料・利用料等の改定などについては、住民への説明責任は十分に尽くされているのか、時を得ているのか、公平な仕組みか、効率的に手段が機能しているか、政策体系と整合しているか、非受益者の立場から見て適正な負担を求めているか等、住民の視点から判断されなければならないものと捉えられます。

このような観点から、以下の点について質問をいたします。

1点目として、公共交通事業のオンデマンドバスのるーと矢吹事業、行き活きたクシーについて。

オンデマンドバスのるーと矢吹事業に関しては、運行開始後直近までの運行状況、運行日ごとの利用者数、男女別、年齢別、利用運賃。行き活きたクシー事業については利用状況、今年度における日にち別での利用者数と利用者負担額、男女年齢別をお尋ねする。

なお、細かい部分に関しましては、私の通告に対する担当課との聞き取りの話合いの中で、細かいところまでは時間的な問題もあり、また作業上の問題、時間もありますので、割愛して概要としての説明を求めるということで話がまとまっておりますことをご報告申し上げます。

次に、2点目として、仮称スマートパーク事業に関しましてお尋ねいたします。

この仮称スマートパーク事業に関しては事業の一部見直しが行われますが、規模的に壮大な当初目的との整合性、有効性、効率性、公平性、非受益者の立場から見て適正な負担を求めているかなど、住民の意識として本当に必要不可欠なものであるのかどうかについてどのように把握されているのかをお伺いいたします。

そして、3点目ですが、同じく重要施策、事業等公共交通オンデマンドバスのるーと矢吹事業、行き活きたクシー事業及び公共施設使用料・利用料等改定などについて時を得ているのか、今の時期として適切なのか、公平な仕組みか、手段としての有効性、機能としての効率性、政策体系と整合しているのか。公平性、非受益者の立場から見て適正な負担を求めているのか等、住民の視点として使用料及び手数料見直し効果額による住民のメリットも踏まえ、本当に必要不可欠なものであるのかどうかどのように把握されているのかをお尋ねいたします。

以上、質問をさせていただきますので、よろしくご答弁のほどお願いを申し上げます。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） 議場の皆さん、おはようございます。

傍聴に来られた皆さん、ありがとうございます。

10番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、歳入身の丈の行政による住民サービスの最適化をどのように捉えているかについてのおただしであります。青山議員が冒頭示された地方自治体、そして地域の置かれた現下の基本的な情勢認識には傾聴すべ

き点が少なくないというふうにも考えております。

そういう中で、行財政運営に最も大切なことは、限られた人員と財源の中で町民の皆様に必要なサービスを確実に届けていくことであると認識しております。そのためには、量入制出、入るを量っていずるを制する、すなわち歳入の範囲において歳出を適正に管理することが基本とされております。歳入の状況を踏まえながら、住民サービスの内容や提供方法を最適化していくことが持続可能な行政運営には不可欠であると考えております。

また、より効果的な人員、予算の配分を行うため、事務事業評価を通じた事業の見直しや再編を進めていくことも重要であります。近年は、デジタル技術やA Iの活用によって効率化やコスト削減が可能となっており、こうした新しい手法を積極的に取り入れて、限られた経営資源でも質の高い行政サービスを提供できるように取り組んでまいりたいと考えております。

しかしながら、一方では、短期的な財政の均衡だけを重視するのではなく、成長分野の開拓などの将来世代を見据えた投資、あるいは持続可能なまちづくりの視点からの様々な取組も欠かすことはできません。長期的な展望を持ち、必要な政策を計画的に進めていくことが、結果として町全体の成長と、そして安定につながるものと考えております。

そのためには、行政の取組を分かりやすくお示しし、町民の皆様との情報共有や意見の反映を図ることが一層重要になります。今後も行財政運営の透明性を高めつつ、住民サービスの向上と最適化の両立に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町民の声の聞き取りについてのおたただしですが、町政運営に当たりましては、町民の皆様への適切な情報提供とともに、ご意見、ご提案、ご要望等を丁寧に伺い、対話を通しながら施策に反映していくことが、町民参加のまちづくりとして重要であると考えております。

今回の使用料・手数料の見直しにつきましても、町民の生活に直接関わる重要な事項であることから、これまで、次のとおり情報提供と意見聴取に取り組んでまいりました。まず、町民の皆様への説明に先立ち、町民の代表である議員の皆様に対し、全員協議会において見直しの目的や考え方、検討状況、改正案等を随時報告し、理解を深めていただけるよう努めてまいりました。議会での協議の場を経ることが、町民の皆様への説明責任を果たす上での第一歩であると考えております。

次に、町民の皆様に対しましては、施設利用者を対象とした説明会を開催し、現場の声を直接伺う機会を設け、そのご意見を検討内容に反映するよう努めてまいりました。また、各種審議会等において、見直し内容をご審議いただき、委員の皆様からのご意見を幅広く伺ってきたところであります。さらに、町民の皆様へ情報が行き届くよう、ホームページや広報紙を通じまして、見直しの目的や内容、スケジュール等をできる限り分かりやすくお知らせすることに努めてまいりました。

今後につきましても、町政運営に当たり重要な施策を進める際には、各種説明会の開催、そして各種審議会の審議、ホームページや広報紙での情報発信など、適時適切に様々な機会を捉えながら、町民の皆様の声丁寧な伺い、しっかりと受け止め、施策に反映してまいります。町民の皆様との対話を重ね、理解と協働の下での町政を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、事務事業評価の視点についてのおたただしですが、初めに、本町における現在の事務事業評価等

の取組状況につきましては、第7次矢吹町まちづくり総合計画に位置づけた政策・施策・事務事業の確実な推進と、より効率的で効果的なまちづくりを進めるため、全ての事務事業について財政状況を勘案し、毎年度事業内容や財源を示した実施計画を作成し、予算と連動した事業の推進を図っております。この中でも、重要度が高い事務事業につきましては、課の運営方針と目標を毎年度定め、その内容及び進捗状況につきまして、随時町ホームページ等で公表しております。

進捗状況等の管理手順につきましてご説明いたしますと、年度当初は、町長示達に基づきまして、各事業の実施方針、スケジュール、目標達成に向けた活動方法等を設定しております。年度の間も同様に、全課を対象としたヒアリングを通じて、前期の進捗状況の確認及び効果検証を実施し、年度末には年間の事業実績について評価及び検証を行うことで、年間を通した事業の進行管理に努めております。年度末の事業評価で明らかになった課題や引継事項などを翌年度の事業計画に反映し、計画・実行・評価・改善というPDCAサイクルに基づきまして、総合計画の実現を目指しております。また、これらの検証結果については、定期監査及び決算審査の資料として監査委員に提出し、監査を受けており、適正かつ効果的な事業の推進を図っております。

第7次矢吹町まちづくり総合計画の策定に当たっては、議員おただしのとおり、住民との情報共有に努めておりまして、住民目線での行政サービスを提供するために、第6次計画での成果や取組内容の検証、住民ニーズやまちづくりに関する意見、要望等を確認するための住民アンケート調査、子育て世代や高齢者による分野別のまちづくりワークショップ、小中学生向けのまちづくり子供アンケートや、高校生ワークショップ等、子供から大人まで幅広い世代から意見をいただきながら、計画策定作業に取り組み、2回にわたるパブリックコメントを経て、矢吹町まちづくり総合審議会の答申を受け、計画を取りまとめたところであります。

次に、事務事業評価をより分かりやすく、効果的に運用するための取組についてであります。現在、新たなシステムの構築作業を行っております。予算編成の際の基礎資料としての活用はもとより、事業の進捗管理や効果検証など汎用性の高い新たな評価手法の導入により、住民満足度の視点から事務事業を見直し、事務改善につなげることで、総合計画の重点方針の進行管理に役立てること、行政資源配分の現状を把握し、その適正化に活用することなどの視点から、組織として事業の成果を定期的、客観的に分析することで、データに基づく改革や改善を行いやすくなるという効果が期待できるものと考えております。

引き続き、住民の皆様の利便性の向上はもとより、地域全体の発展性を見据え、皆様の声を真摯に受け止め、これからの町政を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、AI活用型オンデマンドバスののりーと矢吹及び行き活きタクシー利用料金助成事業の利用状況についてのおただしであります。

まず、のりーと矢吹の運行状況につきましては、本年1月15日の運行開始から11月末日までの運行日数は215日、乗車人数は累計で3,685名、1日平均乗車人数は17.1名となっており、月別の利用状況につきましては、運行日数、乗車人数の順に申し上げますと、本年1月は13日、116名、2月は18日、238名、3月は20日間、280名、4月は21日、281名、5月は20日、218名、6月は21日、384名、7月は22日、388名、8月は20日、474名、9月は20日、378名、10月は22日、510名、11月は18日で418名となっております。

なお、直近3か月の1日平均乗車人数は約22名となっておりまして、利用者数は増加傾向にあります。

年齢別の利用状況につきましては、1人の方が複数名の予約をすることがあるため、先ほどの乗車人数の合

計とは合いませんが、10歳代が135件、20歳代が478件、30歳代が208件、40歳代が93件、50歳代が383件、60歳代が411件、70歳代が604件、80歳代が896件、90歳代が65件、不明が51件となっております。当初想定していたよりも、若い世代なり予想外の各世代に結構乗車の方々が分散されているなどという感じはいたします。70歳、80歳代が多いのは予想どおりであります。

なお、男女別の利用状況につきましては集計を行っておりませんので、ご理解をお願いします。

また、のるーと矢吹の運賃収入につきましては、本年1月から11月までの累計で90万5,000円となっております。

次に、行き活きタクシー利用料金助成事業の利用状況についてであります。本年10月末現在の利用登録者は516名、利用件数は累計で3,967件、助成金額が407万5,000円、1日平均利用件数が18.5件となっております。月別の利用件数につきましては、4月が550件、5月が594件、6月は535件、7月は506件、8月は506件、9月は598件、10月は678件となっております。

利用者負担額につきましては、本事業は1回の利用につき500円を利用者に負担いただいております。10月末日現在の利用者負担額は累計で約198万3,000円となっております。

なお、年齢別及び男女別の利用状況につきましては集計を行っておりませんので、ご理解をお願いいたします。

両事業につきましては、町が提供する移動サービスとしてうまくすみ分けを行い、町民の皆様にとっての最適かつ便利なサービスとなるよう検討を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、A I 活用型オンデマンドバスののるーと矢吹などの事業について、本当に必要不可欠なものであるのかどうか、どのように把握されているのかのおたかしであります。

まず、本町における地域公共交通の現状認識について申し上げます。三村議員への答弁と一部重複いたしますが、本町では高齢化に伴い、今まで自分で自動車を運転していた方が免許返納等で運転できなくなり、かつ送迎できる家族もいなくなるということで、今後、交通弱者が増加していくことが予想されております。また、高齢者による交通事故が深刻な問題となる一方で、免許返納後の移動手段がないということから、免許返納をためらう方も多い状況となっております。

このような中、本町では町民の移動ニーズを把握するため、本年6月から7月にかけて、町民2,000名を対象にしたアンケート調査を実施いたしました。このアンケート結果からは、「急速に高齢者単身世帯が増える中、必要不可欠になってくるサービスだと思う」、「自分で運転ができなくなったときはぜひ利用したいのでこのサービスを続けてほしい」、「のるーと矢吹をもっと広めて高齢者の免許返納に役立ててほしい」といった、当該事業の必要性を認める声を多くいただいております。また、「土曜日曜祝祭日の運行を希望する」、「運行時間の延長を希望する」といった意見も多数寄せられております。

こうした町民ニーズを踏まえ、来年度の運行方針として、土曜日曜祝祭日の運行及び運行時間を午前7時から午後7時まで拡大することとし、去る11月27日に開催された矢吹町地域公共交通活性化協議会において承認をいただいたところであります。

次に、政策体系との整合性についてであります。本事業は、第7次矢吹町まちづくり総合計画に掲げる新たな挑戦の一つとして、矢吹町地域公共交通計画に基づき推進しております。また、料金の公平性、非受益者

の立場からの負担の適正性につきましては、のるーと矢吹の1回当たりの利用料金を先行事例である喜多方市の利用料金を参考に、行き活きタクシー利用料金助成事業における受益者負担の上限である500円を下回る水準として400円に設定し、子供から大人までどなたでも利用しやすい料金体系としております。のるーと矢吹につきましては、実証実験を重ねている段階であり、料金設定も現段階での暫定的なものであることから、実証期間終了の際に改めて、町で定める使用料・手数料の設定における基本方針に基づき、料金の見直しを検討する予定でおります。

公共交通は将来の免許返納に備えた安心感や、高齢者の交通事故防止、そして高齢者の免許返納等様々な課題がある中で高齢者の足、移手段をしっかりと確保して、様々な活動を後押しすることにより健康寿命の延伸によるフレイル予防など、町民全体の福祉に寄与する施策でありまして、本町にとって不可欠な施策であると認識しております。

国においても、今年度から3年間を交通空白解消・集中対策期間として重点的に進める方針を示していることから、国の財源を最大限に活用しながら公共交通網の充実を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、10番、青山議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

大杉教育長。

〔教育長 大杉和規教育長登壇〕

○教育長（大杉和規教育長） 議場の皆さん、おはようございます。

傍聴席の皆さん、ありがとうございます。

それでは、10番、青山議員の質問にお答えいたします。

スポーツ×デジタル振興プロジェクトにおける仮称スマートパーク整備等の必要性についてのおただしであります。スポーツや運動を軸に多様な交流が生まれ人と町を育む場となるよう、スポーツ×デジタル振興プロジェクトの拠点施設として、仮称スマートパークの整備を進めてまいりましたが、本年9月議会定例会でも答弁いたしましたとおり、事業計画を見直し、今年度の施設整備は見送ることいたしました。

スポーツ×デジタル振興プロジェクトにつきましては、第7次矢吹町まちづくり総合計画に掲げる政策であることから、施設整備の見直しに伴い、今年度を実施するソフト事業の内容についても精査し、来年度以降も継続して取り組める形で当初の事業計画を見直しております。

具体的には、既存施設を活用し、主に成人を対象としたセミパーソナルトレーニング、町内企業へ訪問し、体成分測定やストレッチ、筋力トレーニングを行う企業向けのヘルスケア、中学校、高校の部活動を対象にフィジカルトレーニングや体力測定を行うジュニアアスリート向けの活動支援、地域おこし協力隊を対象としたウェブや動画によるトレーナー人材の育成、専用ウェブサイト等での積極的な情報発信により、事業内容の周知と町民の皆様の理解醸成に努めてまいります。

今回の見直しは、これまでの取組を一から精査、厳選したものであり、スポーツを通じて町民の健康増進を図ることで、将来的には医療費の抑制など、財政面においても好影響が期待されます。また、中学、高校の部活動においてジュニアアスリート支援を行うことで、子育て世代をはじめ多くの方々に関心を持っていただき、

魅力ある居住先として選ばれる町となり、定住人口の増加に資するものと考えております。

事業の必要性について、町民の皆様幅広く理解していただき、実際に体感していただくことが重要であると認識しており、今後はより身近に体験の機会を提供できる取組を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、10番、青山議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） ご答弁ありがとうございました。

それでは、再質問のほうをさせていただきたいと思います。

同僚議員のほうからも何点か質問する事項があったわけでございまして、なるべく重複しないような点に関しまして、私の視点でもって質問をさせていただきたいと思っております。

基本的には、行財政経営という観点からお尋ねをしていきたいというふうに考えております。特に、冒頭私のほうから通告のほうでも申し上げましたが、この数年来、いわゆる人口減少時代に突入したというところにおいて、市町村における地方自治体の行財政運営、経営の在り方に関しましても大分さま変わりをしている部分があるだろうと。それは先ほども申し上げましたように、昔であれば、新たな予算がついた部分に関して、それを割り振っていけばいいというところだったんですが、最近では歳入がやっぱりあまり増えてこない、軒並みちょっと停滞しているというような状況から、既存の事業等についての見直し等しながら、新たなその予算づけする部分を捻出しなければならないというふうに変ってきている部分がある。

以前であれば、国の思い切った積極的な財政出動等があって、新たな部分についてはその補助金とかそういったものを付け足せばよろしかった部分であります。最近では全く違ってきて、そういったものが、交付税も2000年以降抑制されてきているわけですから、やはりやり方、経営自体を変えていかなくちゃいけないだろうというのがあります。そういう観点におきまして、今のこの現在、昔と比較した場合においては、どういふふうに変ってきたのかということのお考えをお示しいただければありがたいと思ひまして、再質問の一番最初にそこをお尋ねしたいと思います。ご答弁お願い申し上げます。

○議長（藤井源喜議長） 青山議員、今の再質問について、ちょっと答弁する側で理解できないというところがあるので、時間は切っております。ですから、かいつまんでもう一度お話をいただければと思います。

○10番（青山英樹議員） 行財政、経営というものに関して、いわゆる昔と今が変わってきた。例えば、今申し上げましたけれども、町執行のほうからは新たな平時ということで、大分時代も変わってきたというところにおいての行財政の運営自体もやはり変えていかなくちゃいけないだろうという部分があると思うんですよ。そういうふうに至る経緯の中で、昔と今を比べた場合においてのその違いというものがどう変わってきているかということはどう捉えているのかということです。それがなければ、どういふふうこれから変えていこうとかというその方針なりそういったものが出てこないの、以前と今の状況、いわゆる人口減少化によって予算の立て方から、いわゆる行財政の経営の仕方から、変化を伴うだろうということに関して、どういふ違いを自分で認識されていて、どういふふうにしていきたいかという、その根拠となる事項があればお示しいただきたいということを申し上げます。よろしいでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也課長登壇〕

○総務課長（正木孝也課長） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

青山議員の前段でお話しされてきたこれまでの右肩上がりではないというところ、社会経済情勢の変化というところを踏まえまして、本町では現在、公的関与の在り方の見直しであったり、第7次行財政改革大綱に基づいた様々な行革の取組というところで、その主立ったところとしてはやはり事業の統廃合であったり、規模縮小、ただし、その事業の趣旨というのを大事にしながら、ただカットするだけではなくて、知恵と工夫によってやり方を考えていくというようなところで行っているところでございます。

繰り返しになるかもしれませんが、歳入がなかなか伸び悩むというところで、歳出と歳入の乖離というところがありますので、そういった形で行革に取り組んで、サービスの質を落とさず、必要なサービスを町民に届けていくというところで工夫をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） ありがとうございます。

今、経営的なものをどうしていくかという部分でのお話をいただきました。

答弁にもありましたが、結論づけていけば、私の質問にもありましたが、住民サービスの内容や提供方法を最適化していくこと、これが持続可能な行政運営には不可欠であるという答弁をいただいております。じゃ、その最適化していくということは具体的にどういうことなのか。そこはどのように町民の皆様の説明されているのか、そこをちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也課長登壇〕

○総務課長（正木孝也課長） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

最適化というところで、限られた財源を分配するというところでは優先順位をつけて、また、今般の使用料・手数料の見直しにございますように、やはり受益者と非受益者というところの公平性というところも踏まえながら分配をしていく、限りある財源を分配していくというところだと思います。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） 答弁書にもございましたが、最適化していくこと、つまり事務事業評価を通じた事業の見直し、再編を進めていくことが重要と。そして、また近年ではデジタル技術やAIの活用によって効率化やコスト縮減が可能になってきた。こういう新しい手法を積極的に取り入れるということが最適化というふうに読み取れるわけなんですけれども、そういったことが町側で考える住民サービス、いわゆる最適化とはそ

うということであるというふうに理解してよろしいのでしょうか。確認をしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也課長登壇〕

○総務課長（正木孝也課長） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

私先ほど言葉足らずだったかもしれませんが、優先順位をつけるという中の一つにやはり事務事業評価をし、その費用対効果であったりというところを検証しつつ、事業の継続等を検討していくというところも最適化の一つと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） 住民サービスの内容や提供方法を最適化していくということに関して、今、課長のほうから説明はいただきましたが、これを町民サイド、町民、住民の視点というのはどういうふうに捉えたらいいかというのは把握されているのかどうか。あるいはそこはどのように考えられているのかお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） 10番、青山議員の質問にお答えします。

冒頭、私、青山議員の現下の情勢認識で、自治体なりが置かれていることについては、傾聴に値することがかなりあるというようなことを申し上げましたが、今日の冒頭に書いてあることは、本当にそのとおりだと思っています。

非常に環境が変わってきて、さっきの言えば、単純に今の行政ニーズというよりは、非常に大きく変わってきたのは、八潮のあの問題であったり、今の公共関係のが非常に将来にわたってお金がかかるというのがはっきりしてきたと。現在の行政水準を維持するだけでも大変な状況だと。いわゆる高度成長期以来、大量につくってきたいわゆるインフラが相当傷んでいるのをどうやっていくか、それは教育関係も含めて、そういうことだと思います。その限られた中で、矢吹町の中で、今、自主財源はやはり少ない。周辺自治体に比べても自主財源が少ない。その自主財源が少ない中で、どうやって様々な行政サービス、福祉、そしてまたインフラについてどうやっていくかということをやっていくのはなかなか大変なことです。

青山議員がここで書かれているとおり、歳入右肩上がりの時代の遺物じゃない新しい考え方をとれば、サービスが少なくなることは悪いこと、負担が増えることは悪いことという考えに支配されるのではなくて、どうしていくかということをし、新しく組み立ていかになくちゃいかんと。ただし、サービスが少なくなったら、当然かなり批判なり、それから不満が出るであろうと。負担が増えれば、当然批判なり不満が出るであろうと。その中で、どういう新しい均衡点というか、いいところを見いだしていくかというのは、おっしゃるとおり、様々

な声を聞いていく中で、その中で優先順位をつけ、そして、例えばこの声については来年やります、あるいは再来年やります、ただしそれも100%は難しいですけれども、例えば非常に緊急に必要なものであるところから、少しだけ待ってほしいというものもあるであろうと。

そういう中で新しい均衡点というか、皆さんがそれならしようがないかというふうに思っていたかのような点であったり、そういったところも、これもまた試行錯誤ですが、新しい時代の新しい様々な状況下で考えていくことだというふうに、青山議員ご自身がこのようにおっしゃっている。これは様々な利害、様々な声が出ている中でそれを調整するのがまさに政治であり、行政の役割であろうと思っています、一番難しいところであると。

だから、まさに議員の皆さんからお声を聞いたり、それからこれから様々な形で、先ほどご説明いたしましたが、説明会、これも各種説明会等に顔を出しながら声を聞いて、どういう形でその配分を行っていくかということを考えていかなくちゃいけないというふうに思っております。非常に難しいことだと、恐らく政治、行政の一番難しいところであります。従来の環境の中でやっていくのであれば、従来の様々なデータもいろんなものがあります。しかし、今、先ほどのように、この高度経済成長期につくってきたインフラが傷み、そしてまた学校関係の施設も含めて様々なことが傷んで、それもやらなくちゃいけない中で、福祉関係のサービスもしっかりとやっていかなくちゃいかなんということでもありますので、そこはしっかりと声を聞きながらやっていきたいと思っています。

今はそこまでしか言えないのではないかと考えています。ただし、声を聞くのが少ない、その姿勢が足りないというときは、どんどん言っていただければというふうに思っております。また、皆さんからの声も聞きたいと思っています。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） いろいろとご説明かたがたご答弁ありがとうございます。

私がお尋ねしたのは、いわゆる最適化という部分ですね。住民サービスの内容や提供方法の最適化という部分に関して、町執行側のほうの意見、いわゆる考え方とかというのは先ほどお伺いして、新しい手法を積極的に取り入れたりとかということなんだろうとは思いましたが、町民、住民サイドが考える住民サービスとか提供の最適化というものは、町民、住民の皆さんというのがどう考えているのかということ自体を把握されているのかなどうなのかな。

町でもってこういったことをやりますよ、最適化していきますよといっても、それがちゃんと共有されているのかどうか、理解されているのかどうかということに関してのお考えをお聞きしたかったわけなんです、そこについては実際どうなのかどうか。どういう手法でもって、そういった町民の声というものを、最適化というものに対しての意見とか、そういったものを把握していくのかということをお聞きしたいと思いましたが、それについて改めてお答え願いたく思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也課長登壇〕

○総務課長（正木孝也課長） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

町といたしましては、新たな事業を始めるときであったり、町民に対してご説明が必要というところであれば、説明会であったり各種アンケート調査、またパブリックコメント、そういった形で町民の声を聞いているところであります。今般の使用料・手数料の見直しにつきましても、利用団体であったり、利用者のほうに説明会を開きまして、ご意見を伺ったところであります。また、各種審議会でのご意見を踏まえながら案を作成したところでありますので、そのような形で町民の声というところを伺っているところであります。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） ありがとうございます。

アンケート、あるいはパブリックコメント等、審議会等という、今やっておられる中での形態を今、説明されたかと思っておりますが、私がちょっと考えていますのは、何度か今質問も、私のほうの一般質問でも言葉が出てきましたけれども、非受益者、受益者でない方々から見たその負担の応分というものは妥当であるのかどうかということについての判断はどのようにして行っていくのかというのが一つ疑問に思ったものですから、それについてはどのようにお考えなのか、お聞かせいただければ、お願い申し上げます。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也課長登壇〕

○総務課長（正木孝也課長） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

非受益者のご意見を伺うというところはなかなか、例えば、あゆり温泉に入らない方に料金どうしたらいいですかということなかなか聞く機会はないというのが実情であります。ですので、今回、使用料・手数料の見直しに当たっては、使用料・手数料の設定における基本方針というものを改定いたしまして、その中で受益者負担の割合を定めております。

例えばですけれども、必需性と市場性というところのマトリックスといいますか、そういった表の中で受益者負担割合は必需性が高く、市場性が低い場合は受益者負担はゼロと、公共が担うということになりますけれども、必需性が低くて、市場性が高い場合には受益者負担割合は100%、ざっくりの説明になって申し訳ないですが、そういった形で受益者負担というものを、こちら行政側からこういった一定のルールでもって割り当ててといたしますか算出して、適正化を今回、図ったわけでありまして、その他の、これについてのご意見というところは、今後、様々な機会を通じて、そういった非受益者の方の意見を伺って、それを反映していくことを検討していくということになろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） 今後、様々な機会等を考慮しながら検討していかれるというご答弁かと思っております。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也課長登壇〕

○総務課長（正木孝也課長） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

これまでも事業のヒアリングであったり、そういった場面では公的関与というところは常に検証しながら進めてきたわけでありますが、このたび行財政改革の中で公的関与に関する在り方の基本方針というのを定めまして、今現在、それについて全庁的に改めて事業について見直しを行っているところでありますので、ご理解とご協力のほうをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） 公的関与の在り方に関する基本方針ということで、平成17年に策定して、今年の10月に改定されております。

3つの基本的な考え方というのがありまして、民間でできることは民間に委ねる、費用対効果の効率性の重視、負担の公平性の確保というふうに3つの基本的な考え方がございます。これに沿った部分として、今回質問でもありましたけれども、のーと矢吹事業、そしてまた仮称スマートパーク整備に関しましては、今申し上げた公的関与の3つの基本的な考え方に基づいたものが行われているのかどうかをちょっと確認したいと思うんです。

まず、のーと矢吹であれば運賃が400円ということで、喜多方市の事例を取りながら、安くしているということでもございました。非受益者の立場からはどういった考えが出てくるのかなど、私は町民の皆さんともそういった観点とか話しておりますけれども、ちょっと検証をされるべき事案なのかなど。そういったことが公的関与の在り方として明確に判断を受けた事業なのかどうか。

スマートパーク事業におきましても、いわゆる非受益者の立場からいった場合、またスポーツジム、その他フレイル予防等の民間事業者も矢吹町にはあるわけでもございまして、そういった観点からも、一度てんびんに乗せながら、様々な観点からこの公的関与に関わる基本方針に照らし合わせたのかどうかというのが、私にはちょっと理解できないものでございますから、そこは明確にどういう部分において照らし合わせたとか、考慮したとかという、その辺をお聞かせいただければ、お願いを申し上げます。

○議長（藤井源喜議長） 青山議員、今の再質問ですが、何の事業についてというところを聞いたのかというのが分からないというところがあるので、時間は止めてあります。もう一度、再質問のところで具体的にお願いします。

○10番（青山英樹議員） 分かりました。

いわゆる住民サービスの最適化という部分についてなんですけれども、住民サービスの内容や提供の方法を最適化していくという答弁がありまして、その中で課長のほうから、その一つのやり方としての公的関与の在り方に関する基本姿勢等に照らし合わせてやっているということの答弁がありました。よって、その事実関係を実際に行っている事業に当てはめてみた場合についての具体的な基本方針とのすり合わせ等を行ったのかどうかということを具体的にあれば申してくださいということを申し上げます。分かりましたか。

○議長（藤井源喜議長） 何の事業についてですか。

○10番（青山英樹議員） のる一と矢吹とスマートパークについて。

○議長（藤井源喜議長） じゃ、最初に、のる一と矢吹の事業についてはどうかというふうにしていいですか。

○10番（青山英樹議員） はい。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

国井企画・デジタル推進課長。

〔企画・デジタル推進課長 国井淳一課長登壇〕

○企画・デジタル推進課長（国井淳一課長） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

各種事業につきましては、まちづくり総合計画の事業評価というところで取り組んでおります。

今回ののる一とであったりとかスマートパークにつきましても、4年ごとの総合計画の見直しのタイミングで各種の評価を行うような形になるかと思っております。そういったところで、民間の公的関与の在り方、そういったところについては検証してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 青山議員、一問一答ということで進めていきたいので、次は、次の事業について再質問をお願いします。

10番。

○10番（青山英樹議員） ご説明ありがとうございます。

公的関与の在り方に関する基本方針という観点から、のる一と矢吹事業に関してはどのような検討を加えられたのかということをお尋ねしているんですが、もう一度ご答弁をお願いします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也課長登壇〕

○総務課長（正木孝也課長） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

公的関与の在り方に関する基本方針というところからの観点から申し上げますと、こちら平成17年7月に策定した基本方針でありまして、先ほど青山議員さんおっしゃったように、今年の10月に見直しをかけ、今、全庁的に事業の見直しを図っているところではあります。この基本方針にのる一を当てはめたときに、どういふふうにということであれば、まず基本的な考え方として3つ、先ほどおっしゃっていただいたとおり、1つは、民間でできることは民間に委ねる。2番目は、費用対効果の効率性の重視、3番目は、負担の公平性の確保ということで、基本的な流れがございます。

民間でできることは民間に委ねるということではありますが、民間業者が十分この町内に充足しているのであれば民間に委ねることはできるかと思えます。ただ、本町の場合は、民間事業者の事情ということもありまして、交通弱者に対する十分な民間でのサービスの提供ということがなかなか難しいところで公的関与を行っているところであります。

2つ目の費用対効果の効率性の重視ということにつきましては、町の関与が必要な場合でも、サービスの提供の実施主体については民間活力を積極的に導入するということでの説明がございます。ここについても

費用対効果の効率性という部分は、ここはまず今実証期間でございますので、この間にやはりしっかりと見ていかなければならないのであろう。それと、実施主体についてはやはり町内のタクシー事業者の活力も導入しながらというところでありますので、ここに当てはめております。

3つ目の負担の公平性の確保、これが特定の利用者限定されるサービスには適正な費用負担を求めるということで、いわゆる受益者負担の原則でございますので、こちらも最終的に実証実験の結果をもって、この点についても検証していく必要があるだろうというふうには考えております。

公的関与の在り方に関する視点からは、この事業についてはこのようなことで考えておりますので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） ありがとうございます。

公的な関与の在り方の中での費用対効果という部分に関しましても、現状においては十分に費用対効果は図られていると、その効率性というものは確保されているというふうにお考えであるということで、認識してよろしいでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也課長登壇〕

○総務課長（正木孝也課長） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

現段階で費用対効果という部分でございますが、やはり先ほども申し上げましたが、公的関与の在り方の視点から申しますと、なかなか民間でできることを民間に委ねることができない状況ですので、町としてこの社会問題、交通弱者の方に対する交通空白をつくらぬようにということで行っていますオンデマンドバスにつきましては、現段階では費用対効果といえば、厳密に言えば1人当たりの幾らという話になれば、費用対効果はないと、釣合い取れていないと思います。ただし、何事もそうかと思えますけれども、初めの初期投資であったり、事業が安定するまでの間というのは、なかなか収入とのバランスというものは取れないものでありますので、実証期間を通じてその辺を検証しているということで、ご理解いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） 今の答弁いただいた内容に関しまして、当然、公的関与の在り方の観点からいけば、費用対効果においても効率性は重視されるべきだという観点がございまして、今の段階では実証的なこともあるでしょうが、じゃ、将来的に最終的にはどういったものを描いて、それが確実性がどれぐらいのものにどのような費用対効果となっていくのかということのシミュレーション、そういったものがあるのかないのか、あればお示してください。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久課長登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

シミュレーション的なものというのをございませませんが、令和9年まで実証期間として運行していく中で、その辺も含めてご説明できるようにつくり上げていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） シミュレーション的なものはないということですが、費用対効果というものをやっぱり考えるときには、そういったものがないまま船出しているものなんでしょうかね。羅針盤がないまま海を渡る航海している船のようなもので、うまくいけばいいでしょうが、うまくいかなかった場合はどうするんだという部分の責任というのは当然あるんじゃないかと思うんですが、そこはある意味ではこの公的関与の在り方という観点からはちょっと外れたんじゃないかと思うんですけれども、そこはどのように捉えられますか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久課長登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

町長答弁ございました。今後の公共交通については、免許返納や高齢者の交通事故防止、健康寿命の延伸、そういったところで広く町民全体への福祉に寄与する施策であるという考えの下、また国においても交通空白解消・集中対策期間として重点的にそれらを進めるというところで、ただいま実証を事業としてやっているところで、先ほどから青山議員おただしのシミュレーション、将来のシミュレーションであったり、羅針盤というお言葉ですけれども、そういったものをつくり上げる期間だということ考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） 今後、進める中において検討を考えていくというご答弁だったかと思いますが、根本的には、公的関与の在り方というものが先にあった上での話かなと思っておりますので、ちょっと本末転倒だというふうに私は思っております。そして、持続的な町をつくり上げていかなくちゃいけないというようなことから、町民の皆様との情報共有や意見の反映を図ることが重要になるという答弁をいただいております。

時間がなくなってきましたので、ちょっとやり方、私の言い方を変えたいと思うんですが、いわゆる情報共有をしていくというのは、やはり理解していく上で、いわゆる住民、町民のコンセンサスを得るという上においては非常に重要な作業だというふうに思っております。

例えば、このことについていわゆる住民サービスの内容や提供の適正化という中にあっても、公的関与の在

り方、それから出てくるかなと思って出てこなかったんですが、以前はやっぱりスクラップ・アンド・ビルドという言葉もあったかと思いました。こういったものについても、町民と共有していかないといけないだろうと。当然、歳入が減ってくる中であっては、あれもこれもできるということはまずない状態なので、取捨選択する中で優先順位をつけながらという答弁もあったように、そのようにしていかなくちやいけない。これをするためにはこれを我慢しましょう。あるいは、これをやるためにやり方をこのように変える必要がありますというような、そういう伝達の仕方をもって共有していくことが必要かと思うんですけれども、ここからちょっと時間がないので、提言的な発言を私はさせていただく中でお答えいただきたいんですけれども、今申し上げましたように、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドというものを改めて、逆にビルド・アンド・スクラップ、つまりビルドからいって、そのためにはという我慢しなくちやいけないとか、そういった説明の仕方をしていかなくちやいけないだろう、それが経営の手腕になってくるんじゃないかと思うんですが、そこについてはどのようにお考えかお尋ね申し上げます。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也課長登壇〕

○総務課長（正木孝也課長） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

令和7年度の当初予算編成におきましても、歳入と歳出の乖離というところで、我々の予算編成の基本の中でもビルド・アンド・スクラップということで、細かい話ですけれども、管理職全員でビルド・アンド・スクラップ研修をやったりしながら、当初予算編成に臨んだところであります。ですので、青山議員さんおっしゃるとおり、この事業をやるためにこれらを抑える。大事なものは、それを町民に対してご理解いただくところを、青山議員さんおっしゃっているんだと思いますので、今後も広報紙やホームページだけではなくて、そういった場面、場面で町民にご理解を得るような説明を丁寧に行っていきたいと、そのよう考えております。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） ありがとうございます。

そして、また付け加えさせていただきますけれども、市町村行財政の経営に関してということで、もう時代が変わってきたという状況があります。

一般社会で人、物、金を指して経営資源というふうに言いますし、市町村の経営資源というのは職員さん、住民、そして施設、そして歳入なんですね。限られた資源を活用して、住民福祉という果実をどれだけ生み出せるかという部分なんですけれども、予算というものをただ歳入総額に合わせてゼロサムではなくて、そういう発想じゃなくて、いわゆるプラスサムの考え方に立って経営をしていくということがあります。この点については、どのように考えておられるのかお尋ねを申し上げます。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也課長登壇〕

○総務課長（正木孝也課長） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

プラスサムの考え方で経営していかなければならないということでございますが、町長答弁にもありましてとおり、常々当初予算編成の考え方であったり、これまでの議会の中でも答弁させていただいておりますが、ただ歳入の規模に合わせて歳出を削るだけではなくて、やはり将来への投資をしながらというところ、それがトライ・アンド・エラーを繰り返しながらも、矢吹町は様々な財源であったり有利な財源を使って、いろんな事業にチャレンジしてきております。

そのチャレンジ精神というところが職員のやりがいであったり、また住民、他自治体から見ても、矢吹町頑張っているなということで、矢吹に移り住んでみようかとか行ってみようか。そういうふうな副次的効果とございますか、そういったことも見据えながら将来への投資をして、必ずや必要になるであろう事業を、今、若干公的関与の在り方がどうなんだという議論が起きる部分もあるかとは思いますが、そこは実証実験をしながら検討を進めているところでありますので、そういった意味でプラスサムというような経営の一つかと思しますので、ご理解のほうをよろしく願います。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

○10番（青山英樹議員） 以上で終了いたします。ご答弁ありがとうございました。

○議長（藤井源喜議長） 以上で、10番、青山英樹議員の一般質問は打ち切ります。

◎総括質疑

○議長（藤井源喜議長） 日程第2、これより町長から提出された議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結いたします。

◎議案の付託

○議長（藤井源喜議長） 日程第3、これより議案の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第58号、第59号、第60号、第61号、第62号については、7名の委員をもって構成する第一予算特別委員会を、議案第57号については、6名の委員をもって構成する第二予算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

お手元に配付しました第450回矢吹町議会定例会予算特別委員会構成名簿のとおり指名いたします。

お諮りいたします。議案第33号、第34号、第35号、第36号、第37号、第38号、第39号、第40号、第41号、第42号、第43号、第44号、第45号、第46号、第47号、第48号、第49号、第50号、第51号、第52号、第53号、第54号、第55号及び第56号につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり常任委員会に付託することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（藤井源喜議長） これで本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

本日は誠にご苦勞さまでした。ありがとうございました。

(午前11時36分)

令和7年12月12日（金曜日）

（第 4 号）

令和7年第450回矢吹町議会定例会

議事日程(第4号)

令和7年12月12日(金曜日)午前10時開議

日程第 1 議案第33号・第34号・第36号・第37号・第38号・第39号・第40号・第41号・第42号・第43号・第44号・第45号・第47号・第55号・第56号

審査結果報告 総務教育常任委員会委員長

質疑・討論・採決

日程第 2 議案第35号・第46号・第48号・第49号・第50号・第51号・第52号・第53号・第54号

陳情第5号・第6号・第7号・第8号

審査結果報告 産業民生常任委員会委員長

質疑・討論・採決

日程第 3 議案第58号・第59号・第60号・第61号・第62号

審査結果報告 第一予算特別委員会委員長

質疑・討論・採決

日程第 4 議案第57号

審査結果報告 第二予算特別委員会委員長

質疑・討論・採決

日程追加の議決

日程第 5 議案第63号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第64号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第65号 令和7年度矢吹町一般会計補正予算(第4号)

日程第 8 発議第 4号 院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求める意見書(案)

日程第 9 発議第 5号 最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書(案)

日程第10 発議第 6号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書(案)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	梅	宮	美	和	子	2番	小	島	紀	子
3番	芳	賀	慎	也		4番	関	根	貴	将
5番	高	久	美	秋		6番	鈴	木	浩	一
7番	富	永	創	造		8番	三	村	正	一
9番	鈴	木	隆	司		10番	青	山	英	樹
11番	熊	田		宏		12番	角	田	秀	明
13番	堀	井	成	人		14番	藤	井	源	喜

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	蛭	田	泰	昭	副町長	鈴木	一	史
教育	長	大	杉	和	規	総務課長	正	木	孝也
企画・デジタル推進	課長	国	井	淳	一	まちづくり推進課長	神	山	義久
会計管理者兼総合窓口	課長	佐	藤	浩	彦	税務課長	渡	辺	憲二
保健福祉	課長	山	野	辺	幸徳	農業振興課長兼農業委員会事務局長	鈴	木	辰美
商工観光	課長	柏	村	秀	一	都市整備課長	有	松	泰史
上下水道	課長	小	磯		剛	行政管理監兼危機管理監兼政策管理監	阿	部	正人
教育次長兼教育振興	課長	佐	藤		豊	生涯学習課長	西	山	貴夫
子育て支援	課長	小	椋		勲				

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局	長	氏	家	康	孝	次	長	鈴木	直	人
-------	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---

◎開議の宣告

○議長（藤井源喜議長） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（藤井源喜議長） それでは、去る12月9日の本会議において、各常任委員会、第一予算特別、第二予算特別委員会に付託しました案件を議題とします。

審査結果を各委員長から、順次報告を求めます。

◎議案第33号、第34号、第36号、第37号、第38号、第39号、第40号、第41号、
第42号、第43号、第44号、第45号、第47号、第55号、第56号の委員長報告、
質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜議長） 日程第1、これより議案第33号、第34号、第36号、第37号、第38号、第39号、第40号、第41号、第42号、第43号、第44号、第45号、第47号、第55号及び第56号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、4番、関根貴将議員。

〔4番 関根貴将議員登壇〕

○4番（関根貴将議員） 議場の皆様、おはようございます。

傍聴にお越しいただきました皆様、ありがとうございます。

それでは、第450回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第33号、第34号、第36号、第37号、第38号、第39号、第40号、第41号、第42号、第43号、第44号、第45号、第47号、第55号、第56号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第33号 矢吹町公告式条例の一部を改正する条例。

本案は、条例等の公布について、デジタル社会の進展等を踏まえ、町民の利便性の向上と行政運営の簡素化及び効率化を図るため、3か所の掲示場を1か所とするものであり、令和8年4月1日から施行するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第34号 矢吹町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、公共施設の適切な維持及び行政サービスの安定的な提供を図ることを目的に手数料を改正するものであり、令和8年4月1日から施行するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第36号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、官民給与の調査の結果、職員給与が民間の給与水準を下回ったことにより、福島県人事委員会勧告において民間の支給割合に見合うよう、職員給与について引き上げる旨の勧告が行われたため、給料月額及び期末手当並びに勤勉手当を引き上げるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第37号 矢吹町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。

本案は、公共施設の適切な維持及び行政サービスの安定的な提供を図ることを目的に手数料を改正するものであり、令和8年4月1日から施行するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第38号 矢吹町手数料条例の一部を改正する条例。

本案は、公共施設の適切な維持及び行政サービスの安定的な提供を図ることを目的に手数料を改正するものであり、令和8年4月1日から施行するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第39号 矢吹町公民館条例の一部を改正する条例。

本案は、公共施設の適切な維持及び行政サービスの安定的な提供を図ることを目的に使用料を改正するものであり、令和8年4月1日から施行するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第40号 矢吹町複合施設条例の一部を改正する条例。

本案は、公共施設の適切な維持及び行政サービスの安定的な提供を図ることを目的に使用料を改正するものであり、令和8年4月1日から施行するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第41号 矢吹町文化センター条例の一部を改正する条例。

本案は、公共施設の適切な維持及び行政サービスの安定的な提供を図ることを目的に使用料を改正するものであり、令和8年4月1日から施行するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第42号 矢吹町ふるさとの森芸術村条例の一部を改正する条例。

本案は、公共施設の適切な維持及び行政サービスの安定的な提供を図ることを目的に使用料を改正するものであり、令和8年4月1日から施行するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第43号 矢吹町屋内外運動場条例の一部を改正する条例。

本案は、公共施設の適切な維持及び行政サービスの安定的な提供を図ることを目的に利用料を改正するものであり、令和8年4月1日から施行するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第44号 矢吹町体育施設条例の一部を改正する条例。

本案は、公共施設の適切な維持及び行政サービスの安定的な提供を図ることを目的に使用料等を改正するものであり、令和8年4月1日から施行するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第45号 矢吹町勤労者体育施設条例の一部を改正する条例。

本案は、公共施設の適切な維持及び行政サービスの安定的な提供を図ることを目的に使用料を改正するものであり、令和8年4月1日から施行するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第47号 矢吹町農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例。

本案は、公共施設の適切な維持及び行政サービスの安定的な提供を図ることを目的に使用料を改正するものであり、令和8年4月1日から施行するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第55号 矢吹町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例。

本案は、児童福祉法の一部改正に伴い、関係する3件の条例について一括して所要の改正を行うものであります。改正の主な内容は、国家戦略特別区域に限り認められていた地域限定保育士制度が一般制度化されたことにより、新たな資格制度を設けるとともに、虐待対応の強化として、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を新たに規定するものであり、公布の日から施行するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第56号 矢吹町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。

本案は、保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満の子供を対象に、保護者の就労状況にかかわらず保育所等に通うことができる乳児等通園支援事業が創設されたことに伴い、当該事業の設備及び運営について基準を定めるため本条例を制定するものであり、令和8年4月1日から実施するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（藤井源喜議長） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第33号 矢吹町公告式条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号 矢吹町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号 矢吹町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号 矢吹町手数料条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号 矢吹町公民館条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号 矢吹町複合施設条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号 矢吹町文化センター条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号 矢吹町ふるさとの森芸術村条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号 矢吹町屋内外運動場条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号 矢吹町体育施設条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号 矢吹町勤労者体育施設条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号 矢吹町農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号 矢吹町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号 矢吹町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第35号、第46号、第48号、第49号、第50号、第51号、第52号、第53号、
第54号、陳情第5号、第6号、第7号、第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜議長） 日程第2、これより議案第35号、第46号、第48号、第49号、第50号、第51号、第52号、第53号、第54号、陳情第5号、第6号、第7号及び第8号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

産業民生常任委員会委員長、8番、三村正一議員。

〔8番 三村正一議員登壇〕

○8番（三村正一議員） 議場の皆さん、おはようございます。

また、傍聴にお越しの皆さん、傍聴においでいただきありがとうございます。御礼申し上げます。

それでは、第450回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第35号、第46号、第48号、第49号、第50号、第51号、第52号、第53号、第54号及び陳情第5号、第6号、第7号、第8号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第35号 矢吹町コミュニティプラザ条例の一部を改正する条例。

本案は、公共施設の適切な維持及び行政サービスの安定的な提供を図ることを目的に利用料を改正するものであり、令和8年4月1日から施行するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第46号 矢吹町健康センター施設条例の一部を改正する条例。

本案は、公共施設の適切な維持及び行政サービスの安定的な提供を図ることを目的に使用料を改正するものであり、令和8年4月1日から施行するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第48号 矢吹町農業集落排水処理施設措置条例の一部を改正する条例。

本案は、国が進める農業集落排水施設の広域化、共同化に取り組み、企業運営の効率化を図るため、矢吹町大和久地区農業集落排水処理区を公共下水道に編入するに当たり、条例の一部を改正し、令和8年4月1日から施行するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第49号 矢吹町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例。

本案は、矢吹町大和久農業集落排水処理区を公共下水道へ編入するに当たり、矢吹町農業集落排水処理施設設置条例を改正することに併せて所要の改正をするものであり、令和8年4月1日から施行するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第50号 矢吹町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、公共施設の適切な維持及び行政サービスの安定的な提供を図ることを目的に使用料を改正するものであり、令和8年4月1日から施行するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第51号 矢吹町都市公園条例の一部を改正する条例。

本案は、公共施設の適切な維持及び行政サービスの安定的な提供を図ることを目的に使用料を改正するものであり、令和8年4月1日から施行するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第52号 矢吹町下水道条例の一部を改正する条例。

本案は、公共施設の適切な維持及び行政サービスの安定的な提供を図ることを目的に所要の改正を行うものであり、令和8年4月1日から施行するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第53号 矢吹町下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例。

本案は、矢吹町大和久農業集落排水処理区を公共下水道へ編入することに当たり、所要の改正を行うものであり、令和8年4月1日から施行するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第54号 矢吹町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

本案は、災害その他非常の場合に復旧工事が迅速に進められるよう、管理者が認めるときは、他の市町村長の指定を受けた指定工事業者が給水装置の工事を行うことができるよう改正するものであります。また、使用料、手数料の設定における基本方針による統一的な基準に基づき算定した適正料金を踏まえ手数料を改正し、公布の日から施行するものであります。

なお、手数料の規定については、令和8年4月1日から施行するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第5号 院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求める意見書の提出について。

本件は、国に対して、診療報酬や介護報酬などの公定価格について、物価高騰や人件費増を賄うことができる水準まで引き上げることにについて意見書の提出を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

陳情第6号 最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書の提出について。

本件は、国に対して、最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業や小規模事業者への支援策を抜本的に拡充、強化することについて意見書の提出を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

陳情第7号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出について。

本件は、国に対して、安心して老後を暮らせるように、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の支給額の改善をすることについて意見書の提出を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

陳情第8号 中町地内町道、北町・新町線歩道改修工事に関する陳情。

本件は、中町地区の町道、北町・新町線について歩道が損傷していることにより、地域住民や来町者が通行に支障を来していることから、安心して生活できる環境を確保するため、歩道の改修工事を求める陳情であります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（藤井源喜議長） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第35号 矢吹町コミュニティプラザ条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第46号 矢吹町健康センター施設条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第48号 矢吹町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第49号 矢吹町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第50号 矢吹町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第51号 矢吹町都市公園条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第52号 矢吹町下水道条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第53号 矢吹町下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第54号 矢吹町水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

これより陳情第5号 院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第5号は委員長報告のとおり採択されました。

これより陳情第6号 最低賃金を引き上げやすい環境整備のため、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第6号は委員長報告のとおり採択されました。

これより陳情第7号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第7号は委員長報告のとおり採択されました。

次に、陳情第8号 中町地内町道、北町・新町線歩道改修工事等に関する陳情を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第8号は委員長報告のとおり採択されました。

◎議案第58号、第59号、第60号、第61号、第62号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜議長） 日程第3、これより議案第58号、第59号、第60号、第61号及び第62号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第一予算特別委員会委員長、3番、芳賀慎也議員。

〔3番 芳賀慎也議員登壇〕

○3番（芳賀慎也議員） 議場の皆様、おはようございます。

それでは、第一予算特別委員会の審査結果を報告させていただきます。

第450回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から7までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

8、審査結果。

当委員会に付託されました議案第58号、第59号、第60号、第61号及び第62号の審査結果は次のとおりです。

議案第58号 令和7年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億4,850万2,000円を追加し、総額を17億3,619万8,000円とするものであります。

歳入の内容は、県支出金1億3,262万円、繰入金158万円、繰越金1,430万2,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、総務費164万4,000円、保険給付費1億2,020万円、国民健康保険事業費納付金2,665万8,000円をそれぞれ増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第59号 令和7年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ6,502万3,000円を追加し、総額を17億2,367万6,000円とするもので

あります。

歳入の内容は、国庫支出金1,131万2,000円、支払基金交付金1,354万3,000円、県支出金828万2,000円、繰越金4,794万5,000円をそれぞれ増額し、繰入金1,605万9,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、保険給付費4,800万円、地域支援事業費403万7,000円、基金積立金1,717万8,000円をそれぞれ増額し、総務費419万2,000円を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第60号 令和7年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ33万6,000円を追加し、総額を2億3,171万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金33万6,000円を増額するものであります。

歳出の内容は、総務費33万6,000円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第61号 令和7年度矢吹町水道事業会計補正予算（第1号）。

収益的支出につきましては、既定の額に153万9,000円を増額し、総額を4億4,669万6,000円とするものであり、内容は、営業費用を153万9,000円増額するものであります。

資本的収入につきましては、既定の額に250万円増額し、収入予算総額を7,480万1,000円とするものであり、内容は、企業債を250万円増額するものであります。

資本的支出につきましては、既定の額に250万円増額し、支出予算総額を1億4,145万9,000円とするものであり、内容は、建設改良費を250万円増額するものであります。

次に、企業債の補正につきましては、配水管布設事業債を250万円増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第62号 令和7年度矢吹町下水道事業会計補正予算（第2号）。

収益的支出につきましては、公共下水道事業については、既定の額から4万2,000円を減額し、総額を4億2,107万5,000円とするものであり、内容は、営業費用を4万2,000円減額するものであります。

農業集落排水事業については、既定の額に25万8,000円を増額し、総額を1億7,307万2,000円とするものであり、内容は、営業費用を25万8,000円増額するものであります。

資本的収入につきましては、農業集落排水事業について、既定の額に500万円を増額し、総額を1億3,344万円とするものであり、内容は、企業債を500万円増額するものであります。

資本的支出につきましては、農業集落排水事業について、既定の額に500万円を増額し、総額を1億7,591万8,000円とするものであり、内容は、建設改良費を500万円増額するものであります。

次に、企業債の補正につきましては、農業集落排水事業債を500万円増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（藤井源喜議長） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第58号 令和7年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第59号 令和7年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第60号 令和7年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第61号 令和7年度矢吹町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号は委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第62号 令和7年度矢吹町下水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第57号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜議長） 日程第4、これより議案第57号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第二予算特別委員会委員長、12番、角田秀明議員。

〔12番 角田秀明議員登壇〕

○12番（角田秀明議員） 議場の皆さん、こんにちは。

ただいまから、第二予算委員会の審査が終わりましたので報告を申し上げます。

第450回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第57号の審査結果は次のとおりであります。

議案第57号 令和7年度矢吹町一般会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ7,447万9,000円を追加し、総額を83億2,919万9,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、町税5,632万6,000円、県支出金1,136万1,000円をそれぞれ増額し、国庫支出金2,784万2,000円を減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費を一般職給料等により3,351万増額、民生費を障害児入所給付費等により4,005万2,000円の増額、土木費を町道整備工事等により3,703万円を減額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、新たに脱炭素化推進事業債社会教育施設を140万円、給食施設整備事業債小学校を100万円それぞれ追加するとともに、地方道路等整備事業債を130万円減額、排水路整備事業債を150万円、公営住宅改修事業債を110万円それぞれ増額し、学校教育施設等整備事業債中学校を350万円減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

○議長（藤井源喜議長） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第57号 令和7年度矢吹町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で全ての審議は終了いたしました。ここで、会期中に町長から追加議案がありましたので、提出議案の概要説明による全員協議会を11時10分から、そして引き続きその取扱いについて議会運営委員会を開催するため、暫時休議します。

（午前10時55分）

○議長（藤井源喜議長） 再開いたします。

（午前11時21分）

◎日程の追加

○議長（藤井源喜議長） 本定例会に提出されました追加議案等の取扱いについて、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、11番、熊田宏議員。

〔11番 熊田 宏議員登壇〕

○11番（熊田 宏議員） 議場の皆さん、こんにちは。

報告に入る前に、先日の地震並びに火災等により被災された皆様にお見舞いを申し上げ、1日も早い復旧、復興をご祈念申し上げます。

それでは、報告させていただきます。

議会運営委員会から、先ほどの協議につきまして報告をいたします。

会期中に、町長から提出のありました議案3件、議員発議3件の追加議案が提出されました。

企画・デジタル推進課長及び議会事務局長から説明を求め、協議をいたしました。

その結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり、本日の議事日程に追加し、全体審議をすることに協議が成立いたしました。

皆様のご協力をお願い申し上げます。

以上で議会運営委員会からの報告とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（藤井源喜議長） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題にすることに決定しました。

なお、追加日程については、お手元の配付資料のとおりであります。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜議長） 日程第5、これより議案第63号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） それでは、説明いたします。

日程第5、議案第63号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本年10月の福島県人事委員会において、民間の支給水準に見合うよう、一般職の期末手当、勤勉手当を引き上げる旨の勧告が行われたところであります。

一般職との権衡及び福島県における特別職の期末手当の引上げの方向性を踏まえ、議会議員の期末手当について、本年12月の支給月数を1.75月から1.80月とし、合計の年間支給月数を3.50月から3.55月に引き上げるものであります。

なお、令和8年度以降の期末手当につきましては、年間0.05月分の引上げに伴い、6月、12月の支給月数をそれぞれ1.775月とし、令和8年4月1日から施行するものであります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

お諮りいたします。議案第63号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜議長） 日程第6、これより議案第64号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改

正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） それでは、日程第6、議案第64号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本年10月の福島県人事委員会において、民間の支給水準に見合うよう、一般職の期末手当、勤勉手当を引き上げる旨の勧告が行われたところではありますが、一般職との権衡及び福島県における特別職の期末手当の引上げの方向性を踏まえ、矢吹町長等の期末手当について、本年12月の支給月数を1.75月から1.80月とし、合計の年間支給月数を3.50月から3.55月に引き上げるものであります。

なお、令和8年度以降の期末手当につきましては、年間0.05月分の引上げに伴い、6月、12月の支給月数をそれぞれ1.775月とし、令和8年4月1日から施行するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

お諮りいたします。議案第64号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜議長） 日程第7、これより議案第65号 令和7年度矢吹町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） それでは、日程第7、議案第65号 令和7年度矢吹町一般会計補正予算（第4号）に

ついてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ31万7,000円を追加し、総額を83億2,951万6,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金31万7,000円を増額するものであります。

歳出の内容は、議会費を議員期末手当により19万8,000円、総務費を特別職手当により11万9,000円、それぞれ増額するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

お諮りいたします。議案第65号 令和7年度矢吹町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜議長） 日程第8、これより発議第4号 院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求める意見書（案）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

8番、三村正一議員。

〔8番 三村正一議員登壇〕

○8番（三村正一議員） それでは、院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求める意見書（案）について説明をいたします。

ケア労働者の賃金は、診療報酬や介護報酬、障害福祉サービス等報酬、保育の公定価格など、国が定めた基準をもとにして算定された公定価格に準拠しております。

しかし、公定価格は憲法で保障された労働者とその家族が健康で文化的な生活を送るために必要な生計費や専門性に基ついてではなく、前年実績などから見積もられているため、低賃金を強いる要因となっております。

今後、26年度の診療報酬、27年度の介護報酬、障害福祉サービス等報酬の改定などが予定されているが、安心して医療や介護、子育て支援などが受けられる持続可能な地域、社会を実現するためには、国の責任で、医療や介護、福祉事業所などの収入源、ケア労働者の賃金の原資となる公定価格の緊急の引き上げが必要でありま

す。

以上の趣旨により、診療報酬や介護報酬などの公定価格について、物価高騰や人件費増を賄うことができる水準まで直ちに引き上げることの早期実施について、地方自治法第99条に基づき意見書を提出しようとするものであります。

以上で趣旨説明といたします。

○議長（藤井源喜議長） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

お諮りいたします。発議第4号 院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求める意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号の意見書は提出することに決しました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜議長） 日程第9、これより発議第5号 最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

1番、梅宮美和子議員。

〔1番 梅宮美和子議員登壇〕

○1番（梅宮美和子議員） 最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書（案）について説明いたします。

福島県最低賃金は、令和8年1月1日から、時間額1,033円に引き上げられる予定であります。

福島地方最低賃金審議会では、今年度の最低賃金の引上げが過去に例を見ない大きな引上げであり、これまで以上に準備期間が必要であることから、発効日を例年より約3か月遅らせました。また、同審議会の答申では、福島県における中小企業・小規模事業者の経営は、エネルギー、原材料価格の高騰等により、依然として非常に厳しい実態にあることを踏まえ、最低賃金を引上げやすい環境整備のために、政府と福島県に対する要望をまとめております。

最低賃金の引上げのためには、中小企業・小規模事業者に対する政府の抜本的支援が不可欠であります。

政府も2020年代に全国平均1,500円の達成に向け、最大限の取組を集中的に行う方針を確認しており、早急に進めることが求められております。

以上の趣旨により、次の項目の早期実現を求め、意見書を提出するものであります。

1. 最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者への支援策を抜本的に拡充、強化すること。

2. 中小企業・小規模事業者の強い要望である社会保険料事業主負担分の減免制度や、給付型支援などを実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものであります。

以上で趣旨説明とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

お諮りいたします。発議第5号 最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、発議第5号の意見書は提出することに決しました。

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜議長） 日程第10、これより発議第6号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書（案）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

8番、三村正一議員。

〔8番 三村正一議員登壇〕

○8番（三村正一議員） それでは、発議第6号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書（案）について説明いたします。

厚生労働省は、2025年度の年金額改定は物価変動率がプラス2.7%、名目賃金変動率がプラス2.3%として、物価と賃金がともにプラスで、賃金が物価を下回るため、67歳以下の改定率、68歳以上の改定率ともに名目賃金変動率の2.3%を適用しました。

しかし、重大なことは、3年連続してマクロ経済スライドを適用し、2025年度の調整削減分0.4%を削減し

たことです。67歳以下、68歳以上の改定者ともに1.9%のプラス改定になりましたが、物価との関係で見れば、実質的には0.8%の減額となります。

この間、消費税は5%から10%へと2倍となり、75歳以上の医療費窓口負担は2倍に、介護保険料や国保料の値上げなど社会保険料が増え、物価高騰などもあり、年金生活者の実質可処分所得は大きく目減りしています。

この結果、働かざるを得ない高齢者が増大し、医療費や食費すら削らざるを得ないなど、基本的人権すら守られない事態となっています。高齢者世帯の3分の2は公的年金が家計収入の全てです。年金額が所得と家計消費に占める割合の高い自治体も多く、年金支給額の削減は受給者の購買力を低下させており、地域経済への影響も大きくなっています。年金額の引上げは生産と流通を活性化させ、広く地域経済に好影響を及ぼします。

年金受給者の生活悪化など危機的状況を受けて、厚生労働省も基礎年金改善の検討を始めています。

以上の趣旨により、次の項目について、意見書を提出するものであります。

1. 若者も高齢者も安心して老後を暮らせるように、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の支給額の改善をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものであります。

以上で趣旨説明とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。発議第6号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、発議第6号の意見書は提出することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（藤井源喜議長） 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、午後1時より議員控室において全員協議会を開催いたしますので、ご協力願います。

これにて第450回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力、誠にありがとうございました。

(午前11時45分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 8 年 3 月 6 日

議 長 藤井源喜

署 名 議 員 関根貴将

署 名 議 員 高久美秋